

芦北町地域防災計画

令和5年度修正

芦北町防災会議

熊本県芦北町地域防災計画

目 次

【本 編】

第1章 総 則

第1節	目的	1
第2節	防災関係機関の事務又は業務	1
第3節	町の地勢	3
第4節	計画の性格及び基本方針	4

第2章 災害予防計画

第1節	事前措置対象調査	5
第2節	防災組織	5
第3節	防災施設の新設又は改良	9
第4節	各災害・種別ごとの災害予防	11
第5節	地域防災力強化計画	11
第6節	防災知識普及計画及び訓練計画	14
第7節	避難収容計画	18
第8節	避難行動要支援者等支援計画	19
第9節	防災関係機関等における業務継続計画	22
第10節	受援計画	22

第3章 災害応急対策計画

第1節	組織計画	24
第2節	動員計画	30
第3節	気象予警報等伝達計画	33
第4節	通信施設利用計画	44
第5節	情報収集及び被害報告取扱計画	45
第6節	広報計画	48
第7節	応急措置計画	50
第8節	自衛隊派遣要請計画	52
第9節	避難計画	52
第10節	救助、救出計画	72
第11節	行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	73
第12節	食料調達・供給計画	74
第13節	給水計画	76
第14節	生活必需品物資供給計画	77
第15節	応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	79
第16節	医療及び助産計画	81

第17節	防疫計画	83
第18節	清掃計画	84
第19節	交通計画対策	85
第20節	輸送計画	86
第21節	障害物除去計画	92
第22節	堆積土砂処理計画	92
第23節	労務供給計画	93
第24節	文教対策計画	93
第25節	土砂災害警戒避難体制整備計画	95
第26節	海上災害対策計画	96
第27節	水防計画	99
第28節	原子力災害対策計画	103
第29節	災害ボランティア計画	105
第30節	地震・津波災害対策計画	107
 第4章 災害復旧・復興計画		
第1節	災害復旧・復興の基本方向	128
第2節	公共土木施設災害復旧計画	128
第3節	農林水産施設災害復旧計画	129
第4節	その他の災害復旧計画	131
第5節	金融対策	132
第6節	被災者自立支援対策計画	133
第7節	復興計画	134
 第5章 災害発生状況		
第1節	本町の災害	136
 第6章 その他		
第1節	報告書様式	149
第2節	芦北町防災会議条例	154
第3節	芦北町災害対策本部条例	156
第4節	防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例	157
第5節	芦北町防災行政無線通信施設の管理運用に関する規則	158
第6節	芦北町防災行政無線通信施設運用規程	163
第7節	芦北町消防団協力事業所表示制度実施要綱	165
第8節	災害時要配慮者利用施設一覧	172
第9節	災害関係機関非常連絡先	175
第10節	災害時における協定の状況	177
第11節	地区防災計画	179
第12節	タイムライン	180

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号以下「基本法」という。)第42条の規定に基づき、芦北町における防災に関し、県、隣接市町村及び各防災関係機関を通じて、必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ、計画的に推進することにより、芦北町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- 1 町の地域に係る防災に関し、芦北町及び町内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務
- 2 防災施設の新設、又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練等災害の発生を未然に防止する災害予防に関する計画
- 3 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、防災又は応急的救助等民生安定のための災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧に関する計画

第2節 防災関係機関の事務又は業務

防災に関係のある各機関の処理すべき事務又は業務は、おおむね次のとおりである。

機 関 名		事 務 又 は 業 務
芦 北 町		1 町防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 消防、水防その他の応急措置 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教、交通等の対策 7 町内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導 8 その他町の所掌事務についての防災対策
熊 本 県		1 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 2 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 3 水防その他の応急措置 4 被災者に対する救助及び救護措置 5 災害時における保健衛生、文教、治安、交通等の対策 6 その他熊本県の所掌事務についての防災対策 7 市町村の災害事務または業務の実施についての援助及び調整
指定地方行政機関	国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所	一級河川球磨川、南九州西回り自動車道の災害応急対策
	国土交通省熊本河川国道事務所八代維持出張所	1 南九州西回り自動車道、国道3号の災害応急対策
	国土交通省熊本港湾・空港整備事務所	1 物資の海上輸送等
	九州農政局消費・安全部	1 主要食糧の需給対策
	熊本南部森林管理署	1 国有林野等の森林治水事業及び防災管理 2 災害応急用材の需給対策

機 関 名		事 務 又 は 業 務
指定地方行政機関	熊本地方気象台(福岡管区気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予防及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の準備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
	八代海上保安署	1 海上における治安警備及び救難対策
	水俣公共職業安定所	1 災害時における労務供給対策
県 の 機 関	熊本県県南広域本部芦北地域振興局 熊本県芦北教育事務所 熊本県水俣保健所	1 県災害対策本部業務中、地方災害対策本部としての総ての事務 2 県道の災害応急対策及び水防対策 3 災害救助対策
	熊本県芦北警察署	1 災害時における治安維持及び交通対策
消防機関	水俣芦北広域行政事務組合消防本部	1 火災の予防、警戒及び防御 2 災害の調査 3 救急救助対策
自衛隊	陸上自衛隊西部方面特科連隊	1 災害時における人命救助、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急の医療防疫、給水・給食・入浴の支援及び通信支援
指定公共機関又は指定地方公共機関	郵便事業株式会社水俣支店芦北集配センター // 田浦集配センター // 湯浦集配センター // 肥後大野集配センター	1 災害時における郵便業務の確保
	日本郵便株式会社芦北郵便局 // 田浦郵便局 // 湯浦郵便局 // 計石郵便局 // 肥後大野郵便局 // 吉尾郵便局	1 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱及び災害つなぎ資金の融通
	九州電力(株)八代営業所及び九州電力送配電(株)八代配電事業所	1 電力施設の保全、保安対策 2 災害時における電力供給確保
	西日本電信電話(株)熊本支店	1 電信電話施設の保全対策 2 災害時における非常・緊急通信の調整及び気象予報警報の伝達
	日本赤十字社現地医療班	1 災害時における医療、助産及び死体処理の実施
	肥薩おれんじ鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策 2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送
	あしきた農業協同組合(本所)	1 災害時における救援物資等の緊急輸送
	熊本日日新聞社芦北支局	1 気象予報、災害情報等の災害広報対策

機 関 名		事 務 又 は 業 務
公 共 的 団 体	あしきた農業協同組合	1 農業関係の被害調査又は協力 2 農作物等の災害応急対策についての指導 3 被災農家に対する融資、又はその斡旋及び種苗、飼料、肥料等の確保、又は斡旋
	芦北町漁業協同組合	1 漁業関係の被害調査又は協力 2 漁船、漁具、定置漁業施設等の災害応急対策についての指導 3 被災漁家に対する融資、又はその斡旋 4 沿岸災害時の応急海上輸送
	水俣芦北森林組合	1 林業関係及び林道等の被害調査又は協力 2 林産物等の災害応急対策についての指導 3 被災林家に対する融資又はその斡旋及び苗木等の確保又は斡旋 4 災害時における木材等の生活資材の確保又は斡旋
	芦北町商工会	1 商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ及び斡旋等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力、斡旋 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
防災上重要な施設の管理者	病院等経営者	1 救護施設の整備及び避難訓練並びに被災時における収容者保護 2 災害時における負傷者等の医療、助産救助
	社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災時における収容者保護
	金融機関	1 被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置
	発電所	1 洪水時の適切な水位調整 2 災害に関する情報提供の協力
	危険物取扱機関	1 危険物取扱上の防災管理 2 災害時におけるプロパンガス、油類の供給

第3節 町の地勢

本町は、熊本県の南部に位置し、北は八代市に、東は球磨川を境に球磨村と、南は津奈木町と水俣市に接しており、西部には不知火海を挟んで天草諸島がある。

地勢は、八代海に面したリアス式の海岸線や九州山地の起伏に富んだ地形から形成され、海岸及び河川流域の平地が水田や宅地を形成しているほかは、ほとんどが丘陵山岳地帯である。

気候は、海岸一帯と山間地帯とでは幾分異なり、海岸地帯は、暖流の影響により暖かく、ほとんど無霜地帯であるが、山間地帯は、降雨量も多く比較的冷涼である。

第4節 計画の性格及び基本方針

1 計画の性格

- (1) この計画は、芦北町防災会議が作成する「芦北町地域防災計画」として、平成28年4月に発生した「平成28年熊本地震」、平成7年1月に発生した「阪神・淡路大震災」及び平成23年3月に発生した「東日本大震災」、更に、令和2年7月に発生した「令和2年7月豪雨」などの大規模災害を踏まえ、本町における災害の防止上必要となる災害予防、災害応急対策及び、災害復旧・復興に係る諸施策について定めるものである。
- (2) この計画は、災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成するよう努めるものとする。

2 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な災害対策の整備及び推進を図るものである。

この計画の作成及び推進にあたっては、次の事項を基本とする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- (3) 男女共同参画などの多様な視点からの防災体制の確立
- (4) 地震等自然災害対策の推進
- (5) 関係法令の遵守

第2章 災害予防計画

第1節 事前措置対象調査

- 1 町長は、災害が発生した場合において、その災害を拡大させる恐れがあると認められる設備又は物件を平常時において調査把握しておくものとする。
- 2 町長は前記調査に基づき、災害の拡大防止に必要な限度において、その設備物件の所有者又は管理者及び占有者に対し、当該設備又は物件の除去、保安その他必要事項を指示するものとする。
- 3 前記指示を受けた者は、直ちにその指示に従い措置するものとする。

第2節 防災組織

1 防災会議

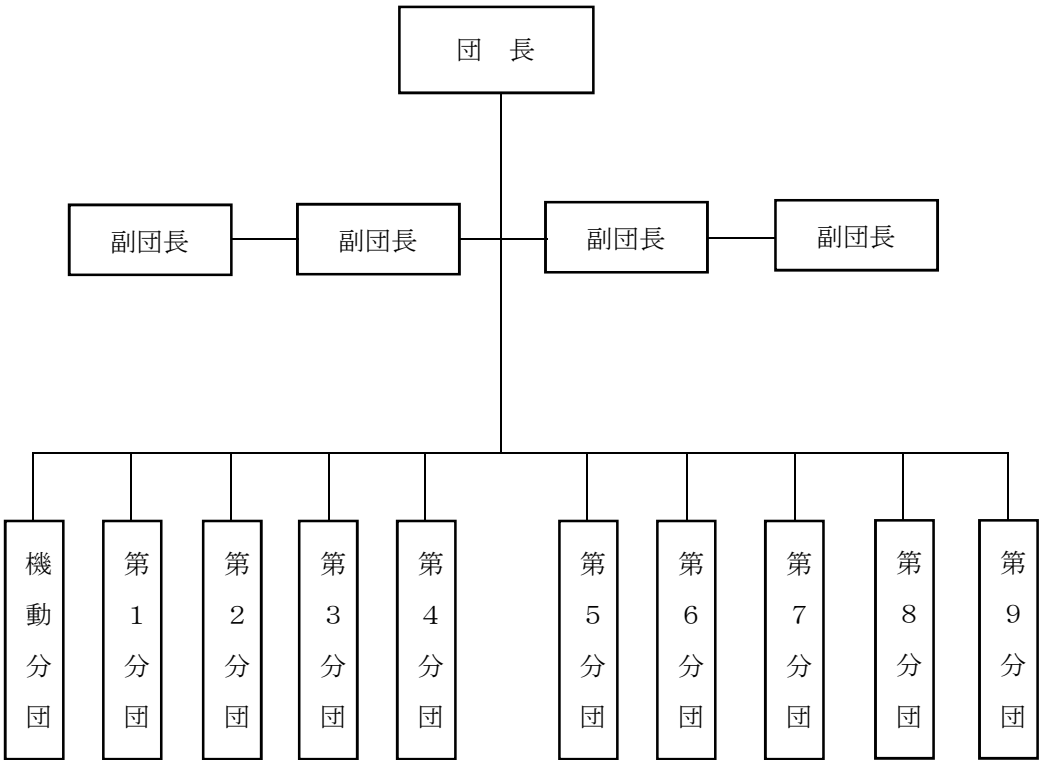
基本法第 16 条の規定に基づき、町の防災計画の作成及びその実施の推進のため、芦北町防災会議を設置する。委員の選任にあたっては、国、県、消防、警察、自衛隊等の関係機関及び男女共同参画の観点から女性委員の選任を行うものとする。

2 災害対策本部

町長は災害時における応急対策活動を推進するため必要があると認めたときは、基本法第 23 条の 2 の規定に基づき芦北町災害対策本部を設置するものとする。

3 消防団

芦北町消防団の組織は次のとおりである。



4 熊本県水難救済会芦北救難所

水難救難所の組織は次のとおりである。

所 長 1名 副所長 2名 救助長3名 副救助長3名 班長7名 救助士3名
救助員60名 顧問 7名 事務局1名 計 87名

5 ボランティア組織

(1) 芦北アマチュア無線クラブ災害協力隊(26名)

(2) 芦北ボランティア連絡協議会

6 自主防災組織

災害からの被害の軽減や安全・安心を確保するためには、行政による**公助**はもとより、町民一人ひとりの自覚に根ざした**自助**、身近な地域コミュニティ等による**共助**が重要であり、個人や家族、地域、企業、団体等様々な主体が防災・減災のための行動をとることが必要である。

特に、地域住民による自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織や事業者、団体等の自主的な初期防災活動が被害拡大を防止するためには極めて重要である。

自主防災組織は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の整備充実を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全を確保するため、編成し大規模な災害、事故等に備えるものである。

(1) 自主防災組織の方針

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動能力が著しく低下することが予想される。

このような場合には、隣保協同の精神に基づく地域住民による防災活動が実施出来る体制を確立しておくことが、被害の未然防止・軽減を図るうえで、より有効な防災対策となる。

- ① 町民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」ことを目的として、地域住民による自主防災組織づくりを積極的に進める。

また、町民は、平時から、防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加するとともに、地域の防災活動における自らの役割を自覚し、防災知識の習得に努める。

- ② 町は、町地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

また、町は、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や要配慮者(高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等)のうち特に避難支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

- ③ 多数の者が利用、従事する施設又は危険物取扱事業所等で一定規模以上の施設等においては、大規模地震・津波災害時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があることから、施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、その義務のない事業所であっても、被害軽減のため自主的な防災組織の設置に努めるものとする。

(2) 地域住民等の自主防災組織

① 組織の育成指導及び強化

町は、自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な助言及び指導等を行うものとする。

また、町及び県は、自主防災組織相互間の情報交換及び連携の場として、自主防災組織連絡会を設置し資質向上及び活性化を図る。

これらの取組の中では、特に、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布や活動時に必要な資機材等の整備促進及び活動支援等により更なる組織化を促進するとともに、養成講座等を通じて、自主防災組織の核としての活動が期待される防災リーダーの育成を図り、各地域の防災訓練や防災教育等への参加・活用を図る。

② 組織づくり

既存の町内会、行政区長等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大に努めるものとする。

ア) 町内会、行政区長会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。

ウ) 自主防災組織の活動を活発にするため、自主防災組織の会長で構成する芦北町自主防災組織連絡会議の実施、モデル地域の紹介等を通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーの育成を図る。

③ 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認められるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

(3) 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を充分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

(4) 主な活動内容

① 平常時の活動

ア) 防災に関する知識の普及

イ) 地域一体となった防災訓練の実施・参加(関係団体と連携した訓練等)

ウ) 情報の収集伝達体制の整備

エ) 火気使用設備器具等の点検

オ) 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認

- カ)危険箇所の点検・情報共有
- キ)避難行動要支援者の把握
- ク)地域内にある他組織との連携促進

② 災害時の活動

- ア)地域内の被害状況等の情報収集及び町への伝達
- イ)出火防止、初期消火の実施
- ウ)地域内における避難勧告・指示等の情報伝達
- エ)地域住民に対する安否確認及び避難誘導
- オ)避難行動要支援者への避難支援
- カ)救出・救護活動への協力
- キ)避難生活における避難場所、避難所の運営等
- ク)見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- ケ)避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

(5) 芦北町の自主防災組織(52組織)

《田浦地区》

- ・田浦1地区自主防災組織 ・田浦2地区自主防災組織 ・田浦3地区自主防災組織
- ・田浦4地区自主防災組織 ・波多島地区自主防災会 ・井牟田2地区自主防災組織
- ・田浦地区自主防災組織 ・小田浦地区自主防災会 ・小田浦2地区自主防災組織
- ・小田浦4区自主防災会

《佐敷地区》

- ・鶴木山区自主防災会 ・計石地区自主防災組織 ・白岩区自主防災会
- ・花岡西地区自主防災組織 ・芦北区自主防災組織 ・道川内西地区自主防災会
- ・道川内東区自主防災会 ・乙千屋区自主防災会 ・伏木氏区自主防災会
- ・向町区自主防災会 ・上町地区自主防災会 ・新町区自主防災会
- ・諏訪地区自主防災会 ・花岡東地区自主防災会 ・田川地区自主防災組織
- ・桑原地区自主防災会 ・八幡区自主防災会 ・大尼田地区自主防災会

《吉尾地区》

- ・黒岩区自主防災会 ・大岩2区自主防災会 ・岩屋川内区自主防災会
- ・大岩1区自主防災会 ・市居原区自主防災会 ・簸瀬地区自主防災組織
- ・上原区自主防災会 ・高田辺地区自主防災組織 ・内木場地区自主防災会

《大野地区》

- ・白石区自主防災会 ・東告地区自主防災会 ・西告地区自主防災会
- ・桑沢見地区自主防災組織 ・市野瀬区自主防災会 ・大野地区自主防災会

《湯浦地区》

- ・女島地区自主防災組織 ・平生区自主防災会 ・湯東地区自主防災組織
- ・湯北区自主防災会 ・湯南地区自主防災組織 ・宮崎地区自主防災会
- ・丸米地区自主防災組織 ・内野地区自主防災組織 ・古石地区自主防災組織

7 芦北町消防団協力事業所(芦北町消防団協力事業所表示制度)

芦北町消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体(以下「事業所など」という。)に対して、消防団協力事業所表示証を交付し、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(1) 認定基準

- ① 従業員が消防団員として、1名以上入団している事業所など
- ② 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所など
- ③ 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所など
- ④ その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、町長が特に優良と認める事業所など

(2) 表示証の交付及び表示

町は、審査の結果、適当と認めたときは、当該事業所など(消防関係法令に違反している事業所は除く。)に表示証を交付するものとする。

交付を受けた事業所(以下、協力事業所という。)は、表示証を事業所などの見えやすい場所に表示するものとし、協力事業所のパンフレット、チラシ、ポスター、看板等により行う映像その他の広告に表示証を表示することができるものとする。

(3) 現在までの協力事業所と認定年月

(株)佐藤産業	平成25年12月	(合)橋本建設	平成26年 2月
(株)木崎建設	平成26年 2月	(株)松下組	平成26年 4月
(株)平松建設	平成26年 6月	(株)橘新建設	平成26年12月
中村建設(株)	平成26年12月	(株)泉建設工業	平成27年 1月
社会福祉法人 光輪会石路の里	令和3年 9月		
(株)フクマツ建設	令和4年 8月		

第3節 防災施設の新設又は改良

1 治山治水対策

- (1) 治山対策としては、水源林のかん養、伐採跡地の早期植樹を推進する。
- (2) 治水対策としては、河川改良事業等により、必要に応じ改修を推進する。
- (3) 砂防については、必要に応じ砂防堤の設置を推進する。

2 住宅の防災対策

- (1) 住宅の不燃化及び耐震化の移行促進を図る。
- (2) 既存住宅の火災警報機設置の推進を図る。

3 防災施設の整備拡充

(1) 消防資機材の整備

被害の拡大防止のため、防火水槽、積載車、小型動力ポンプ、消防ポンプ車等の消防機材を消防団活性化計画に基づき整備し、消防体制の強化を図る。

① 消防施設の整備状況

分 団	ポ ン プ			防 火 水 槽			消火栓
	消 防 車	小型ポンプ付 積載車	小型ポンプ	40m ³	20m ³	その他	
機動分団	1	2					
第1分団		2(内;軽1)	2	19		10	53
第2分団		3	2	18	1	6	31
第3分団		3	2	20		6	54
第4分団		2	3	15		3	52
第5分団		4(内;軽1)	1	24		5	59
第6分団		4	3	28		6	50
第7分団		3	5	45		2	5
第8分団		4(内;軽1)	7	46	3	17	5
第9分団		3	7	36	1	12	
合 計	1	30	32	251	5	67	309

4 その他防災必要機械器具の整備

(1) 気象等観測施設の整備

① 芦北町

観測所名	所 在 地	保有観測器	観測種目
芦北町役場 総 務 課	芦北町大字芦北 2015	風 速 計 気 温 計 湿 度 計 気 圧 計 雨 量 計	風 速 温度(最高・最低・平均) 相対湿度 気 圧 雨 量 天 気
吉尾出張所	芦北町大字吉尾 523-2	雨 量 計	雨 量
大野出張所	芦北町大字天月 1344-2	雨 量 計	雨 量
湯浦出張所	芦北町大字湯浦 253	雨 量 計	雨 量
小田浦地区生涯学習センター	芦北町大字小田浦 3339	雨 量 計	雨 量

② 熊本地方气象台

観測所名	所 在 地	保有観測器	観測種目
田浦	芦北町大字田浦町 639	雨 量 計	雨 量

③ 水俣芦北広域行政事務組合

観測所名	所 在 地	保有観測器	観測種目
芦北消防署	芦北町大字芦北 2781-8	風向風速計 気 温 計 湿 度 計 気 圧 計 雨 量 計	風向・風速 温度(最高・最低・平均) 相対湿度・実効温度 気 圧・雨 量 天 気・積雪量

第4節 各災害・種別ごとの災害予防

1 台風、暴風雨、浸水対策

(1) 危険区域の巡視

町は、台風の接近、風速・風向の変化、満潮の時間帯等、高潮発生要因が重なってきた場合、潮位の異常な上昇を早期に発見するため、警戒水位(海岸によっては、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある場合は「高潮特別警戒水位」)に到達した旨の情報を提供すると指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、あらかじめ監視場所の設定、担当者の選任等監視者の安全を考慮した潮位監視体制の整備に努めるものとする。

また、堤防その他の巡視責任者は、災害対策本部から巡視命令を受けたときから浸水及び高潮等の危険が解消するまで巡視を継続し、その状況を本部に報告するものとする。なお、巡視責任者の受持区域は、役場職員にあっては町長が、消防団にあっては団長があらかじめ定めた区域とする。

(2) かんがい用排水路の点検

農業用かんがい用排水路は、その管理の責任ある者が必要に応じ点検し、被害の未然防止の措置を講ずるものとする。

(3) 水防資機材の点検配備

水防資機材の点検及び配備責任者は、建設課長とする。

2 火災に対する災害予防

(1) 予防査察

消防団は、町内の防火対象物その他住家等の火気取扱い現場を定期若しくは臨時に査察し、火災予防上適切な指導を行うものとする。

(2) 林野火災の予防

① 町長は、乾燥注意報発表中は火入れ許可を行わないものとする。

② 防火線、防火林、防火道等の設置を促進する。

3 地震に対する災害予防

① 地震発生時の被害を最小限に抑えるため、家具の倒壊防止等の安全対策の啓発に努める。

② 町はブロック塀等の撤去に係る補助を行うことにより、未然に避難路の安全確保を図ることとする。なお、当該補助事業の対象となる避難路は、「第3章第9節 避難計画」に定める避難道路に加え住宅や事業所等からの避難場所や避難所に至る経路とする。

第5節 地域防災力強化計画

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

また、町は町民や事業者に対して自助・共助に関する啓発を行い、防災意識の向上を図るとともに、行政区や自主防災組織が行う自主避難所の環境整備や防災活動に必要な資機材等の整備の補助を行う。

1 自助

各行政区や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニテ

イづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努めるとともに、住民一人ひとりが、居住場所の災害危険箇所を認識し、避難路、避難先などを記載したマイタイムライン(避難行動を時系列に整理した計画)を作成するよう努めるものとする。

また、町は地域における自助・共助の推進について、住民や事業者に対してマイタイムラインなどの作成支援などを通じて災害予防の啓発を行うとともに、取り組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家などを活用し、地域防災リーダーの育成を図る。

(1) 平時の取組

① 知識等の取得

- ア)過去の災害の発生状況
- イ)気象予報警報等の種別と対策
- ウ)防災訓練等への参加

② 事前の確認

- ア)指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所
- イ)家族等との連絡方法や集合場所
- ウ)就寝場所の安全確認
- エ)災害情報の入手方法
- オ)近隣の井戸の位置等の確認
- カ)防災行政無線個別受信機等のスイッチ確認

③ 事前の備え

- ア)地震保険等の加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強
- イ)芦北町公式アプリや防災メールサービスへの登録
- ウ)最低3日分(推奨1週間分)の食料、飲料水、生活必需品の備蓄(日常備蓄※を含む。)
 ※日常備蓄:日ごろ利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法
- エ)非常持ち出し品(非常食品、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等)の準備
 ※薬の服用の有無など家族の状況に応じて非常用持ち出し品を準備する。

2 共助

町民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から地域や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平時の活動

① 防災に関する知識の普及

② 地域一体となった防災訓練(町等と連携した訓練)の実施

- ア)避難指示等の地域への情報伝達訓練
- イ)被害状況(地域住民の安否確認を含む。)の把握、町への情報伝達訓練
- ウ)避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
- エ)避難所の運営訓練
- オ)消火訓練等

- ③ 情報の収集伝達体制の整備
- ④ 火気使用設備器具等の点検
- ⑤ 防災用資器材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- ⑥ 危険箇所の点検・情報共有
 - ア) 地域の見廻り
 - イ) 地域防災ハザードマップの作成
 - ウ) 避難行動要支援者の把握
 - エ) 地域内にある他組織との連携促進

(2) 災害時の活動

- ① 地域内の被害状況等の情報収集・町への伝達
- ② 出火防止・初期消火の実施
- ③ 地域内における避難指示等の情報伝達
- ④ 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- ⑤ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- ⑥ 救出・救護活動への協力
- ⑦ 避難所の運営
- ⑧ 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- ⑨ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3 事業所による防災活動

- (1) 事業所は、町の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平時から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。特に、要配慮者利用施設においては、県条例等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、訓練等を行うものとする。

また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地域内の防災活動を行うよう努める。

なお、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について定期的に確認するよう努めるものとする。

- (2) 事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- (3) 事業所は、災害時に事業所の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

- ① 防災体制の整備
- ② 防災訓練の実施
- ③ 施設の耐震化・耐浪化
- ④ 復旧・復興計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し
- ⑤ 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応
- ⑥ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組みを継続的に実施

(4)食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、県及び町との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。

4 災害時協力事業所登録制度

災害等が発生又は発生するおそれがある場合、事業所が保有する資源を地域の重要な防災力ととらえ、町、事業所、地域等が連携した防災体制の強化を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進することを目的として、災害時協力事業所登録制度を設ける。

(1)制度の概要

- 避難場所の提供や資機材の提供など、災害時に協力いただける事業所を災害時協力事業所として登録。
- 災害時等に災害時協力事項を事業所自らの判断で、事業所本来の業務に支障のない範囲で行ってもらう。
- 登録された事業所は、町のHP、広報紙等で広く町民に周知。また、登録証を事業所施設に掲示。

(2)災害時協力事項

- ①一時避難場所等の提供
- ②資機材等の提供
- ③食糧品、飲料水等の物資の提供
- ④初期消火、救出救護等労務の提供
- ⑤その他防災上必要な協力 等

(3)経費の負担

協力事項実施に係る経費については、原則、事業所の負担とする。

第6節 防災知識普及計画及び訓練計画

防災に関し、関係機関職員及び一般住民の自覚と理解を深めるため災害予防又は災害応急措置等防災知識の普及徹底及び有事即応の体制を整えるため必要な事項について定めるものとする。

1 計画の方針

台風、大雨、高潮などによる災害を最小限に食い止めるためには、町等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人ひとりが日ごろから災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため町等防災関係機関は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと必要な避難行動等についての町民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独または共同して行うものとする。

また、町や県は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する町民の理解向上に努めるものとする。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

2 住民に対する防災知識の普及

県及び町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、地域住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、風水害や火災等一般災害に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女共同参画など多様な視点にも十分配慮するものとする。

(1) 普及内容

① 芦北町地域防災計画

② 防災マップ(ハザードマップ)の提供

河川の氾濫による浸水想定区域や高潮による被害の想定区域、土砂災害危険箇所、避難場所、住民の災害に対する日ごろの心構え等を記した防災マップを提供し、地域防災力の向上に努める。

③ 災害予防及び応急措置の概要

県及び町は、平時から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。

普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

ア)火災予防の心得

イ)気象情報等の種別と対策

ウ)台風襲来時の家屋の保全方法

エ)災害危険箇所の認識

オ)農林水産物に対する応急措置

カ)3日分(推奨1週間)の食料(食物アレルギー対応食品等含む)、飲料水、携帯トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄

キ)非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証(コピーでも可)等)の準備

ク)夕方明るいうちからの予防的避難

ケ)寝所位置等の確認(斜面崩壊対策等)

コ)防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ

サ)防災サイレン吹鳴の意義

シ)避難先及び避難方法

ス)避難が困難な場合の対応(深夜の豪雨など)

セ)避難所生活のマナーとルール

ソ)ペットを受入れ可能な避難所

タ)ペットとの同行避難及び避難所での飼育の準備

チ)防疫の心得及び消毒方法等の要領

ツ)災害時の心得

テ)自動車運転者のとるべき措置

④ 建築物に関する各調査の周知

県及び町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

(2)普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用に努めるものとする。

① 社会教育を通じての普及

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人(女性)防火クラブ等の活動、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の会合、各種研修会、講習会、幼年消防大会等の機会を活用する。

② 広報媒体等による普及

情報の出所を明確にしたうえで、次の媒体をはじめとする、有効かつ適切な媒体等を活用する。

ア)町広報媒体の利用

イ)パブリシティ活動の展開

ウ)映画やスライド等、映像資料の利用

エ)広報車での巡回

オ)講演会、研修会等の開催

③ 防災訓練における普及

講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深め、住民に対して各種訓練(消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等)の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術向上への取組みを継続的に実施する。

3 学校教育における防災知識の普及

県及び町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

(1)児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

① 災害時の身体の安全確保の方法

② 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割

③ 風水害等災害発生のしくみ

④ 防災対策の現状

なお、風水害等の災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童生徒等の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

(2) 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。

4 事業所の防災対策の促進

(1) 事業所の防災力向上

県及び町は、優良事業所表彰等、事業所の防災活動を積極的に評価することにより、事業所における従業員の防災意識や防災力の向上を図るものとする。

また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図るものとする。

(2) 事業所に対する事業継続計画(BCP)策定支援

県、町及び関係機関は、事業所の災害発生に伴い、通常の事業活動が中断した場合は、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるように事前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画(BCP)の策定及びBCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント(BCM)の構築を支援する。

5 外国人に対する防災知識の普及

県及び町は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

6 災害記録の保存と災害の教訓の伝承

県、町等は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味を防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

なお、収集した資料等は、県内のみならず、全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信するものとする。

7 防災訓練

防災関係機関は、講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深め、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、住民に対して各種訓練(消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等)の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施するものとする。

(1) 訓練計画

防災関係機関は、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の協力のもと、開催地の地域特性等に応じた各種の個別訓練を有機的に連携した総合的な訓練を実施するものとする。

(2) 訓練の種類

町及び防災関係機関は、単独又は共同で次の防災訓練を実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

- ① 水防訓練 ② 消防訓練 ③ 地震対策訓練 ④ 災害対策本部等設置訓練
- ⑤ 救出・救護訓練 ⑥ 輸送訓練 ⑦ 参集(非常呼集)訓練 ⑧ 総合訓練
- ⑨ 避難(誘導)訓練(ペット同行避難訓練を含む。) ⑩ 安否確認、避難所運営
- ⑪ 情報収集伝達(通信)訓練(津波情報伝達訓練)等

(3) 訓練の時期・場所等

① 訓練の時期

「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。

② 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。

(洪水の危険がある地域や火災危険地域、または土砂災害警戒区域指定地区等それぞれの活動が強く要請される場所等)

③ 訓練実施における要配慮者への配慮

防災訓練を実施する際は、要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

④ 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

第7節 避難収容計画

1 緊急避難場所、避難所の整備及び選定

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活をおくるための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

また、平成28年熊本地震においては、多くの被災者が指定避難所以外の場所に避難せざるを得なかったことを鑑み、必要に応じて指定の見直しを行うものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、非構造部材を含めた施設の耐震化を順次進めるものとし、町は、施設管理者に対してこれを要請するものとする。

さらに、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられるよう努めるものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、

避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらに、指定緊急避難場所については案内標識誘導及び海拔の看板等を設置し、平時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。

なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、避難所開設チェックリストや避難者開設報告書等の事前準備も進めておくものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、患者が発生した場合の対応を含め、避難所開設・運営マニュアル【新型コロナウイルス感染症編】に則って対応し、必要に応じて、保健担当部局及び関係機関と連携を図るものとする。

(2) 避難所の環境整備等

町は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等(非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等)の整備に努める。また、パーティションや簡易ベッド、仮設トイレ、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるとともに、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

さらに、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

2 避難所におけるボランティアの受入れ

町は、避難所でのボランティアの活用が十分に図られるよう、平時から、避難所におけるボランティアの受入方法や役割(業務)を明確にしておくものとする。

3 施設の災害予防対策の推進

県及び町は、所管の施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度の周知等を行うものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用などにより、施設における安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

第8節 避難行動要支援者等支援計画

避難行動要支援者等の避難支援対策を支援するための計画である。

1 避難行動要支援者等支援体制の整備

(1) 避難行動要支援者の把握等

町は、災害が発生し、または災害が発生するおそれのある場合に避難行動要支援者の把握に努めるとともに

に、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための措置(以下「避難支援等」という。)について定めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時において、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者避難支援制度の周知に努めるものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

なお、町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用が支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿(データ)のバックアップ体制(紙媒体、複数の保管場所など)を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿への掲載対象者は在宅で生活している方で、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 要介護3～5の認定を受けている者
- ② 身体障害者手帳の1種を所持するもの(内部障害者を除く)
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ④ 療育手帳Aを所持する者
- ⑤ 避難支援を必要とする難病患者
- ⑥ 上記以外の者で、本人又は関係者から支援等の申し出があった者で町長が避難支援を必要と認める者

(4) 避難支援関係者への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、行政区長、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、消防団その他の避難支援等の実施に携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備するものとする。

また、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性(特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等)を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、防災行政無線、町ホームページ、芦北町公式アプリ及び電話等多様な手段を活用するものとする。

(5) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

① 支援者の選定等

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者の他、近隣住民の積極的な協力が必要であり、町は、自助、地域(近隣)の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から地域支援者を定めるものとする。

また、町は、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関(消防団、警察を含む。)、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者相談支援専門員、障がい者団体等の福祉関係者、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

特に、避難行動要支援者を避難所に移送する場合に備え、あらかじめ患者搬送事業者(福祉タクシー等)等と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

② 関係機関等の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、町は、避難支援者、自主防災組織、行政区長会、民生委員・児童委員、居宅介護支援事業者、障がい者相談支援専門員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持っておくものとする。

③ 避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握と共有及び、地域支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要であり、町は、避難支援計画を作成し、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日ごろから地域づくりを進めておくことが重要である。このため、町や自主防災組織・行政区長会等は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者を拡大するための取組みを行い、芦北町見守りネットワークの構築を図るものとする。

なお、避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、地域支援者とともに避難方法や避難経路の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるものとする。

④ 安否確認の体制づくり

町は、災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、日ごろから地域支援者、自主防災組織、社会福祉施設等の避難行動要支援者と関係する各施設、居宅介護支援事業者、障がい者相談支援専門員、関係団体(障がい者団体、老人クラブ等)と連携を図るなど、安否確認の体制を整備するものとする。

2 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策

(1) 避難支援計画の策定

町は、前述の体制整備を踏まえて、避難行動要支援者支援を円滑・的確に実施するため、避難行動要支援者支援に係る全体的な考え方を整理し、芦北町地域防災計画の下位計画として全体計画を定めるものとする。

また、町は、避難行動要支援者に関する情報(氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の緊急連絡先、障がいの状況等避難支援等を必要とする事由等)を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、一人一人の避難行動要支援者に対して複数の地域支援者、避難場所、避難経路などの避難方法を定める等、具体的な避難支援計画(個別避難計画)を策定し、活用するものとする。

なお、策定した避難支援計画については、避難訓練等を通じて、定期的に確認を行い、随時更新を行うこととする。

(2)避難行動要支援者情報の取扱い

消防機関、消防団、警察、自主防災組織、行政区長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、避難支援者等の第三者への避難行動要支援者情報の提供については、個人情報保護の観点から、町は、避難行動要支援者名簿情報の漏えいの防止に必要な措置を講じるものとする。

なお、保有個人情報に関しては、災害対策基本法に基づき、町内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時においては、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。

第9節 防災関係機関等における業務継続計画

県、町及び防災関係機関は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画(BCP)を定めるものとする。

なお、県及び町は、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画(BCP)の策定等については、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第10節 受援計画

県、町及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

応急対策職員派遣制度等を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。受入れに当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体から人員の派遣等、相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

受援計画の策定に当たっては、県及び町において次の事項について定めておくものとする。

平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

(1) 総括(共通)

- ① 応援要請の手順
- ② 応援体制
 - ア) 応援組織の設置
 - イ) 応援組織の構成、役割

③ 応援の人的・物的資源の管理体制

(2) 人的支援

① 支援対象業務の整理

ア) 応援職員(勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。)が行う業務の明確化

イ) タイムラインによる支援対象業務の全体像の整理

ウ) 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

② 応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動に必要な資機材(通信・OA機器、交通手段、燃料)、水・食料、宿泊場所の確保

(3) 物的支援

① 調達先の確認・確保、要請手順

② 受入拠点の確保

③ 受入れに必要な人員・資機材の確保等受入体制

(4) 被災市町村への支援

① 応援組織の設置

② 被災市町村の支援対象業務の把握

③ 県内市町村との連絡収集態勢

④ 被災市町村の支援ニーズ・支援状況把握、全体状況の取りまとめ

⑤ 体制が十分でない被災市町村への支援業務の支援

⑥ 職員派遣による被災市町村へのニーズ把握 等

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

1 芦北町災害対策本部

災害対策本部は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、防災活動の実施と他の防災関係機関との調整を行うため、芦北町災害対策本部条例(平成17年芦北町条例第17号)に基づき町長が設置する。

2 設置基準

災害対策本部及び現地災害対策本部の設置は、次のいずれかに該当する場合とする。

なお、災害対策本部の設置場所については、芦北町役場本庁を主とし、国、他県、防災関係機関等からの連絡員の派遣に備え、災害対策本部室とは別にテレビ会議を活用するなど十分なスペースや手段を確保しておくものとする。

また、本部運営を円滑に行うため、本部員以外の入室規制や配席図等について、マニュアル等に定めるものとする。

更に、本庁舎が被災し使用不能となる場合に備え、災害対策本部を設置する代替施設をあらかじめ選定(確保)する。

(1) 災害対策本部

- ① 避難指示が発令された場合。
- ② 災害が発生し又は発生するおそれがあり、その規模及び範囲からして本部を設置し、応急対策を必要とする場合。
- ③ 前記のほか、激甚災害等で特に応急対策を実施する必要があると町長が認める場合
- ④ 県災害対策本部又は芦北地方災害対策本部が設置され、本町の地域の一部又は全部において、特に応急対策を実施する必要があるとき。

(2) 現地災害対策本部

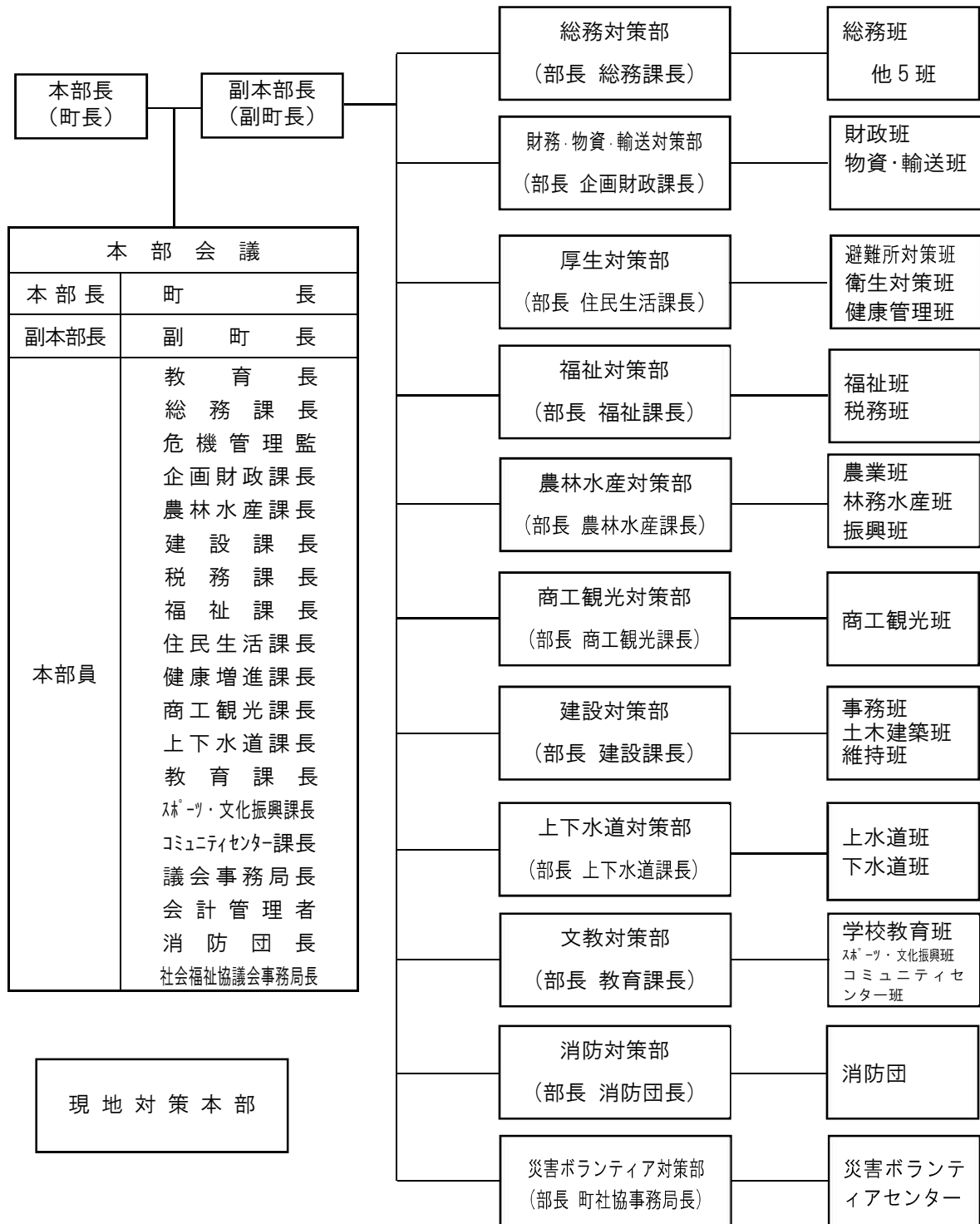
災害地が町災害対策本部から遠隔の場合、又は本部との通信連絡に円滑を欠く場合、その他必要と認められる場合に主要災害地に本部長の指示により設置する。

- ① 現地対策本部には、応急対策又は救助・救護を担当する者のほか、総務班及び広報班から現地情報収集活動及び被害状況等並びに現地での協力機関との調整をする者を配置することができる。
- ② 現地災害対策本部長(災害対策本部長が指名する者)は、現地災害対策本部を掌理し、各防災関係協力機関や他自治体からの応援隊等の指揮を行う。

3 組織、編成及び分掌事務

芦北町災害対策本部の組織、編成及び事務分掌は次のとおりとする。

(1) 災害対策本部組織



(2)編成及び事務分掌

① 災害対策部

ア)本部長は、本部の事務を分掌して推進するため、必要があると認めるときは、災害対策部を置く。ただし、災害の種類又は規模により、必要な対策部のみを置くことができる。

イ)災害対策部に対策部長、班長、班員を置く。

ウ)災害対策部長は、部員(各課長及び室長等)とし、班長、班員は職員のうちから関係課等を考慮して、本部長が指名する。

エ)各対策部において必要な対策等を樹立したときは、その内容を本部に合議するものとし、本部は必要に応じてその内容を公表するなど必要な措置をとるものとする。

② 町災害対策本部の協議事項

本部長は、本部会議の議長となり、次の事項について協議する。

ア)災害予防及び災害応急対策の策定に関する事項

イ)自衛隊の派遣要請に関する事項

ウ)災害救助法の発動要請に関する事項

エ)その他重要事項

③ 災害対策部の事務分掌

各対策部の事務分掌は次のとおりとし、事務の詳細な内容は、「災害時行動マニュアル」等を参照するものとする。なお、事務遂行上、他の対策部と連携が必要なものや下記に記載がない新たな業務が発生した場合については、その都度協議して主に担当する対策部等を定めるものとする。

対策部名	班 名	事 務 分 掌	班 員
総務対策部 長：総務課長 副：危機管理監 副：総務課審議員	総務班	・電話などによる情報収集に関すること ・職員の動員・派遣に関する事項 ・職員の安否確認、参集状況の把握 ・受援体制に関すること ・災害義援金の受入 ・その他班に属さないこと	総務係(5人) 文書法規係(2人)
	防災班	・災害対策本部に関する事項 ・気象情報、河川水位などの情報収集に関すること ・消防団の活動に関すること ・自衛隊の派遣要請に関すること ・各部、各関係機関との連絡調整に関すること ・被災証明書に関すること(自動車など)	危機管理防災室(4人)
	広報班	・広報活動に関する事項、災害記録写真に係ること ・マスメディア対応、災害情報発信に関する事項	秘書広報室(3人)

対策部名	班 名	事 務 分 掌	班 員
総務対策部 長:総務課長 副:危機管理監 副:総務課審議員	情報班	・情報収集、被害状況の取りまとめに関する事 ・報道資料の作成に関する事 ・通信機能の統制、管理、運用に関する事 ・行政データのバックアップに関する事	情報管理係(2人)
	施設等管理班	・車両の確保、配置に関する事 ・町有施設の安全確保の確認に関する事 ・ライフラインの確保に関する事	監理管財係(5人)
	支所班	・田浦支所・各出張所の維持管理に関する事 ・避難所運営への引継等	田浦支所・各出張所(5人)
財務・物資・輸送対策部 長:企画財政課長 副:議会事務局長 副:会計管理者	財政班	・災害経費の予算措置に関する事 ・災害応急物資の調達に関する事 ・ふるさと寄附金受入に関する事 ・災害に関する支出に関する事 ・義援金等現金の保管に関する事	財政係(4人) 会計室(3人)
	物資・輸送班	・プッシュ型など支援物資の受入 ・救援物資等の受入・配分 ・物資受入拠点施設に関する事 ・各施設(避難所)への食料等の輸送に関する事 ・議会議員の安否に関する事	復興創生推進室(8人) 議会事務局(2人)
厚生対策部 長:住民生活課長 副:健康増進課長	避難所対策班	・被災者の保護収容及び避難所運営に関する事 ・避難施設(被災者)及び出勤職員への炊出し、食糧の調達・配分、食品衛生に関する事	総合窓口係(6人) 医療年金係(7人)
	衛生対策班	・災害ごみ、一般ごみ処理の搬入・搬出に関する事 ・被災家屋等の防疫に関する事 ・被災家屋のし尿処理に関する事 ・公費解体に関する事 ・動物の保護、収容に関する事	環境対策係(3人) 清掃センター(3人)
	健康管理班	・医療・保健機関との連絡調整に関する事 ・避難施設(被災者)の健康管理に関する事 ・職員の健康管理に関する事 ・感染症防止及び発生時の対策に関する事	健康づくり推進係(2人) 健康管理係(5人)

対策部名	班 名	事 務 分 掌	班 員
福祉対策部 長：福祉課長 副：税務課長	福祉班	・災害救助法及び被災者生活再建支援法に基づく諸対策に関する事 ・日赤との連絡調整に関する事 ・社会福祉施設等の被害状況の収集に関する事 ・避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導、安否確認、避難状況の把握に関する事 ・避難先社会福祉施設の連絡調整に関する事 ・応急仮設住宅に関する事	社会福祉係(3人) 児童家庭係(4人) 介護高齢者福祉係(5人) 障がい者福祉係(4人)
	税務班	・罹災証明に関する事 ・住家・非住家被害調査の実施、判定 ・住家・非住家被害の取りまとめに関する事	住民税係(5人) 固定資産税係(4人) 収納係(3人)
農林水産対策部 長：農林水産課長 副：農林水産課長補佐	農業班	・被害農家に対する金融対策に関する事 ・農産物、農業施設等の被害の取りまとめに関する事 ・農産物、農業施設等の災害対策に関する事 ・農作物、家畜及び家きんの災害対策に関する事 ・被災証明書に関する事(農業用施設など) ・物資輸送の応援に関する事	農政係(5人) 農業委員会係(2人)
	林務水産班	・林道、林地、治山施設等の被害の取りまとめに関する事 ・林道、林地、治山施設等の応急対策に関する事 ・被害林家に対する金融対策に関する事 ・水産業者に対する金融対策に関する事 ・物資輸送の応援に関する事	林務水産係(5人)
	振興班	・農地・農業用施設・漁港施設等の災害の取りまとめに関する事 ・農地・農業用施設・漁港施設の応急対策、復旧に関する事 ・農道・林道・漁港施設等の災害対策に関する事 ・農地・農業用施設等受益者に対する金融対策に関する事	振興係(4人)

対策部名	班 名	事 務 分 掌	班 員
商工観光対策部 長：商工観光課長 副：商工観光課長補佐	商工観光班 税務班	・商工・観光業者の被災状況の調査に関する事 ・商工観光施設の被害調査、取りまとめに関する事 ・罹災業者に対する金融対策に関する事 ・商工観光関係機関との連絡調整に関する事 ・被災証明書に関する事（商工業施設など） ・物資輸送の応援に関する事 ・住家・非住家被害調査の応援に関する事	商工振興係（2人） 観光振興係（4人） 温泉観光センター（2人） 芦北海浜総合公園（2人）
建設対策部 長：建設課長 副：建設課長補佐	事務班	・公営住宅の被害の取りまとめに関する事 ・公営住宅の災害予防及び応急修理に関する事 ・土木災害応急資材等の調達に関する事 ・公共施設災害に係る関係課との連絡調整に関する事	計画係（5人） 住宅係（2人）
	土木建築班	・公共土木（道路・河川）の被害調査に関する事 ・公共土木（道路・河川）の応急対策・復旧に関する事 ・町道における交通途絶時の迂回路設定に関する事 ・河川の水位、雨量等の情報収集及び水防法に基づく諸対策に関する事項 ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関する事	土木係（4人） 建築係（2人）
	維持班	・水防資機材の輸送に関する事 ・所管する被害道路の応急復旧に関する事	維持係（4人）
上下水道対策部 長：上下水道課長 副：上下水道課長補佐	上水道班 下水道班	・飲料水の確保、供給に関する事 ・給水車などの飲料水の確保に関する事 ・上水道施設の災害対策に関する事 ・生活排水処理、農業集落排水施設の災害対策に関する事	水道係（4人） 下水道係（3人）
文教対策部 長：教育課長 副：スポーツ・文化振興課長 副：コミュニティセンター課長	学校教育班	・児童生徒の応急教育対策に関する事 ・教育施設の災害状況調査に関する事 ・学校用教科書、学用品等の斡旋調達に関する事 ・教育施設の災害対策に関する事 ・児童生徒に対する心のケアに関する事 ・物資輸送の応援に関する事 ・住家・非住家被害調査の応援に関する事	教育課（7人）

対策部名	班 名	事 務 分 掌	班 員
文教対策部 長：教育課長 副：スポーツ・文化 振興課長 副：コミュニティセン ター課長	スポーツ・ 文化振興班 コミュニティ センター班	・社会教育・社会体育施設の災害状況調査に関するこ と ・社会教育・社会体育施設の災害対策に関すること ・文化財の災害状況調査に関すること ・物資輸送の応援に関すること ・住家・非住家被害調査の応援に関すること	スポーツ・文化振興 課(13人) コミュニティセンタ ー課(6人)
消防対策部 長：消防団長 副：消防副団長	消防団	・危険個所の警戒、避難命令の伝達及び避難誘導に関 すること ・水害や火災等の警戒防御に関すること ・消防団(水防団)に関すること ・消防本部との連携に関すること	各分団長
災害ボランティア対策部 長：社協事務局長 副：社協総務課長	災害ボラン ティアセン ター	・災害ボランティアの受入、総合調整に関すること	社会福祉協議会

④ 現地災害対策本部

ア) 現地災害対策本部長は、災害対策副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

イ) 現地対策本部員は、災害対策副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

ウ) 現地対策本部は、町本部と緊密な連絡を保ちつつ、被害等の把握を行うとともに、緊急を要する応急対策を実施する。

第2節 動員計画

1 動員体制の整備

関係機関及び本町の各所属長は、災害発生の恐れ又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の全部又は一部が直ちに応急措置に従事し活動できるようあらかじめ体制を定め、所属職員に周知徹底し相互に協調するよう努めるものとする。

2 町職員の警戒配備体制

災害体制	第一次警戒配備	第二次警戒配備	第三次警戒配備	第四次警戒配備
警戒レベル	警戒レベル2～3	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
本部	—	災害警戒本部	災害対策本部	災害対策本部
責任者	総務課長	総務課長	町長	町長
基準	①大雨、洪水、暴風、高潮、大雪、暴風雪警報の発表 ②震度4の地震 ③上記の外、警報問わず 予防的避難で主たる避難所10か所の開設をする場合	①震度5弱または5強 ②状況により主たる避難所10か所以外の指定避難所の開設	①大津波警報、津波警報、津波注意報の発表 ②震度6弱以上 ③開設した避難所では不足する場合順次指定避難所を開設する。	①災害の発生 ②開設した避難所では不足する場合順次指定避難所を開設する。
避難情報等	予防的避難情報の周知	高齢者等避難の発令	避難指示の発令	緊急安全確保の発令
災害発生	なし	なし	なし	あり
関係課	総務課 建設課 福祉課 ※第三次警戒配備に備え、他の職員も参集準備	総務課 建設課 住民生活課 福祉課 ※第三次警戒配備に備え、他の職員も参集準備	全対策部 (班員の出動は、初動対応できる体制に必要な人数を確保の上、各部長の判断とする。)	全対策部(全職員)

※ 警戒レベル2については気象庁が発表する。

(1) 台風等による予防的避難情報及び高齢者等避難の情報に伴う避難所の開設に係る職員の動員。

熊本地方気象台又は福岡管区気象台から発表された台風の進路予想等で、町に相当の被害が発生すると予見できる場合は、気象情報や災害の発生及び警戒配備に関わらず、別に関係災害対策部の参集や、事前に定めた避難所管理者の配置を行うことができるものとする。

(2) 注意報警戒配備

大雨注意報の発表があった場合などで、必要と認めるときは、総務課長は、第1次警戒配備の担当職員を配置し、情報収集及び監視に当たらせるものとする。

- ① 大雨注意報が発表され、24時間の累積雨量が120mmを超えている場合
- ② 津波注意報又は震度4以上の地震に関する情報が発表されたとき。

(3)第1次警戒配備

災害発生への恐れのある特別警報、警報又は注意報が発表された場合や災害発生への恐れが予見され、予防的避難が必要と想定される場合などには、町職員の警戒配備体制計画に従い職員を動員し、情報収集及び災害対策活動に当たらせるものとする。

閉庁時における災害担当者の参集は、あらかじめ日直者及び警備員に対して連絡体制を指示しておくものとする。

① 勤務時間外における第1次警戒配備体制の確立

ア) 勤務時間外に第1次警戒配備体制となったときは、注意報警戒配備に配置された職員、又は日直者、警備員は、直ちに防災担当職員に連絡するものとする。

イ) 連絡を受けた職員は、第1次警戒配備体制を確立するため、総務課長及びあらかじめ定めた職員に電話等を使って連絡するものとする。

ウ) 出動した職員は、第1次警戒配備体制が確立後、担当課長に必要な指示を受けるとともに、気象情報の伝達、雨量水位等の災害関係資料及び被害状況の収集にあたるものとする。

エ) あらかじめ定めた警戒担当職員は、特別警報、警報又は注意報等が発表された場合、あるいは災害の発生が予見される場合には、伝達がなくても自主的に参集するものとする。

オ) 第1次警戒配備体制出動職員は、勤務時間外に第2次警戒配備体制の確立が必要と認められるときは、総務課長に連絡するものとする。

(4)第2次警戒配備

甚大な災害が発生する恐れがあるとき、総務課長が当該配置を指示したときは、各所属長は、所属職員を指揮監督して、災害応急対策計画に基づく応急措置に従事するものとする。

① 総務課長は、第2次警戒配備体制を確立するときは、災害警戒本部を設置し、災害警戒本部長として、災害の防止、救助等に努めるものとする。

② 総務課長は、関係各課に連絡し、所属職員の配置を指示するものとする。

③ 各所属長は、必要とする職員に連絡し、第2次警戒配備体制の確立を図るとともに、各所属職員の非常登庁後は、職員の出動状況を総務課長に報告するものとする。

④ 勤務時間外に第2次警戒配備を必要とする場合には、動員の招集連絡をとるものとする。

(5)第3次警戒配備

住民の避難が必要と予見されるような甚大な災害が発生する恐れがあるときなど、町長が当該警戒配備体制を指示したときは、各所属長は、所属職員の全部を指揮監督して、災害応急対策計画に基づく応急措置に従事するものとする。

① 町長は、当該警戒配備体制を確立するときは、災害対策本部を設置し、災害対策本部長として、災害の防止、救助等に努めるものとする。

② 勤務時間外に当該警戒配備を必要とする場合には、動員の招集連絡をとるものとする。

(6)第4次警戒配備

住民の避難が必要と予見され甚大な被害が発生した場合、町長が当該警戒配備体制を指示したときは、可能な範囲で緊急安全確保情報として発令し、災害の発生を伝え、住民に命を守る最善の行動を求めることとする。

(7) 災害時の職務分担

別表 第3章第1節災害対策部の事務分掌(P.26～30)のとおりとする。

町長及び各命令権者が登庁できない場合には、別図災害対策本部組織の上席命令権者が指示を行うものとする。

(8) 動員解除

応急措置の警戒配備体制は、次の場合に解除するものとする。

- ① 災害発生の恐れのある注意報、警報等が解除されたとき。
- ② 災害発生の危険性が去ったとき。
- ③ 被害の不拡大が確認され、復旧が軌道に乗り始めたとき。

3 消防団の動員体制

(1) 災害発生の恐れがある場合又は災害が発生したときは、消防団長の指示により各分団長は、団員を指揮して災害対策活動に従事するものとする。ただし、第1次警戒配備体制発動のときは、各分団長は各地域の実情に応じ活動を行うことができるものとする。

(2) 分団長は、消防団活動を行う場合には、消防団長に連絡を行うものとする。

4 他機関への出動及び応援要請

災害発生の恐れがあり、又は災害が発生したとき、災害対策本部長は、必要に応じて関係機関に対し災害応急措置について協力及び応援を要請するものとする。

なお、要請に際しては、関係機関の防災活動拠点場所として、また重機等の待機場所及び資機材の保管場所として、町の公共施設や道の駅などの駐車場の一部及び休憩室等を必要に応じて利用し、救出活動をはじめ災害活動が円滑に行えるよう努めるものとする。

5 災害ボランティアセンターの設置要請及び設置場所

災害対策本部長は、災害が発生し救援活動を行う場合に、人員等の不足により災害ボランティアが必要と判断されるときは、芦北町社会福祉協議会に対しボランティアセンター設置の要請をするものとする。

要請を受けた芦北町社会福祉協議会は、被災後おおむね72時間以内に設置し、運営を行う。

災害ボランティアセンターの本部は、芦北町社会福祉協議会内とし、被災状況に応じ災害ボランティア現地支援センターを設置する。

なお、他の業務と利用が重複しスペースが不足する場合又は移転が必要となった場合は、民有地等も検討して活動拠点の確保を行うものとする。

第3節 気象予警報等伝達計画

気象業務法に基づく特別警報、警報及び注意報等、気象業務法と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等(以下「予警報」という。)を関係機関及び住民に迅速かつ確実に伝達するための通報系統、要領などを定めるものである。

1 予警報等の定義

この計画において、特別警報、警報、注意報、津波予報、水防警報、気象情報、火災気象通報及び火災警報の定義は次のとおりとする。

(1) 気象等の特別警報、警報及び注意報

熊本地方気象台から特別警報、警報及び注意報等が発表されたときは、総務課長は伝達系統により町長、

その他関係機関に伝達するものとし、この場合、必要に応じて、当該特別警報、警報及び注意報等により予想される事態に対し、とるべき措置等をあわせて指示するものとする。

特に、記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報などの重要な気象関係情報については、町長に対する更なる警戒強化と避難指示等の発令を促すものとする。

また、熊本地方気象台から気象等の特別警報、警報及び注意報等が発表されたときは、必要に応じて、熊本地方気象台等に対し、電話等で発表の内容や最新の気象関係情報について確認を行うものとする。

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

○ 熊本地方気象台が発表する気象等の特別警報、警報及び注意報の種類及び発表基準

特別警報

種 類		発 表 基 準
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

警報

種 類	発 表 基 準
警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 具体的には、表面雨量指数基準20 土壌雨量指数基準256
	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、流域雨量指数基準 吉尾川流域=17.2、天月川流域=10.8、漆川内川流域=5.6、佐敷川流域=19.8、湯の浦川流域=14.4、宮の浦川流域=7.5、大尼田川流域=8、小田浦川流域=8.3、田浦川流域=6.6、乙千屋川流域=8.3 複合基準※ 吉尾川流域=(8, 15.4)、漆川内川流域=(8, 4.4)、湯の浦川流域=(8, 12.9)、大尼田川流域=(8, 7.2) 指定河川洪水予報による基準 球磨川[大野] ※(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。
	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが、平地 10cm 以上、山地 20cm 以上になると予想される場合。
	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には平均風速 20m/s以上になると予想される場合
	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 具体的には、雪を伴い、平均風速が 20m/s以上になると予想される場合
	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には有義波高が天草地方で 6m以上、熊本、芦北地方で 2.5m以上になると予想される場合
	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 具体的には潮位が東京湾平均海面上 2.4m以上になると予想される場合

注意報

種	類	発 表 基 準
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。表面雨量指数基準11 土壌雨量指数基準156
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、流域雨量指数基準 吉尾川流域=13.7、天月川流域=6、漆川内川流域=4.2、佐敷川流域=15.8、湯の浦川流域=11.5、宮の浦川流域=6、大尼田川流域=6.4、小田浦川流域=6.6、田浦川流域=5.2、乙千屋川流域=6.6 複合基準※ 球磨川流域=(7,72.8)、吉尾川流域=(5,13.7)、天月川流域=(5,6)、漆川内川流域=(5,4)、佐敷川流域=(9,12.6)、湯の浦川流域=(8,11.5)、宮の浦川流域=(5,6)、大尼田川流域=(5,6.4)、小田浦川流域=(5,6.6)、乙千屋川流域=(5,6.6) 指定河川洪水予報による基準 球磨川[大野] ※(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが、平地 3cm以上、山地 5cm以上になると予想される場合
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には平均風速が 10m/s以上になると予想される場合
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。具体的には雪を伴い平均風速が10m/s以上になると予想される場合
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には有義波高が天草地方で 2.5m以上、熊本、芦北地方で 1.5m以上になると予想される場合
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には潮位が東京湾平均海面上 2.0m以上になると予想される場合
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には濃霧によって視程が陸上で 100m以下、海上で 500m以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 具体的には実効湿度が 65%以下で最小湿度が 40%以下になると予想される場合

なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害の災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあると発表される。 具体的には11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温3℃以下になると予想される場合
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。 具体的には 冬期：平地で最低気温が－5℃以下になると予想される場合 夏期：日平均気温が平年より4℃以上低い日が3日続いたあと、さらに2日以上続く予想される場合

(2) 気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の3つに大別される。

- ①災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが特別警報・警報・注意報等を未だ行うに至らない場合などに予告的に発表する予告的情報
- ②顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、特別警報・津波警報・津波注意報などを行っている場合などに、特別警報・警報・注意報等を補完するための補完的情報
- ③大雨警報を発表中に、キキクルの「危険(紫)」が出現し、かつ数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨、熊本県では1時間110mm以上を観測もしくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかける「熊本県記録的短時間大雨情報」がある。

(3) 大津波警報・津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグネチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」ということ

ばを用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合
には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の
高さも数値で発表する。

津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報等の解除を行い、速やかに通知する。

このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合に とるべき行動
			数値での 発表	定性的表現 での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び、浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m<高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

イ 津波予報区

全国には 66 の津波予報区があり、熊本県は熊本県天草灘沿岸及び有明・八代海に属する。

津波予報区	区 域
熊本県天草灘沿岸	熊本県(天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町に限る。)
有明・八代海	福岡県(有明海沿岸に限る。)、佐賀県(有明海沿岸に限る。)、長崎県(諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸に限る。)、熊本県(天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く。)

(4)津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除 後も海面変動が継続するとき(津波に関するその情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(5)緊急地震速報(警報)

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる地域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

注)緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

(6)火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを町長に通報しなければならない。

火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

- ① 熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(7)火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(8)水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川、海岸又は湖沼について、洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長(八代河川国道事務所長)が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警

告を発するものをいう。

(9)水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものである。

(10)土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎、八代市・天草市・山都町については東部・西部に分割して発表する。

(11)土砂災害危険度情報

土砂災害危険度情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所において土石流の発生や急傾斜地の崩壊が予想される場合、県が任意で発するものであり、土砂災害警戒情報を補足する情報である。

(12)光化学スモッグに関する情報

光化学スモッグに関する情報とは空気中のオキシダント濃度が一定の基準を超え、人体に影響を及ぼすことが予想される場合に県が発するものである。

(予報:0.10ppm 以上、警報 0.24ppm 以上、重大警報:0.40ppm 以上)

2 予警報等の伝達系統

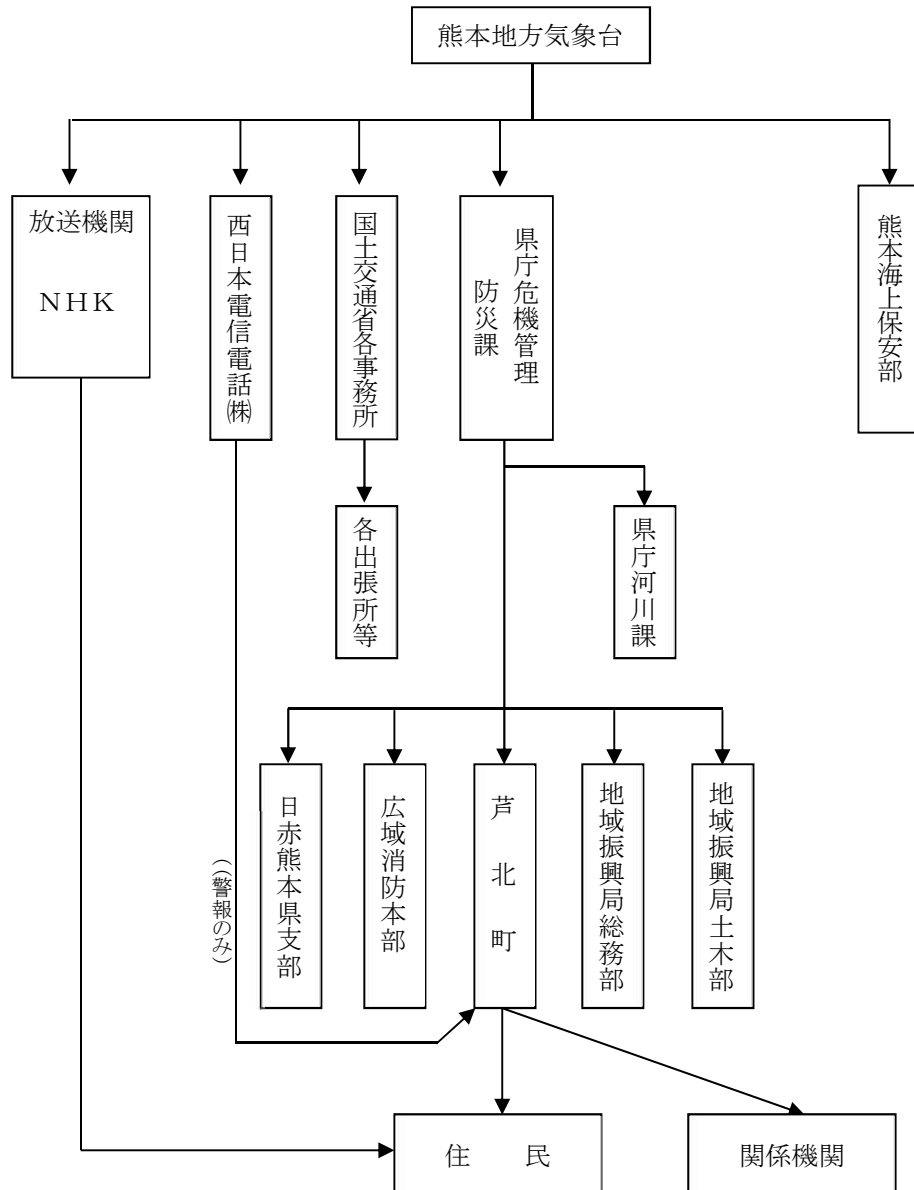
(1)気象等の特別警報、警報及び注意報は、次の系統図により迅速に伝達し、一般に周知させるものとする。ただし、注意報については、その種類又は時期により、伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りでない。

また、特別警報が発表された市町村については、住民に周知の措置を行う義務がある。

(2)土砂災害に関する情報の伝達系統

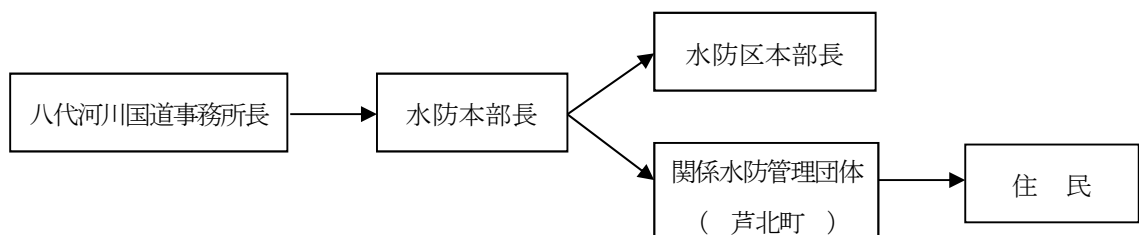
土砂災害警戒情報は迅速かつ的確に伝達し、一般に周知するものとする。

① 気象等の特別警報、警報及び注意報、土砂災害警戒情報の伝達系統

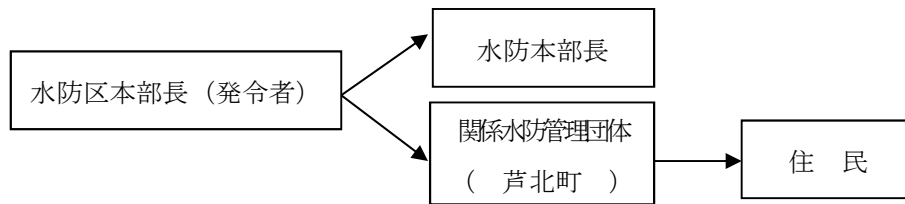


② 水防警報の伝達系統

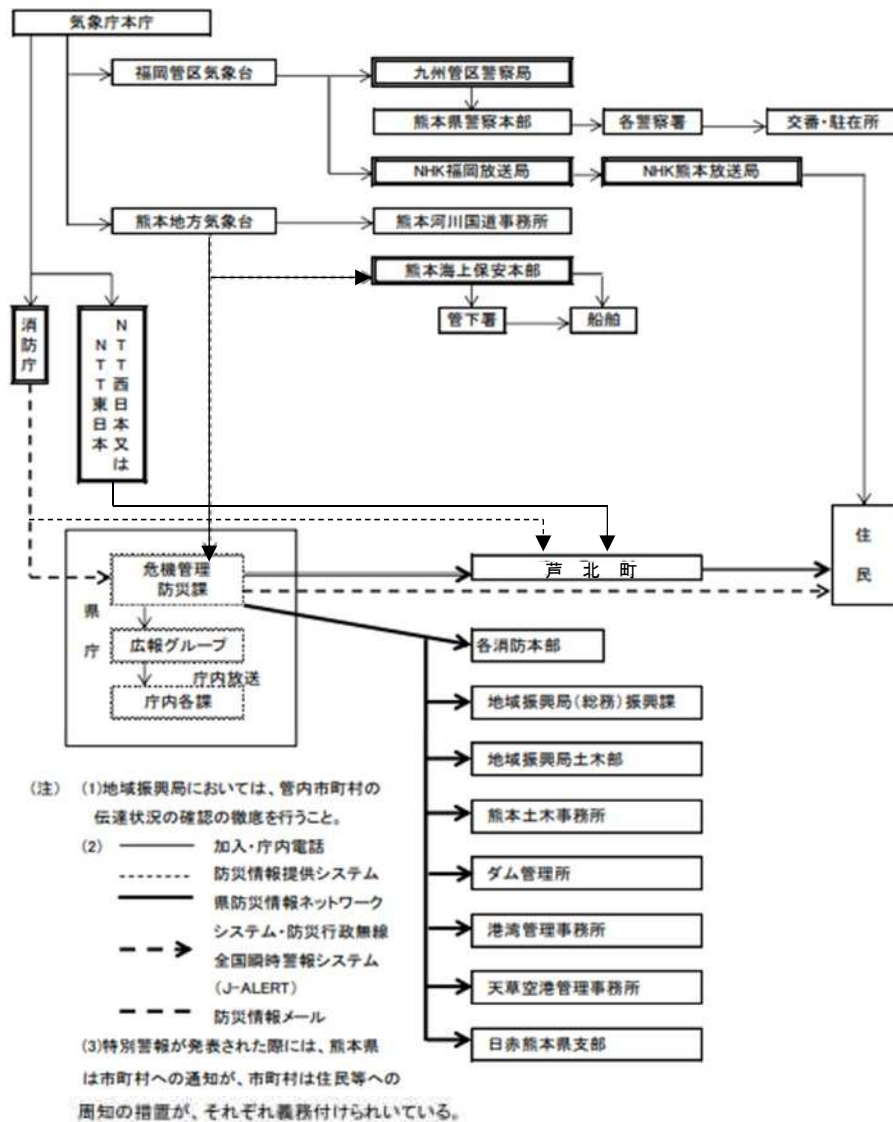
ア) 国土交通大臣が行う水防警報(球磨川水系)



イ) 県知事が行う水防警報



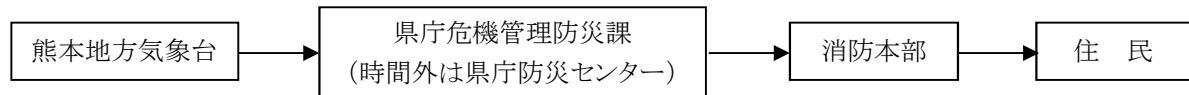
③ 津波警報等の伝達系統



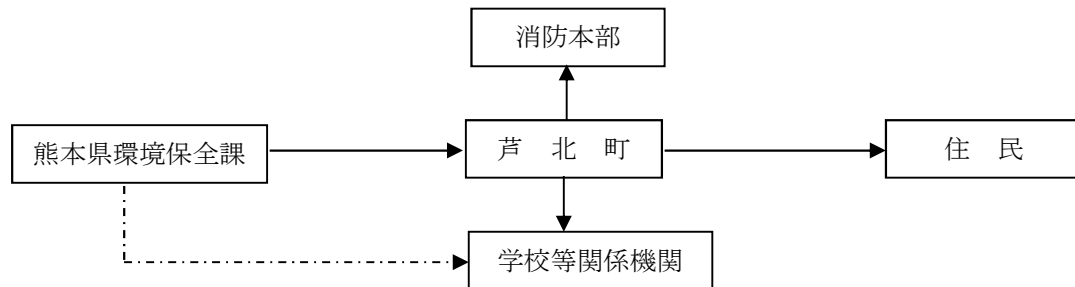
(注)二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

(注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

④ 火災気象通報及び火災警報の伝達系統図



⑤ 光化学スモッグ注意報伝達系統図



3 予警報の取り扱い

(1) 町における取り扱い

① 気象情報の収集

ア) 気象業務法に基づく熊本地方気象台が発表する気象情報については、勤務時間中においては総務課において収集するものとする。

イ) ア) 以外の時間においては、日直者又は警備員が収集するものとする。

ウ) 災害対策本部を設置した場合、防災班において気象情報の収集にあたるものとする。

② 気象等の特別警報、警報及び注意報等の伝達、通報

ア) 勤務時間中に伝達を受けた気象等の特別警報、警報及び注意報については総務課長が受領し、伝達された気象等の特別警報、警報及び注意報によりとるべき措置として指示された事項については、職員及び住民に対し伝達、通報するものとする。

(ア) 住民への周知

防災行政無線

広報車(町広報車、消防車両)

電話

芦北町公式アプリ

(イ) 関係機関への周知

防災行政無線

電話

芦北町公式アプリ

(ウ) 庁内における措置 ※ 出先機関については、電話及びグループウェアとする。

庁内放送、庁内グループウェア、アプリオープンチャット

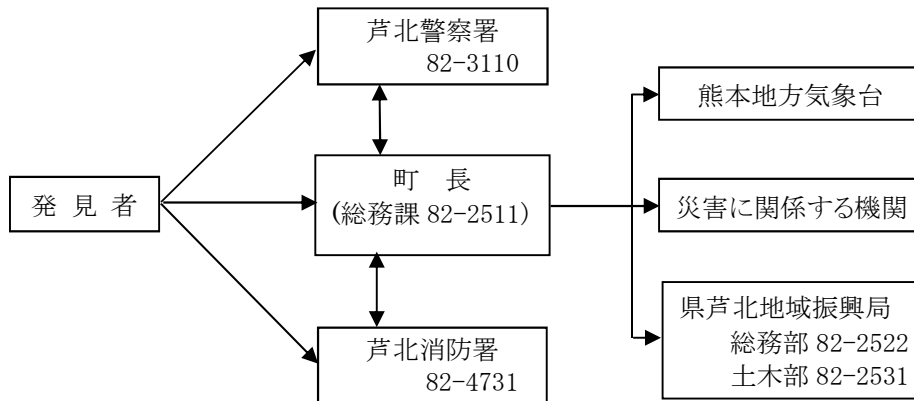
イ) 勤務時間外に気象等の特別警報、警報及び注意報を受領した日直者又は警備員は、直ちに防災担当職員に連絡するものとする。

ウ) 予警報伝達責任者を総務課長とする。

4 異常現象発見時における措置

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は直ちに、本庁又は警察署、消防署のいずれかに通報するよう周知するものとする。
- (2) 異常現象を発見した場合における通報は次の方法による。

① 系統



- (3) 町長は、異常現象発見の通報を受けたときは、直ちに関係機関に連絡し、必要な措置を講じるとともに、関係住民に周知するものとする。

第4節 通信施設利用計画

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合における災害予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行うものとする。

1 災害予警報の伝達に関する利用施設

- (1) 防災行政無線
- (2) 芦北町公式アプリ
- (3) 電話
- (4) エリアメール（緊急速報メール）
- (5) 災害情報共有システム（以下「Lアラート」という。）

2 被害状況等の収集

- (1) 各地区における被害状況の町又は町対策本部への報告は、電話や公式アプリ等によるものとする。
- (2) 町長から芦北地域振興局、その他関係機関への報告は、電話によるものとする。

3 前記以外の通信設備の利用

前記1、2による電話の利用が不能となった場合、次の専用電話、無線等を利用するものとする。

- (1) 県防災情報ネットワークIP電話
- (2) 警察通信施設
- (3) 鉄道関係通信施設
- (4) アマチュア無線通信設備（芦北アマチュア無線クラブ災害協力隊）

4 総ての通信設備が途絶した場合の措置

使者をもって対応するものとする。

第5節 情報収集及び被害報告取扱計画

基本法及び他の法令の規定に基づく災害情報収集、一般被害状況報告、部門別被害状況報告（以下「被害報告」という。）の取扱いについては次のとおりとする。

1 定 義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発、大規模な事故等の原因により生ずる被害をいう。

(2) 人的被害とは、次のとおりである。

死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1か月未満で治癒できる見込みの者とする。

(3) 住家の被害とは、次のとおりである。

住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。
戸 数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。
全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
一 部 破 損	全壊(全焼、流失、埋没を含む)、半壊(半焼、流失、埋没を含む)、床上浸水、床下浸水に該当しないもので、建物の一部が破損したものとするが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。
床 上 浸 水	住家の床以上に浸水したもの及び全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木竹等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。
床 下 浸 水	住家の床上浸水に至らないものとする。

(4)非住家の被害とは、住家以外の建物で全壊又は半壊の被害を受けたものをいい、次のとおりとする。

公 共 建 物	例えば、役場庁舎、公民館等の公用又は公共用に供する建物で全壊又は半壊したものとする。
そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊又は半壊したものとする。

(5)罹災者等とは、次のとおりである。

罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。

2 報告の種別

(1)災害速報

県芦北地域振興局への災害速報様式は、次のとおりとする。

- 災害情報・・・・・・・・・・・・・・・・(様式第1号)
- 被害状況報告(速報・確定)・・・・・・・・(様式第2号)
- 各部門別被害報告・・・・・・・・(様式第3号)
- 住民避難等報告書・・・・・・・・(様式第4号)
- 災害応急対策に要した経費に関する報告・・・・(様式第5号)

① 災害情報

被害を発見した時は、直ちに様式第1号により報告するものとする。

② 被害状況報告及び住民避難等報告

特に指定がない場合は、毎日9時30分まで及び14時30分までの2回報告するものとする。

③ 各部門別被害報告

被害状況取りまとめのうえ、報告するものとする。変更があった場合も同様とする。

④ 災害応急対策に要した経費に関する報告

判明次第報告するものとする。

(2)被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了したとき、様式第2号により報告するものとする。

3 防災情報の収集・伝達システムの活用

町は、県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報くまもと、防災情報共有システムを活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。

さらに、SNS等のデータを活用した情報収集についても有効な手段として検討するものとする。

なお、避難指示等を発令した場合には、Lアラートへ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

なお、平時から県、町、関係機関は、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図るものとする。

4 被害状況の調査

町は、防災行政無線、消防無線、アプリオープンチャット等の活用及び自主防災組織や行政区長等からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している集落の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。被害状況等の調査に当たっては、ドローンを活用して孤立集落の安否確認や被害状況の確認等を調査班を編成して行うものとする。

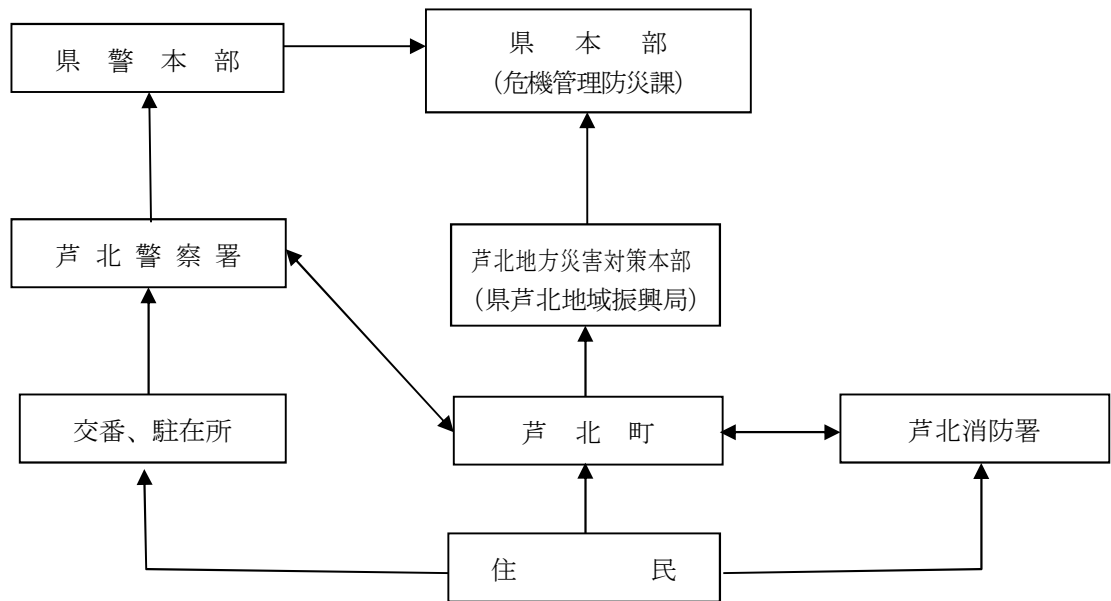
また、調査員は、相互に連絡を密にし、誤調査、脱漏、重複調査等のないよう留意し、異なった被害状況等については調整するものとする。

5 収集及び報告

(1)町長は、町内の確実な被害状況を収集し、取りまとめのうえ、芦北地方災害対策本部(地方対策本部を設けないときは県芦北地域振興局)に報告するものとする。

(2)勤務時間外に住民等から被害報告があったときは、日直者又は警備員が受領し、直ちに総務課長に報告し、県芦北地域振興局に連絡するものとする。

(3)被害報告等は、次の報告系統により行う。



第6節 広報計画

町及び防災関係機関は、災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

また、時間の経過とともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りして、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

1 広報担当

- (1) 通常災害に関する広報担当は、総務課とする。
- (2) 災害対策本部が設置されたときは、同本部組織内に定めるとおりとする。

2 広報資料の収集

総務対策部は、各対策部及び各機関と連携を密にし、災害に関する広報資料(写真を含む)の収集を行うものとする。

3 住民等に対する広報活動

庁内連絡及び住民に対する広報は、第3章第3節 気象予警報等伝達計画 に定めるところにより行う。また、「道の駅たのうら」を情報発信の拠点施設として位置づけし、当該施設を利用する車両通行者及び避難者等への情報提供に努めるものとする。

4 広報の内容及び方法

町は、収集した被害情報及び被災者・避難者に関する対策等について、報道機関や広報紙等を活用し、速やかに住民に対する周知を図るものとする。

(1) 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

- ① 災害対策本部の設置
- ② 災害の概況(被害の規模・状況等)
- ③ 台風等気象情報に関する情報
- ④ 町及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項

- ⑤ 避難の指示(指定緊急避難場所、避難路の指示)及び避難時の留意事項
- ⑥ 電気、ガス、水道等供給の状況、復旧状況
- ⑦ 防疫に関する事項
- ⑧ 火災状況
- ⑨ 医療救護所の開設状況
- ⑩ 給食・給水実施状況
- ⑪ 道路、河川等の公共施設被害、復旧状況
- ⑫ 道路交通等に関する事項、復旧状況
- ⑬ 一般的な住民生活に関する情報
- ⑭ 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
- ⑮ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- ⑯ 住民の安否情報
- ⑰ 医療機関、金融機関などの生活関連状況
- ⑱ 交通規制の状況
- ⑲ 被災者支援に関する情報
- ⑳ その他必要な事項

(2) 広報の方法

広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手法の選択に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど情報を提供する媒体にも配慮し、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。

- ① 防災行政無線による広報
- ② 広報車・消防団による広報
- ③ 報道機関(テレビ、ラジオ、新聞等)による広報
- ④ 広報紙、チラシ、ポスター等による広報
- ⑤ 避難場所への職員の派遣
- ⑥ 自主防災組織等による広報
- ⑦ 町ホームページ、メールサービス、芦北町公式アプリ等町広報媒体の利用による広報
- ⑧ 安否情報システムによる広報
- ⑨ その他状況に応じ効果的な方法

5 インターネット等の活用

町からの情報を被災地に提供や、被災地からの情報を入手する手段として、インターネット等を活用する。

(1) 行政からの情報の提供

被害、安否等の災害情報やライフラインに係わる情報については、できるだけ早く被災地に知らせる必要が

ある。このための情報提供手段として、町公式アプリ、町ホームページ等を活用し情報提供を行うものとする。

(2) 被災地からの情報の収集

被災地からの情報を把握するための情報収集手段として、インターネット・SNS等のデータを活用するものとする。

なお、SNS等の情報は情報源が不明なものや古いものが含まれているため、SNS等が本来有する特性を踏まえた情報活用を行う。

6 住民等からの問合せ対応

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するように努めるものとする。

7 報道機関への対応

大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置を検討する。

なお、報道機関等対外への発表は、町長の指示に従い、速やかに総務課長から発表することとする。

第7節 応急措置計画

1 応急措置

(1) 町の応急措置

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより災害の発生を防御し、又は拡大を防止するため必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

(2) 消防機関の出動命令等

町長は、災害が発生するおそれのあるときは、消防機関に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官の出動を求める等、災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めるものとする。

(3) 設備物件の除去等事前措置

町長は、災害が発生するおそれのあるとき、又は災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者に対し、災害を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保管その他必要な措置をとることを指示することができる。また、状況によっては警察署長にこれらの指示を要求するものとする。

(4) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、人の生命若しくは身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、町長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。なお、町長の委任を受け

てその職権を行う町職員が現場にいないとき、これらのことを行うことを警察官に求めるものとする。

(5) 工作物等の使用、収用等

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めた場合は、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となる物の除去その他必要な措置をとるものとする。

町長は、工作物を除去したときは、その保管、公示及び売却手続き、費用徴収、返還することのできない場合の帰属等について基本法第64条2項後段、第3項から第5項及び同法施行令第25条から第27条の規定に基づいて行うものとする。

(6) 業務命令

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合には、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にあるものを当該応急措置の業務に従事させることができる。なお、町長の委任を受けてその職権を行う町職員が現場にいないとき、これらのことを行うことを警察官に求めるものとする。

(7) 損失補償

町長は、前記(5)により町長による工作物等の使用収用等の処分を行ったため、当該処分により生じた損失によって補償の請求があったときは、これを補償するものとする。

(8) 応急措置の業務に従事したものに対する損害補償

町は、町長又は警察官が前記(6)の業務命令及び(4)の警戒区域の設定のため、当該区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場に居る者を応急措置の業務に従事させた場合には、当該業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し若しくは病気にかかり、又は廃疾となったときは、その者及びその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によってうける損害の補償について、基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例の定めるところによりその補償を行うものとする。

(9) 災害救助法が適用されたときは、町長は知事の補助機関として救助業務を行うものとする。

2 町の委員会委員の応急措置

本町の各種委員会委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置実施について責任を有する者は、本町内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、所掌業務に係る応急措置を実施し、又は町長の実施する応急措置に協力しなければならない。

第8節 自衛隊派遣要請計画

1 災害派遣要請

自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、自衛隊派遣を要請する場合の基準等は次のとおりである。

- (1) 天災地変その他の災害に際して、人命又は財産保護のため必要があり、かつ被災地の消防団等によって対処し得ないと認められとき。
- (2) 災害の発生が目前に迫り、この予防について緊急を要するため、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。
- (3) 派遣要請

町長は、県南広域本部芦北地域振興局長を経由して知事に要請するものとする。

2 派遣部隊等の処理

自衛隊に対し、次の事項に留意するとともに自衛隊の任務と権限を侵害することのないよう処理するものとする。

- (1) 派遣部隊の宿舎施設又は野営施設を準備しておく。
- (2) 自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の一般復旧計画は別途依頼すること。
- (3) 自衛隊の作業に対して、町当局及び住民が傍観するような態度をとらないよう配慮すること。
- (4) 災害地における作業に関しては、町と自衛隊指揮者との間で十分協議して決めること。

その他資機材等の準備経費の負担区分については、県計画によることとする。

3 派遣部隊の撤退時期

人命救助や道路啓開など、応急的な作業がおおむね完了した時点で、町と自衛隊指揮者との間で協議して撤退時期を決めるものとする。

第9節 避難計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させるための計画は次による。

1 実施責任者

住民を災害から保護するため避難命令を発すべき権限のある者は、次のようにそれぞれの法律によって定められている。

なお、実施責任者は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(1) 町長(基本法第60条)

町長は、人命を保護し、災害の拡大を防止するため、特に避難の必要があると認めたときは、その地域の居住者、滞在者その他の者に対し「立退きの指示」ができる。

なお、危険が急迫し、緊急を要する場合で、町長が立ち退きの指示ができないときは、付近にいる町職員、消防署員、消防団員は町長の権限を代行することができる。この場合は、その旨を速やかに町長に報告しなければならない。

(2) 警察官(基本法第61条、警察官職務執行法第4条)

警察官の避難指示は、原則として町長が「立ち退き指示」することができないと認めるとき、又は、町長から要求があったときは、基本法第61条の規定に基づく「立ち退きの指示」を行うものとする。ただし、危険が急迫し、緊急を要する場合は、警察官職務執行法に基づき措置するものとする。

(3) 知事又はその命令を受けた県職員、水防管理者(水防法第29条)

知事又はその命令を受けた県職員、水防管理者(町長)は、洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、「立ち退きの指示」を行うことができる。

(4) 災害のため派遣を命ぜられた自衛官(自衛隊法第94条)

警察官が現場にいない場合に限り、警察官職務執行法第4条の職務の執行を行うことができる。

2 避難等の基準

避難等の基準は、「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月改定)を参考とする。

具体的には、災害の種類及び地域性等により異なるが、判断基準設定の考え方は、下記のとおりとする。基本的には、夜間・早朝であっても、空振りをおそれず躊躇することなく避難指示等を発令できるよう、平時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

また、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため、町は、極力、深夜に大雨等が予想される場合、前日の夕方明るいうちからの予防的避難を住民に呼び掛けるものとする。

なお、実施責任者は、避難等の時期を失わせぬよう関係機関と連携を取りながら監視体制を強化し、災害発生の兆候等の発見に努めるものとする。

また、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

避難情報発令基準(警戒レベルを付記する災害種別)

災害種別	対象区域	警戒レベル※	避難情報	発令の基本的な考え方
洪水	球磨川 ※1 佐敷川 ※2 田浦川 ※3 小田浦川 ※4 湯浦川 ※5	警戒レベル1	—	①水防団待機水位に達した場合
		警戒レベル2～3	予防的避難情報	①氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が予想される場合 ②台風等が接近通過することが予想される場合
		警戒レベル3	高齢者等避難	①避難判断水位(LV3)に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合 ②氾濫危険水位(LV4)に到達する予測が発表されている場合 ③国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過相当(赤)」になった場合 ④堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ⑤警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)
		警戒レベル4	避難指示	①氾濫危険水位(LV4)に到達したと発表された場合 ②氾濫危険水位(LV4)に到達していないものの、指定河川洪水予報により堤防天端高を越えることが予想される場合 ③国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合 ④堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ⑤市庁ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ⑥警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が(夕刻時点で発令) ⑦警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例①～⑤に該当する場合は、他の状況も踏まえ、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
		警戒レベル5	緊急安全確保	①氾濫開始相当水位に達した場合 ②国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合 ③堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊の恐れが高まった場合 ④樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(災害発生を確認) ⑤堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水情報の氾濫発生情報や水防団(消防団)からの報告により把握できた場合)
			避難情報解除	氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著で、上流域での降雨がほとんどない場合
【大雨警報(土砂災害)】	全 域	警戒レベル1	—	—
		警戒レベル2～3	予防的避難情報	①台風接近や大雨が予想され、避難行動要支援者等の避難に支障を及ぼす恐れがある場合 ②熊本県「土砂災害警戒判定メッシュ情報」又は気象庁「土砂キキル(危険度分布)」で「注意(黄色)」から「警戒(赤)」に変わると予想される場合
		警戒レベル3	高齢者等避難	①大雨警報(土砂災害)(レベル3 相当情報「土砂災害」)が発表され、かつ、熊本県「土砂災害警戒判定メッシュ情報」又は気象庁「土砂キキル(危険度分布)」に危険度分布が「警戒(赤)」となった場合 ②線状降水帯発生予測情報が発表された場合 ③数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準に達することが想定される場合 ④警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)レベル3相当に切り替える可能性が高い旨言及されている場合など(夕刻時点で発令))
		警戒レベル4	避難指示	①土砂災害警戒情報(レベル4 相当情報「土砂災害」)が発表された場合 ②熊本県「土砂災害警戒判定メッシュ情報」又は気象庁「土砂キキル(危険度分布)」で「危険(紫)」となった場合 ③警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ④警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令 ⑤土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例①②⑤に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
		警戒レベル5	緊急安全確保	①大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報「土砂災害」)が発表された場合(災害発生を確認) ②土砂災害の発生が確認された場合
			避難情報解除	土砂災害警戒情報の解除

災害種別	対象区域	警戒レベル※	避難情報	発令の基本的な考え方
高潮	※6	警戒レベル1	—	—
		警戒レベル2～3	予防的避難情報	台風接近や大雨が予想され、避難行動要支援者等の避難に支障を及ぼす恐れがある場合
		警戒レベル3	高齢者等避難	①高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合(数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表) ②高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が町にかかる予想されている、又は台風が町に接近することが見込まれる場合 ③警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ④「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
		警戒レベル4	避難指示	①高潮警報(警報レベル4相当情報[高潮])又は高潮特別警報(警報レベル4相当情報[高潮])が発表された場合 ②警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など)(夕刻時点で発令)
		警戒レベル5	緊急安全確保	①水門、陸閘等の異常が確認された場合 ②潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合 ③高潮氾濫発生情報が発表された場合(災害発生を確認) ④異状な越波・越流が発生した場合 ⑥高潮氾濫が発生した場合
			避難情報解除	高潮警報等の解除

※ 警戒レベル1及び警戒レベル2については気象庁が発表する。

※1 高田辺、海路、吉尾、簗瀬、白石、東告、西告

※2 白岩、花西、道川内西、新町、向町、上町、諏訪、花東、八幡

※3 田浦1～4、田浦町1～2

※4 小田浦4～6

※5 平生、芦北、湯東、湯北、湯南、豊岡、宮崎

※6 波多島、井牟田1～2、田浦町1～4、小田浦1、小田浦5、海浦1～2、鶴木山、計石西、計石東、白岩、芦北、花西、沖、福浦、女島西、平生

避難情報判断基準(警戒レベルを付記しない災害種別)

災害種別	対象区域	予防的避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	避難情報解除
暴風	全 域	台風接近や大雨が予想され、避難行動要支援者等の避難に支障を及ぼす恐れがある場合	台風接近や大雨が予想され、避難行動要支援者等の避難に支障を及ぼす恐れがある場合	暴風警報が発表され、災害発生の恐れがある場合	①台風により土砂災害等が発生した場合 ②暴風特別警報の発表	暴風警報等の解除
地震	全 域	—	震度4の地震が概ね24時間以内に連続して発生する場合、もしくは震度5弱以上が発生した場合	震度6弱以上、もしくは震度5弱以上で同時多発の火災が拡大延焼するなど町民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められる場合	地震被害が発生した場合	津波注意報及び警報について、原則として解除通知を受けた場合
津波	※1	—	津波の到達予想時刻等の情報が発表され警報級の可能性がある場合	避難指示 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表	—	津波注意報等の解除、及び津波が来襲した場合は沿岸部を巡回し危険な状態を脱したと町長が判断した場合
大雪	全 域	—	大雪、あるいは暴風雪警報が発表され、避難指示の基準に到達すると予想される場合	大雪、あるいは暴風雪特別警報が発表され、災害発生の恐れがある場合	—	大雪警報等の解除

※ 国のガイドラインに基づき暴風・地震・津波・大雪に関する情報は警戒レベルを用いない。

※1 田浦町1～4、波多島、井牟田1～2、小田浦1～5、海浦1～2、鶴木山、計石西、計石東、白岩、道川内西、道川内東、乙千屋、芦北、花西、向町、本町、上町、新町、花東、花北、諏訪、平生、湯北、湯南、湯東、宮崎、沖、福浦、女島西

(1)町民の自主避難

実施責任者は、災害が発生する恐れのある気象予警報が発表された場合、町民に対して自主避難を促す注意喚起を広報するものとする。また、災害の発生する恐れのある地域の住民は、災害を未然に防ぐため自主避難する。

この場合の避難所は、町が定めた避難施設、最寄りの集会施設、親戚宅、自宅の安全な場所などとする。避難に当たっては、町民は、普段から自宅等のハザードを確認し、避難の必要性を確かめるとともに、町は防災マップ(ハザードマップ)等を配布し、町民に周知する。

(2)予防的避難情報

避難行動要支援者等要配慮者や、避難に対する移動に対して不安を持っている住民の避難に関する安全性を確保するため、夜間に大雨や台風の接近が予想される場合は、明るいうちから早めの避難を行ってもらうよう、住民に呼びかけるものとする。

(3)高齢者等避難

避難に要する時間を確保するため、避難指示等に先立って避難の準備を呼びかけるものとする。なお、高齢者等避難の発令には、熊本地方気象台の大雨・洪水・高潮等の予警報の発表を参考にするものとする。

(4)避難指示

災害が発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、町長は、その地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

また、避難していない人に対して、すでに災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況となった段階において、より強く避難を促す措置として発令するなど、直ちに避難する必要があると町長が判断した場合、避難の措置をとるものとする。

① 地震の場合

同時多発の火災が拡大延焼するなど町民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

② 洪水の場合

河川等の水位が氾濫危険水位に到達し、若しくは突破する恐れがある場合で、上流域における雨量が増加していることにより、さらに水位の上昇が予想される場合。また、水位の設定がない中小河川や水位観測の施設がない河川等においては、巡回の強化等により状況の把握に努め、上記に準じて避難等の措置をとるものとする。

③ 高潮の場合

高潮警報が出され、災害の恐れがあると予測される場合、又は次の状況を満たす場合。

- ・ 台風の暴風警戒域の予報円内にある場合
- ・ 台風の接近時間帯(暴風域圏内に入る時間帯)において、潮位が満潮若しくはその前後の時間帯に重なる場合
- ・ 台風の風向きにより、強風が吹き込む方向に湾、入江を形成している地域で、災害の恐れがある場合
- ・ その他町長が特に警戒が必要であると認めるとき

④ 大雨【大雨警報(浸水害)】の場合

24 時間累加雨量が 250mm を超える雨量、あるいは時間雨量 70mm を超える雨量が連続する場合、又は長時間にわたって雨が降り続き、災害の発生する恐れがあると判断される場合

⑤ 暴風の場合

相当な暴風の襲来により、短時間に災害が起こることが予想され、生命及び身体に危険が及ぶ恐れがあるとき。

⑥ 土砂災害【大雨警報(土砂災害)】の場合

土砂災害の発生が予想され、生命及び身体に危険が及ぶ恐れがあるとき。なお、熊本県土木部砂防課及び熊本地方気象台が共同発表する土砂災害警戒情報を参考にするものとする。

情報の伝達体系は、第3章第3節 気象予警報等伝達計画の2 予警報等の伝達系統による。

⑦ その他町長が災害の発生する恐れがあると判断したとき。

(5) 緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況で、住民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる場合において、いまだ危険な場所にいる住民に対し、立退き避難を中心とした避難行動から緊急安全確保を中心とした行動変容を促す場合に発令する。

3 避難指示等の伝達方法

(1) 責任者及び伝達組織

町長又は避難指示等発令権限者は、本部総務対策部長を伝達責任者とし、避難指示等を実施する。なお、避難指示等を発令した場合、すみやかに、その旨を県に報告するものとする。

(2) 避難情報等の伝達基準

水位情報及び土砂災害危険度情報に基づく避難情報等の住民への伝達基準は、次のとおりとする。

① 水位情報に基づく伝達

水防警報河川の 基準水位種別等	情報種別	伝 達 の 基 準
水防団待機水位	警戒レベル1 注意喚起	・水防警報河川の水位が水防団待機水位を超えた場合に、住民に注意喚起するために伝達する。
氾濫注意水位	警戒レベル2 予防的避難情報	・氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれた時に伝達する。
避難判断水位	警戒レベル3 高齢者等避難	・避難判断水位(レベル3水位)に到達した時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位(レベル4水位)に達すると見込まれた時に伝達する。
氾濫危険水位	警戒レベル4 避難指示	・氾濫危険水位(レベル4水位)に到達した時又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれた時に伝達する。
氾濫発生情報	警戒レベル5 緊急安全確保	・氾濫が発生した時に伝達する。

② 熊本県「土砂災害危険度情報」又は気象庁「土砂キキクル(危険度分布)」に基づく伝達

土砂災害の危険度	情報種別	伝 達 の 基 準
—	警戒レベル1 心構えを一段高める	・早期注意情報(警報級の可能性)を確認する。
注 意	警戒レベル2 予防的避難情報	・実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準に到達した時に伝達する。 ・熊本県「土砂災害警戒判定メッシュ情報」又は気象庁「土砂キキクル(危険度分布)」(注意)黄色に達した時に伝達する。
警 戒	警戒レベル3 高齢者等避難	・実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達した時に伝達する。 ・熊本県「土砂災害警戒判定メッシュ情報」又は気象庁「土砂キキクル(危険度分布)」(警戒)赤色に達した時に伝達する。
危 険	警戒レベル4 避難指示	・実況または予想で土砂災害警戒情報の土壌雨量指数基準に到達した時に伝達する。 ・熊本県「土砂災害警戒判定メッシュ情報」又は気象庁「土砂キキクル(危険度分布)」(危険)紫色に達した時に伝達する。
災害切迫	警戒レベル5 緊急安全確保	・実況または予想で大雨特別警報の土壌雨量指数基準に到達した時に伝達する。 ・災害が発生した場合に伝達する。

※ 警戒レベル1及び警戒レベル2については気象庁が発表する。

※ 放送は、昼夜に関係なく必要に応じて行う。

※ 熊本県「土砂災害危険度情報」又は気象庁「土砂キキクル(危険度分布)」に基づく伝達は、雨量、水位情報に基づく伝達と併せて必要に応じて加える。

(3) 伝達方法

避難指示等の伝達は、最も迅速・的確に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に対しては、あらか

じめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

- ① 防災行政無線等による伝達周知
- ② Lアラートによる伝達周知
- ③ 全国瞬時警報システム(以下「J-ALERT」という。)による伝達周知
- ④ 広報車(町広報車、消防積載車)による伝達周知
- ⑤ 定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭及びマイク等により伝達周知
- ⑥ サイレン及び警鐘による伝達周知
- ⑦ 芦北町公式アプリ等による伝達周知
- ⑧ 電話、直接訪問等による伝達周知
- ⑨ 警察官、消防署、消防団、行政区長、自主防災組織等の協力による伝達周知
- ⑩ 報道関係機関を通じての伝達周知

また、電話回線の不通、停電等を想定した上での伝達方法を定めておき、日頃から非常用電源の点検整備等、維持管理に努めておくものとする。

4 浸水想定区域における避難確保のための措置

(1) 県知事による浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所(以下、避難所という。)、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

(2) 浸水想定区域内に不特定かつ多数の者が利用する施設、又は主として高齢者、障がい者その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

なお、町内の高齢者、障がい者等の施設は、第6章第8節「災害時要配慮者利用施設一覧」(P.172)のとおりである。

(3) 浸水想定区域をその区域に含む場合は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ)の配布及びWEB上にパソコン、携帯電話等から閲覧できるハザードマップを掲載する。

(4) 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の3又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条の2に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練等に関する事項を定めた、避難確保計画を策定するとともに、当該計画に基づく避難訓練を実施しなければならない。(※第6章第8節災害時要配慮者利用施設一覧参照)

5 避難者の誘導

住民が安全かつ迅速に避難できるよう消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、できるだけ公民館や行政区単位等で集団避難を行うものとし、避難指示等発令時において特に避難行動要支援者については、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用して、避難支援を行うものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

- ① 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- ② 危険な地点には標示や縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- ③ 住民に対して、要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴うと想定される場合は、水平・垂直避難等の屋内による安全確保措置を指示することができるものとする。

(1)避難行動要支援者の避難

避難行動要支援者に関する避難については、社会福祉協議会、自主防災組織、行政区長、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉施設・福祉サービス事業者等の協力を得て行い、必要に応じて搬送車両を確保する。

(2)秩序維持及び避難順位

各誘導者は、避難時の混乱防止及び円滑な誘導を実施するため、避難行動の秩序維持に努めなければならない急迫した状況で住民を避難させる場合は、病弱者、高齢者、児童等の保護を優先する。

(3)避難経路等

被災地域、危険箇所等の現場の状況を把握したうえで、安全な避難路を選定し、避難誘導を行う。また、避難について、警察官等と緊密な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

6 避難所の開設及び収容

避難所の開設及び収容等の基準は、次のとおりとする。なお、災害救助法の適用を受ける場合、その基準によるものとする。

なお、避難所への収容においては、要配慮者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容についても検討を行うものとする。

(1)避難所の安全性の確認及び速やかな避難所開設

行政区長又は自主防災組織等は、町から予防的避難情報、高齢者等避難、避難指示等避難情報が発表された場合、町と協力して避難所の安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに避難所を開設し、被害を受けた者、被害を受ける恐れのある者等を収容するものとする。

その際、避難所の開設に当たっては、施設管理者に連絡し、速やかな開錠を行うものとする。

また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、施設管理者の同意を得て避難所として開設する。

安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、町内では避難所を設置することができない場合には、町は隣接市町と協議し、収容の委託あるいは隣接市町の建物・土地を借り上げて避難所を開設するものとする。

(2)自主避難の場合の避難所は、行政区長又は自主防災組織等の判断により開設し、被害の恐れのある者を収容する。ただし、洪水や台風の接近等により被害が予想される場合には、町の指定避難所も開設することができる。

(3)避難施設は、別に定める学校、社会教育施設等の公共施設を使用するものとするが、これらがなく地域やこれらでは充足できない場合には、状況に応じ、安全が確保できる地区集会施設を避難所とするものとする。

既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、出来る限り生活面でバリアフリー化

された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スペースの仮設に配慮する。

(4)住民への周知

避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所を周知し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

(5)避難所開設の報告

避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告しなければならない。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員
- ③ 開設予定期間

特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、町と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。

(6)避難所の管理運営

行政区長又は自主防災組織等は、町と協力しながら、避難所運営を行うものとする。

- ① 避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO等との協働についても検討するものとする。
- ② 避難所運営の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- ③ 避難者は、避難所の自主的な運営が円滑に行われるようルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。
- ④ 行政区長、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努めるものとする。

また、食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。

- ⑤ 避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースなどを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。
- ⑥ 避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、巡回警備や防犯ブザーの配布による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。また、食事の提供は、乳幼

児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保を行うものとする。

- ⑦ 避難期間が長期化する場合、県、町は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。
- ⑧ 空調機を設置し、季節や環境を考慮した快適な環境の確保に努めるものとする。
- ⑨ 仮設トイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるものとする。
- ⑩ 避難所の衛生環境に支障が生じないよう、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進めるものとする。
- ⑪ ペットとの同行避難に備えて、避難所におけるペットのためのスペース(屋内、屋外等)の確保に努めるものとする。
- ⑫ 警察及び防犯ボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものとする。

(7) 指定避難所以外の施設における対策

指定の有無に関わらず、指定避難所以外の施設の管理者は、大規模災害時には、多くの住民が避難してくることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者への対応方針等についてあらかじめ備え、訓練することとする。また、町担当部局等や近隣の指定避難所等を把握しておくものとする。

(8) 広域的避難収容

災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、本町の区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じ、県に支援を要請するものとし、県は必要な調整を行う。

また、本町の行政機能が被災によって著しく低下した場合、県は要請を待たないで、広域避難のための要請を町に代わって行うものとする。

(9) 福祉避難所

① 福祉避難所の指定

避難者である要配慮者の良好な生活環境を確保することを目的とし、内閣府令で定める基準に適合する施設を福祉避難所とする。

町は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設に加え、旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所(福祉避難所)の設置及び指定を進めるものとする。

また、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との連携に努めるものとする。

No.	施設名	所在地	運営主体
1	特別養護老人ホーム 田の浦荘	大字田浦町 870-1	(福)栄和福祉会
2	特別養護老人ホーム 五松園	大字花岡 1118	(福)慈友会
3	障害者支援施設 石路の里	大字湯浦 1505-1	(福)光輪会
4	くまもと芦北療育医療センター	大字芦北 2813	(福)志友会
5	障害者支援施設 みつば学園	大字花岡 1539	(福)芦北福祉会

② 福祉避難所の収容対象者

- ア)身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する要配慮者
- イ)在宅での避難生活、一般の避難所での生活、福祉避難所での生活、緊急的に入所(緊急入所)等のうち、福祉避難所でしか対応できない要配慮者
- ウ)高齢者、障害者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者、及びその家族

③ 開設

災害発生時は、指定避難所の開設に合わせ、必要に応じて開設する。また、開設を行う場合は、協定施設へ電話連絡等で事前に連絡し、要請を行うこととする。

④ 運営

福祉避難所設置・運営に関するガイドライン(日本赤十字社)に基づいて運営するものとし、福祉避難所の運営を円滑に行うために、町は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練を実施するものとする。

⑤ 輸送

福祉避難所まで行くことができず、避難が必要と判断される要配慮者においては、必要に応じ、町が運営主体へ輸送を依頼するものとする。

⑥ 閉鎖

指定避難所の閉鎖に合わせ、必要に応じて閉鎖するものとする。

(10)災害救助法が適用された場合の留意事項

避難所開設の期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認により期間を延長することができる。

7 避難所の安全対策

町は大規模な地震等の災害が発生した後も、避難所に指定している公共施設が継続して避難所としての機能を果たせるよう、天井部材落下防止等の安全対策を行うとともに、定期的に確認を行うものとする。

8 避難所運営マニュアルの作成等

町は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーの確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

また、消防団のほか、地域、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うものとする。

9 車中避難者を含む避難所以外の被災者への対応

町は、行政区長、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、車中避難者を含む指定避難所以外の被災者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

併せて、県及び町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、行政区長、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による

巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

【指定緊急避難場所一覧表】

番号	地区名	避難施設・場所	指定緊急避難場所					指定 避難所
			洪水 内水氾濫	崖崩れ 土石流 地すべり	高潮	津波	大規模な火災 噴火 地震	
1	田浦1 田浦2 田浦3 田浦4	田浦小学校(校舎、体育館)	○	○			○	○
		田浦中学校(校舎、体育館)	○	○			○	○
2	田浦町1	芦北町地域活性化センター	○	○	○		○	○
	田浦町2	背後地裏山等の高台				○		
	田浦町3	御立岬管理棟(駐車場)				○		
	田浦町4	田浦支所(2階)				○		
		黒崎霊苑				○		
3	小田浦1	小田浦地区生涯学習センター(校舎)	○	○	○		○	○
		宮浦地区ふれあいセンター	○	○	○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		町道宮浦線				○		
4	小田浦2	小田浦地区生涯学習センター(校舎)	○	○			○	○
	小田浦3	宮浦地区ふれあいセンター	○	○			○	○
	小田浦4	背後地裏山等の高台				○		
		町道宮浦線				○		
5	小田浦5	小田浦地区生涯学習センター(校舎)	○	○	○		○	○
		小田浦福祉センター	○	○	○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		町道宮浦線				○		
6	小田浦6	小田浦地区生涯学習センター(校舎)	○	○			○	○
	小田浦7	小田浦福祉センター	○	○			○	○
7	海浦1 海浦2	旧芦北幼稚園	○	○			○	○
		県立あしきた青少年の家	○	○	○	○	○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		町道佐敷太郎線				○		
		海浦地区公民館					○	○
8	波多島	上田浦地区社会教育センター	○	○	○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		県道二見田浦線				○		

番号	地区名	避難施設・場所	指定緊急避難場所					指定 避難所
			洪水 内水氾濫	崖崩れ 土石流 地すべり	高潮	津波	大規模な火災 噴火 地震	
9	井牟田1	上田浦地区社会教育センター	○	○	○		○	○
		下井牟田地区ふれあいセンター	○	○	○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		県道二見田浦線				○		
10	井牟田2	上田浦地区社会教育センター	○	○	○		○	○
		上井牟田地区ふれあいセンター	○	○	○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		県道二見田浦線				○		
11	横居木	芦北町地域活性化センター	○	○			○	○
12	鶴木山 計石西 計石東	県立あしきた青少年の家	○	○	○	○	○	○
		旧計石小学校(校舎)					○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		芦北海浜総合公園				○		
		旧計石小学校(校舎・体育館)			○			
		大龍神社				○		
		広域農道				○		
13	白岩	佐敷小学校(校舎、体育館)	○	○	○		○	○
		県立芦北高等学校(校舎、体育館)	○	○	○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		町道道川内田浦線				○		
14	道川内西 道川内東	佐敷小学校(校舎、体育館)	○	○			○	○
		県立芦北高等学校	○	○	○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		町道道川内田浦線				○		
15	乙千屋	佐敷小学校(校舎、体育館)	○	○			○	○
		県立芦北高等学校	○	○	○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		県立芦北高等学校(屋上)				○		

番号	地区名	避難施設・場所	指定緊急避難場所					指定避難所
			洪水 内水氾濫	崖崩れ 土石流 地すべり	高潮	津波	大規模な火災 噴火 地震	
16	花岡北	佐敷小学校(校舎、体育館)	○	○	○		○	○
		県立芦北高等学校	○	○			○	○
		背後地裏山等の高台				○		
17	芦北 花岡西	芦北町民総合センター	○	○	○	○	○	○
		芦北町地域資源活用総合交流促進施設	○	○	○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		芦北町役場				○		
18	向町 本町 上町	芦北町民総合センター	○	○	○	○	○	○
		芦北町地域資源活用総合交流促進施設	○	○	○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		佐敷城跡				○		
19	花岡東 新町	佐敷中学校(校舎、体育館)	○	○			○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		佐敷城跡				○		
20	田川 宮浦 八幡 桑原	佐敷中学校(校舎、体育館)	○	○			○	○
21	諏訪	佐敷中学校(校舎、体育館)	○	○			○	○
		背後地裏山等の高台				○		
22	伏木氏	佐敷中学校(校舎、体育館)	○	○			○	○
23	松生 大尼田 立川	大尼田地区生涯学習センター (校舎、体育館)	○	○			○	○
24	西告、東告	町立公民館大野分館	○	○			○	○
		大野地区構造改善センター	○	○			○	○
25	天月、白石 白木、塩浸	町立公民館大野分館	○	○			○	○
26	国見、大野 市野瀬	大野地区構造改善センター	○	○			○	○
		大野小学校(校舎、体育館)	○	○			○	○
27	簗瀬	吉尾出張所					○	○
		吉尾体育館	○	○			○	○

番号	地区名	避難施設・場所	指定緊急避難場所					指定避難所
			洪水 内水氾濫	崖崩れ 土石流 地すべり	高潮	津波	大規模な火災 噴火 地震	
28	市居原 吉尾	吉尾出張所	○	○			○	○
		吉尾体育館					○	○
29	海路・高田 辺 内木場	吉尾体育館	○	○			○	○
30	大岩一 大岩二 黒岩、永谷 上原 岩屋川内	大岩公民館	○				○	○
		吉尾体育館	○	○			○	○
31	平生	芦北町多目的研修センター	○	○			○	○
		きずなの里	○	○	○		○	○
		湯浦小学校(校舎、体育館)	○	○	○	○	○	○
		湯浦中学校(校舎、体育館)	○	○		○	○	○
		芦北福祉センター		○			○	○
		背後地裏山等の高台				○		
32	湯北 湯南	芦北町多目的研修センター	○	○			○	○
		きずなの里	○	○			○	○
		湯浦小学校(校舎、体育館)	○	○		○	○	○
		湯浦中学校(校舎、体育館)	○	○		○	○	○
		芦北福祉センター		○			○	○
		背後地裏山等の高台				○		
33	湯東 宮崎	芦北町多目的研修センター	○	○			○	○
		きずなの里	○	○			○	○
		湯浦小学校(校舎、体育館)	○	○			○	○
		湯浦中学校(校舎、体育館)	○	○			○	○
		芦北福祉センター		○			○	○
		背後地裏山等の高台				○		

番号	地区名	避難施設・場所	指定緊急避難場所					指定 避難所
			洪水 内水氾濫	崖崩れ 土石流 地すべり	高潮	津波	大規模な火災 噴火 地震	
34	湯南団地	芦北町多目的研修センター	○	○			○	○
		きずなの里	○	○			○	○
		湯浦小学校(校舎、体育館)	○	○			○	○
		湯浦中学校(校舎、体育館)	○	○			○	○
		芦北福祉センター		○			○	○
35	女島西 沖 福浦	女島活力推進センターゆめもやい	○	○	○		○	○
		湯浦小学校(校舎、体育館)			○		○	○
		湯浦中学校(校舎、体育館)			○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		県道水俣田浦線				○		
		広域農道				○		
		沖農村公園				○		
36	丸山 米田	丸米地区生涯学習センター(体育館)	○	○			○	○
37	豊岡 大川内東 大川内西 大川内南 高岡北	内野小学校(校舎、体育館)	○	○			○	○
		内野福祉センター	○	○			○	○
38	高岡南 古石北 古石南	古石地区生涯学習センターみどりの里	○	○			○	○
39	共通	花岡高台	○	○	○	○	○	

【指定避難所一覧表】

番号	避難施設	施設内容			備考
		トイレ	ガス	収容人員	
1	田浦中学校(校舎、体育館)	和・洋	○	307	
2	田浦小学校(校舎、体育館)	和・洋	○	437	
3	芦北町地域活性化センター	洋	○	351	
4	小田浦地区生涯学習センター(校舎)	和・洋	○	44	
5	宮浦地区ふれあいセンター	和	○	30	
6	小田浦福祉センター	和・洋	○	89	
7	旧芦北幼稚園	和・洋	○	359	
8	海浦地区公民館	和	○	20	
9	県立あしきた青少年の家	和・洋	○	992	
10	上田浦地区社会教育センター	和・洋	×	135	
11	下井牟田地区ふれあいセンター	洋	○	20	
12	上井牟田地区ふれあいセンター	洋	○	20	
13	旧計石小学校(校舎、体育館)	和・洋	×	222	
14	佐敷小学校(校舎・体育館)	和・洋	○	666	
15	県立芦北高等学校	和・洋	○	700	
16	芦北町民総合センター	和・洋	○	811	
17	芦北町地域資源活用総合交流促進施設	和・洋	○	232	
18	佐敷中学校(校舎、体育館)	和・洋	○	480	
19	大尼田地区生涯学習センター(校舎、体育館)	和・洋	×	34	
20	町立公民館大野分館	洋	○	32	
21	大野地区構造改善センター	和	○	65	
22	大野小学校(校舎、体育館)	和・洋	○	253	
23	吉尾体育館	和・洋	○	131	
24	吉尾出張所	和	○	61	
25	大岩公民館	洋	○	23	
26	芦北福祉センター	和・洋	×	282	
27	芦北町多目的研修センター	和・洋	○	133	
28	きずなの里	和・洋	○	75	
29	湯浦小学校(校舎、体育館)	和・洋	○	453	
30	湯浦中学校(校舎、体育館)	和・洋	○	448	
31	女島活力推進センターゆめもやい	洋	○	47	
32	内野小学校(校舎、体育館)	和・洋	○	295	
33	内野福祉センター	和・洋	×	65	
34	丸米地区生涯学習センター(体育館)	和	×	160	
35	古石地区生涯学習センターみどりの里	和・洋	○	178	

【避難道路一覧表】

1	海路上原線	48	百木日当線	95	天月祝坂線
2	黒岩上原線	49	百木日添線	96	大崎線
3	岩谷平線	50	内野高岡線	97	小崎平生線
4	川嶽線	51	山神線	98	橋本線
5	岩屋川内線	52	石間伏線	99	生田線
6	渡瀬岩屋川内線	53	双間伏線	100	湯町線
7	大岩小学校線	54	外ヶ平湯治線	101	町前線
8	本川内線	55	平生下線	102	湯浦停車場線
9	塩鶴線	56	金ヶ渕線	103	大野線
10	廿五線	57	湯町山川線	104	大川内線
11	吉尾村中線	58	山川橋本線	105	倉谷日添線
12	大尼田葉山線	59	立川今村線	106	川口内野線
13	伏木氏線	60	祝坂線	107	豊岡元大川内線
14	上白木線	61	漆口線	108	熊ヶ倉岩尾戸線
15	村本線	62	上告線	109	射場芦北線
16	越地線	63	大野小学校線	110	銅山線
17	乙千屋日当線	64	立川線	111	箆瀬線
18	乙千屋線	65	松の鶴線	112	佐敷太郎線
19	白岩向町線	66	谷線	113	舟津乙千屋線
20	道川内田浦線	67	倉谷馬出野線	114	園口線
21	久木崎線	68	平沢津漆川内線	115	杉迫線
22	白岩線	69	太田線	116	天月線
23	計石村中線	70	宮田線	117	中道線
24	白岩計石線	71	宮浦線	118	松生字土線
25	計石西線	72	洲崎線	119	丸尾線
26	惣崎2号線	73	江口線	120	池尻線
27	惣崎線	74	北原線	121	天口線
28	浦平線	75	村迫線	122	沖線
29	鶴木山線	76	黄金ヶ浜線	123	大尼田下村線
30	井手上線	77	下井牟田線	124	長沢線
31	芦北学園線	78	本町線	125	井牟田線
32	大迫線	79	内木場線	126	県道芦北球磨線
33	杉谷線	80	坊ヶ迫線	127	県道田浦港線
34	宇土線	81	坊ヶ迫2号線	128	県道二見田浦線
35	下宮浦線	82	御立岬スカイライン線	129	県道水俣田浦線
36	兼丸線	83	田浦横居木線	130	県道芦北坂本線
37	屋敷野線	84	轟線	131	県道球磨田浦線
38	下白木線	85	中道線	132	県道宮崎芦北線
39	西俣線	86	榎川内線	133	県道天月湯浦線
40	福浦線	87	榎川内2号線	134	県道越小場湯浦線
41	京泊牛水線	88	白木松生線	135	県道古石天月線
42	東泊線	89	平生線	136	県道一勝地神瀬線
43	福浦大崎線	90	平生2号線	137	広域農道津奈木田浦線
44	湯南団地線	91	射場杣線	138	本町射場線
45	柳線	92	花東本町線	139	滝ノ上線
46	岡井線	93	田川瀬戸線	140	海浦線
47	内野尾奈古線	94	瀬戸線		

第10節 救助、救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、または救助して、その者の保護を図るものとする。

1 実施責任者

- (1) 救出は原則として、町長、消防機関および警察機関等が協力して実施するものとする。
- (2) 基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者は救出を実施し、または町長等に協力するものとする。
- (3) その他災害救助法を適用した場合は、熊本県防災計画に準じて実施しなければならないが、現場の状況により臨機に対応し、実施するものとする。

2 救出対象者

罹災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
 - ① 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - ② 地震、がけ(山)崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合
 - ③ 水害の際に流失家屋とともに流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
 - ④ 土石流により生き埋めになったような場合
 - ⑤ 登山者が多数遭難したような場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者、または生命があるかどうか明らかでない者とする。

3 救出の方法

(1) 町、消防職員・団員による救出

- ① 救出作業は、消防署及び消防団の消防機関を主体とした救出班を編成しあたる。班長は、各分団長をもってあたるものとし、分団長不在の場合は、副分団長をもってあてる。

なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。

- ② 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。

(2) 救出期間

救出の期間は原則として災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害発生の日から3日以上を経過しても生存していると思われるときは、救出期間を延長して救出を続行するものとする。

4 応援の手続き

町による救出が困難な場合、又は機械器材等の調達ができない場合は、速やかに芦北地方災害対策本部(県芦北地域振興局)や隣接市町、消防機関、警察、自衛隊等に対し応援を要請するものとする。

なお、要請に際しては、関係機関の活動拠点場所として、また重機等の待機場所及び資機材の保管場所として、町の公共施設や道の駅たのうらの駐車場の一部及び休憩室等を必要に応じて利用し、救出活動をはじめ

災害活動が円滑に行えるよう努めるものとする。

第11節 行方不明者等搜索及び遺体収容埋葬計画

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者(以下「行方不明者等」という。)や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者の搜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。

1 実施機関

(1)行方不明者等の搜索及び埋葬等は、町長が、警察、消防機関、海上保安部、警察医会、警察歯科医会等の協力を得て、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行うものとする。

町だけでは十分な対応ができない場合、町及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

なお、関係機関間の情報共有の為、定期的に搜索調整会議を開催するものとする。

(2)災害救助法が適用され知事から委任を受け、又は知事において救助できないときは、知事の補助機関として町長が行う。

2 搜索

(1)搜索対象者

災害の規模がきわめて広範囲でしかも激甚であるため、町長が死体搜索の必要を認めたときの死亡者。

(2)搜索の期間

死体搜索の期間は、原則として災害発生の日から10日間とする。ただし、災害発生の日から10日以上経過しても、さらに搜索を行う必要があると認められる場合は期間を延長して搜索を行うものとする。

(3)搜索の方法

警察機関、消防団、地元住民等の協力を得て行うものとする。

3 死体の収容及び処理

(1)死体収容

① 死体が発見された場合は、直ちに所轄警察署又は交番に連絡し、現場で警察の検視を行う。

警察等は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき又は遺体がある旨の届出を受けた場合には、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号)に基づき死体取扱いを行うものとする。

死体取扱いに当たっては、指紋の採取、DNA型鑑定資料の採取、写真撮影等を行い、死体調査終了後、遺族に引き渡すものとする。また医師会、歯科医師会との緊密な連携により、迅速かつ的確な死体調査、身元確認に努めるものとする。

② 受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、遺体発見場所を管轄する町長に引き渡し、被害現場付近の適切な場所(旧社会教育センター、芦北町役場第4会議室等)に安置所を開設し、死体を安置するものとする。

なお、戸籍法第92条第1項の規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行うものとする。

町は、死者及び行方不明者を把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品を確保するものとする。

(2) 死体の処理

収容した死体は、引き取り人の申し出、又は身元の判明を待ため、所要の時間安置し、なお、不明のときは仮埋葬するものとする。

なお、死体は警察の検視後、町長等に引き渡された後で処理を行うものとする。

① 処理の内容

死体の処理は、おおむね次の3種類とする。

ア) 死体の一時保存(安置場所については、町長が別に定める)

イ) 死体ごとのその所持品、衣類等の保存

ウ) 仮埋葬(火葬)

(3) 仮埋葬(火葬)

① 火葬場等の状況 水俣芦北広域火葬場(津奈木町大字千代 700 番地)

② 1日処理能力 12体(成人)

第12節 食料調達・供給計画

大規模な災害が発生した場合には、必要な食料の供給を円滑に実施するものとする。

1 実施機関

(1) 罹災者及び災害応急作業従事者等に対する食料の供給は、町長が実施するものとする。町のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。

(2) 災害救助法が適用されたときは、県知事が行うが、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、町長が実施する。

2 給与の対象

(1) 避難施設に収容中の者(長期に開設する避難所に限る。)

(2) 災害により、日常の食事に支障が生じると認められる者

(3) 急迫した災害の防止及び応急対策活動等に從事中の者(自衛隊派遣部隊員は、対象外とする。)

3 給与する食料の内容

給与する食料は、対象者が直ちに食することができる現物によるものとする。

基本的には米穀等の原材料を調達して炊き出すこととするが、状況に応じてパン等の麦製品、弁当、町備蓄の乾燥米飯、乾パンなどを、さらには乳児用としてミルク等を給してもよい。

4 食料の調達

米、味噌、醤油、食パン、漬物、乾物類、製麺類、その他は町内小売業者から調達する。ただし、町内で調達できない場合は、この限りでない。

(1) 県及び町は、あらかじめ、他自治体、民間事業者との協定を締結する等により、物資の調達体制の確保に努めるものとする。

- (2) 県及び町、その他防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他県、市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努めることとする。

5 炊き出しの方法

原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、民間事業者、地区、自主防災組織、ボランティア等と連携して炊き出しを行うものとする。

町が多大の被害を受けたことにより、炊き出しによる食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出しについて協力を要請するものとする。

6 備蓄物資の保管

- (1) 町備蓄の乾燥米飯等(以下「備蓄物資」という。)については、倒木等による道路の寸断により地区が孤立した場合を想定し、分散保管するものとする。

保管場所	保管数
芦北町地域活性化センター	600人分
地域資源活用総合交流促進施設	600人分
きずなの里	500人分
町立公民館大野分館	150人分
吉尾出張所	150人分
計	2,000人分

- (2) 上記の他、以下の場所の小規模物資拠点に保管するものとする。

場 所	保管数
芦北町地域活性化センター駐車場	250人分
地域資源活用総合交流促進施設 駐車場(2基)	250人分
きずなの里駐車場	150人分
大野地区構造改善センター駐車場	250人分
大尼田地区消防格納庫横	250人分
吉尾運動場	250人分
大岩公民館前	250人分
計	1,650人分

7 生活維持に必要な資機材の保管

集落の孤立発生に備え生活維持に必要な発電機等の資機材を集落の孤立が想定される地区の防災倉庫に保管するものとする。

8 輸送の方法

物資の輸送が迅速かつ的確に行われるよう次の方法により、輸送を行うものとする。

- (1)第3章第20節輸送計画(P.86)の定めるところにより行う。
- (2)供給業者において、自ら行わせる。
- (3)運送業者等との協定又は契約により行わせる。
- (4)地区や自主防災組織等において、自ら行わせる。

第13節 給水計画

災害により飲料水が断水、汚染または枯渇し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保し、被災地域住民の日常生活の安定を図る。

1 実施機関

罹災者に対する飲料水供給の実施は、町長の指示に基づいて上下水道対策部が行い、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施することとする。

2 補給水利の種別所在

災害時の飲料水供給は、芦北町上水道のうち未被災施設を利用する。

3 給水方法及び給水量

- (1)飲料水不足の罹災地域に対しては、トラック仮設水槽等により緊急給水計画を樹立して、給水する。
- (2)給水車から給水する水は、水道法施行規則に定める消毒、その他衛生上必要な措置を講じなければならない。
- (3)罹災者に対する基準給水量は、一人一日当たり 20 ㍓とする。
- (4)運搬給水の留意事項

運搬給水に当たっては、救急病院や透析患者を収容した病院などへの医療用水、救護所等への給水を最優先で行うこととする。この際、運搬給水が困難な場合は自衛隊に協力を要請するものとする。

4 給水への広報

応急給水を行う場合は、給水拠点への給水時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、防災行政無線、ホームページ及び芦北町公式アプリ等による適時、的確な情報提供を行うものとする。

5 飲料水以外の生活用水の確保

町は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者と予め貯水するよう協議しておく。

6 応急給水及び応急復旧

- (1)被災水道事業者は、町地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとする。
- (2)被災水道事業者は、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。

第14節 生活必需品物資供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものとする。

また、救援物資を避難者、被災者及び罹災者（以下、「避難者等」という。）へ供給するため、平時から救援物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、輸送関係機関と連携するなどの体制整備に努めるものとする。

1 実施機関

- (1) 避難者等に対する生活必需品の給与又は貸与は、町が実施するものとする。町のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、知事が行う。ただし、知事から委任された場合又は知事による救助のいとながないときは、知事の補助機関として町長が行う。

2 生活必需品の範囲

生活必需品の範囲は、概ね次のとおりとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

- ① 食料
- ② 飲料水
- ③ 寝具類(毛布等)
- ④ 衣料(作業着、下着、靴下等)
- ⑤ 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)
- ⑥ 食器類(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶)
- ⑦ 日用雑貨品(石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレットペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等)
- ⑧ 光熱材料(マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ)
- ⑨ 燃料
- ⑩ その他(ビニールシート等)

なお、町は、障がい者用の仮設トイレや医療機器、非常用発電機等の導入計画を策定するものとする。

また、高齢者、乳幼児、女性、障がい者等の要配慮者の避難に備えて、紙おむつや生理用品等の生活必需品や、お粥、乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の食料の備蓄に努めるものとする。

3 生活必需品の確保

町が生活必需品を供給する場合、一括購入、もしくは備蓄物資又は救援物資をあてるものとする。町、小売業者等の協力を得て、災害時の必要な物資の調達に関する協定に基づき、日常生活に必要となる各種生活必需品の調達を行うものとする。

4 救援物資の集積拠点

災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、広域物資輸送集積拠点・物資集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制の確保、確実、迅速かつ公平に配分し、避難者等の生活の安定を図

る体制を整備するものとする。

町は、物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該物資集積拠点ごとに管理責任者を配置し、必要に応じて、民間事業者からノウハウ等の提供を受けるなど、管理及び配分の万全を期するものとする。

また、町は、それぞれに届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、避難者等に効率的に輸送するため、管理責任者として物流の実務者の配置や必要な人員の確保など、物資の受入・供給体制の整備に関して、(公社)熊本県トラック協会及び民間事業者(運輸業)やNPO等との協力体制の構築に努めるものとする。

なお、救援物資の受入れについては、次の施設を集積拠点とする。

- (1) 防災倉庫(田浦)
- (2) 協定又は契約に基づいた民間の倉庫等(あしきた農業協同組合 マルタ選果場)

5 輸送の方法

生活必需品の輸送が迅速かつ的確に行われるよう次の方法により、輸送を行うものとする。

- (1) 第3章第20節輸送計画(P.86)の定めるところにより行う。
- (2) 供給業者において、自ら行わせる。
- (3) 運送業者等との協定または契約により行わせる。
- (4) 地区や自主防災組織等において、自ら行わせる。

6 生活必需品の配分

(1) 供給方法

生活必需品の被災者への配分は、主として町がこれにあたるものとする。

なお、避難者等の中でも、交通及び通信の途絶等により孤立状態にある避難者等に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品の円滑な供給に十分配慮するものとする。

(2) 供給対象者

生活必需品の供給対象者は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない寝具、衣料等の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

(3) 配分方法

県が町長に生活必需品を配分するときは、事前に又は少なくとも送達と同時に配分計画表を示し、必ずこの計画表に基づいて給与するように指導するものとする。

- ① 災害対策本部設置後の物資・輸送班は、町の災害報告書により、避難者等の世帯構成人員災害状況を迅速・的確に把握し、配分計画を作成するものとする。

なお、災害救助法に基づく救援物資については、福祉対策部と連携するものとする。

7 生活必需品の円滑な提供

町は、避難者等が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、必要な生活必需品の品目や数量について、ホームページや芦北町公式アプリ等による適時、的確な情報発信を行うものとする。

また、町は、民間企業等からの提供申し出に迅速に対応するため、品名・数量・提供までの所要時間・提供条件等が確認できる様式を、ホームページに掲載するものとする。

- ① 救援物資は、厳重に保管し、配分計画表に基づいて発行する救援物資配給証明書により、当該地域の行政区長等の協力を得て避難者等に配給する。

② 物資・輸送班は、それぞれ次の帳簿により救助物資配給の記録を明確にしておくものとする。

ア)受払簿 イ)配給簿

③ 救援物資が円滑に輸送されるよう、活動拠点及び中継施設として道の駅たのうら等の公共施設を必要に応じて選定し、活用するものとする。

8 備蓄物資の調達

(1)備蓄物資の点検及び整備

基本法第49条の規定に基づき、災害予防の観点から災害救助の万全を期するため、町は毎年度当初に、災害応急救助のために必要な備蓄物資についての点検及び整備を実施するものとする。

なお、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないことが予測されるため、物資の性質及び地域要因等を考慮するものとする。

(2)調達物資集積所

調達物資を一括購入した場合の集積所は、救援物資の集積拠点とする。ただし、町長が必要と認める場合は、他の公共施設等も確保するものとする。

9 義援金及び義援物資の取扱い

(1)災害のため個人、法人その他団体から町長に送付された義援金、見舞金及び義援物資は、総務班においてこれを受け付け、財務・物資・輸送対策部において管理するものとする。

(2)義援金品の配分については、芦北町災害義援金配分委員会において配分決定する。

第15節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

災害のために住家が滅失した罹災者で、自らの資力で住宅確保可能者に対しては、資金斡旋を行い、不可能者に対しては、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して罹災者の居住安定を図る。

ただし、災害発生直後における住居対策については、第3章第9節避難計画(P.52)の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

1 建設型仮設住宅

(1)建設型仮設住宅の建設

町は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

(2)建物の構造及び規模

① 災害救助法適用に際し、設置する応急仮設住宅の一戸当りの規模は、29.7 m²(9 坪)を基準とし、構造は、被災地における罹災者の世帯数に応じ、1戸建て、長屋建て、又はアパート式のいずれかとする。

② 応急仮設住宅の建設にあたっては、被災者に係る世帯人員や高齢者・障害者等に配慮した仕様及び設計に努めるものとする。

(3)設置戸数

応急仮設住宅の設置戸数は、全焼、全壊及び流失戸数の原則として3割以内とする。

(4)設置予定場所

応急仮設住宅の設置予定場所は、以下のとおりとする。なお、戸数が不足する場合は、県と協議し、自主防

災組織等地区と協力し民有地を確保するものとする。

No.	施設名	所在地	面積	予定建築戸数	所有者区分
1	大野地区農村広場	天月 1041 外	8,300㎡	55戸	町有地
2	女島埋立地	女島 770	12,000㎡	80戸	県有地

※ 1戸当り面積32.4㎡(2DK)、建築面積150㎡として算出

(5)建設期間

応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに工事を完了しなければならない。

(6)入居基準

住家が全焼、全壊、流失、又は自らの資力では住宅を得ることができない者を対象とするものとする。

(7)供与期間

当該建設工事の完了した日から2年以内とする。

(8)帳簿の整備

応急仮設住宅を設置し、罹災者を入居させたときは次の帳簿等を整備し、保管するものとする。

- ① 応急仮設住宅入居者台帳
- ② 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- ③ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約その他設計仕様書等
- ④ 工事代金等支払証拠書類

(9)応急仮設住宅の運営管理

町は、応急仮設住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して応急仮設住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

2 借上型仮設住宅

町及び県は、大規模災害の発生時には、建設型仮設住宅のみならず、公営住宅等の一時使用を行うとともに、民間賃貸住宅の借上による応急仮設住宅の提供を行うものとする。

3 住宅応急修理計画

災害によって住家が半壊又は半焼し、自らの資力で成しえない者を対象に、応急修理を実施する。

(1)応急修理の範囲及び方法

住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

(2)応急修理の期間

住宅の応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。

(3)帳簿の整備

住宅の応急修理を実施した場合は、次の帳簿、書類等を整備し、保管しておくものとする。

- ① 住宅応急修理簿

② 住宅応急修理のための契約書、仕様書等

③ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

4 暫定収容施設の設置

応急仮設住宅を建設するまでの間、罹災者で収容施設のない者に対しては、町長が臨機的に必要な措置を講ずる。

5 公営住宅の提供

災害により住宅が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、町長は、公営住宅の入居(公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居、又は地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可)について、最大限の配慮をするものとする。

第16節 医療及び助産計画

災害時における罹災地住民に応急的に医療を施し、又は助産の処置を確保し、その保護を図るものとする。

1 実施機関

- (1) 災害時における医療救護は、町長が行う。
- (2) 医療及び助産の実施は、水俣市芦北郡医師会に応援を求めて実施するものとする。
- (3) 災害救助法が適用されたときは、県防災計画により実施するものとする。

2 予防措置

平時から関係機関(日赤、保健所、関係課、水俣市芦北郡医師会等)と連絡を緊密にし、相互の協力体制を確立しておく。

3 救護所の設置

臨時救護所は関係機関(日赤、保健所、DMAT、水俣市芦北郡医師会等)の支援を受け、設置する。なお、重症患者は、災害対策本部へ連絡のうえ、消防機関等の協力を得て病院・医院又は診療所へ収容する。

4 町内の医療機関の状況

名 称	所 在 地	診療科目	備考
あいりす歯科医院	芦北町大字道川内 6-9	歯科、小児歯科	
芦北クリニック	// 湯浦 417-1	内科、消化器内科	
芦北整形外科医院	// 芦北 2610-8	外科、内科、麻酔科、整形外科リハビリテーション科	
芦北とりかい眼科	// 芦北 2413-1	眼科	
井上医院	// 佐敷 167	外科、内科、胃腸科 小児科	
井上歯科医院	// 花岡 1846-8	歯科、小児歯科	
井上病院	// 佐敷 280-1	内科、小児科、胃腸科	
くまもと中医 クリニック	// 芦北 2331-2	内科	
さしき宮島歯科医院	// 花岡 1660	歯科、矯正歯科	
篠原医院	// 佐敷 370-1	内科、小児科、皮膚科	
竹本医院	// 湯浦 218-3	内科、神経内科	
七浦てらさき クリニック	// 芦北 2090	泌尿器科	
野村歯科医院	// 小田浦1348-5	歯科	
藤崎歯科医院	// 田浦 646-1	歯科	
松本医院	// 花岡 1666-4	内科、消化器科	
溝部病院	// 湯浦 403-1	内科、循環器内科	
宮島医院	// 佐敷 348-1	内科、消化器内科 リハビリテーション科	
百崎内科医院	// 田浦 806	内科、呼吸器科 胃腸科、循環器科	
くまもと 芦北療育医療センター	// 芦北 2813	内科、小児科、歯科	

第17節 防疫計画

災害によって被害を受けた地域、又は当該住民に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び「災害防疫実施要綱」(昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知)の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な防疫対策を実施して、感染症の発生を予防し蔓延の防止を図るものとする。

1 実施責任者

(1)町長は、知事の指示に従って、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

(2)厚生対策部は、町長(災害対策本部長)の指示に従い、防疫を行うものとする。

2 防疫組織等

(1)衛生対策班は、災害の発生状況・規模等に応じて消毒等を実施するため、必要な人員をもって編成する。

(2)町長は、災害時の防疫活動のための薬剤、器具機材等を整備するものとする。

① 防疫用器具

種 別	台 数	保管場所	備 考
プルスフォグ煙霧機	10	芦北町役場	
背負式動力噴霧器	3	芦北町役場	

② 防疫用薬品

品 名	数 量	保管場所	備 考
金 鳥 SNP 乳 剤 A	6缶	芦北町役場	
エクスミン タマミロン	4缶	//	
オスバン			必要に応じて調達
石 灰			必要に応じて調達

3 実施方法等

(1)消毒

町長は、知事の指示に基づき、感染症法第27条及び施行規則第14条・16条並びに結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

(2)ねずみ族、昆虫等の駆除

衛生対策班は、班長の指示に従い、罹災地のねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。実施にあたっては、感染症法第28条第2項及び施行規則第15条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づき行うものとする。

(3)生活用水の使用制限に伴う措置

検病調査の結果、知事が感染症法第31条の規定により感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、給水制限等を命じた場合は、町長は生活用水の供給を実施するものとする。

第18節 清掃計画

災害発生による廃棄物処理を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全を図る。

1 実施機関

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるもののほか、災害時における被災地の清掃については、厚生対策部が実施するものとする。
- (2) 被災の規模により、本町のみで処理不可能な場合は、熊本県と(一社)熊本県産業資源循環協会で締結した、「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」に基づき、熊本県及び(一社)熊本県産業資源循環協会と連携し、実施するものとする。

2 清掃計画

(1) 災害廃棄物処理計画

- ① 厚生対策部は、災害廃棄物仮置場を事前に設定する外、被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物量を推計するとともに、災害廃棄物の仮置場を適宜設けることとする。その後、仮置場からの災害廃棄物の収集運搬、仮置場管理、処分等については(一社)熊本県産業資源循環協会が支援活動で実施する一方、活動全般の把握を行い、活動について助言、提案や指示等の管理を行なう。

また、災害廃棄物を処理する場合、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況等を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を策定する。なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。

- ② 浸水被害地域の災害廃棄物収集は、防疫上の観点から優先的に収集運搬する。
- ③ 被災家屋のがれき等については、原則として被災者が自ら町の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合、又は道路等に散在し緊急に処理する必要がある場合は、(一社)熊本県産業資源循環協会と協議のうえ、処理するものとする。

災害廃棄物仮置場設定箇所

仮置場の名称等	所在地	使用可能面積	備 考
芦北町清掃センター 田浦事業所	芦北町大字 田浦430番地1	800 m ²	町道赤松太郎線隣接 大型ダンプ進入可
芦北町女島活力推進センタ ー向い側空地	芦北町大字 女島770番地4	1,999 m ²	
吉尾出張所	芦北町大字 吉尾523番地2	1,200 m ²	旧吉尾中学校体育館跡 地
町道天月祝坂線(空地)	芦北町大字 市野瀬字白崩	600 m ²	旧大野中学校から天月 方面200m先の空地

※ なお、他の業務と利用が重複する場合には、状況に応じ縮小等により対応することとし、スペースが不足する場合は、民有地等も検討して仮置場の確保を行うものとする。

(2) し尿処理計画

- ① 厚生対策部は、被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿処理量を推計すると

もに、収集、運搬、処分対策を樹立する。

- ② 災害時におけるし尿処理は、防疫上の観点から優先的に収集する。

ア)し尿処理の必要を認めた場合には、関係部門と共同して町が許可する民間汲み取り業者に出動を要請し、汲み取り作業を実施する。

イ)収集したし尿は、通常と同様の処理を行う。

(3)倒壊家屋等処理計画

町は、地震等の自然災害により倒壊した家屋等に対し、公費で倒壊家屋等処理を実施するものとする。

- ① 決定から実施にあつては、事前に処理実施要綱を定め、下記の手順により実施する。

ア)倒壊家屋等の撤去申請の受付を行う。

イ)罹災証明書及び処理工事設計の担当課と十分協議を行う。

ウ)罹災証明書及び現場調査により審査し、撤去等の決定を行う。

エ)原則として入札により処理業者を決定する。

オ)処理は、倒壊家屋等のアスベスト調査も含むものとする。

カ)入札前にがれき等の仮置場及び処分施設を決定する。

- ② 現場での安全を確保し、分別処理の徹底及び環境保全に努めるよう受託業者を指導する。

ア)環境保全対策の徹底

- ・がれき処理に伴う粉じんの飛散防止対策
- ・撤去現場の外、仮置場・処分施設等における環境対策
- ・騒音・振動対策及び運搬車両等からの落下防止対策

イ)アスベスト対策の実施

アスベスト調査により使用が認められた場合、建物所有者及び受託業者への飛散防止の指導を行う。

- ③ 実施にあたっては、被災者の生活環境の保全を確保し、相談及び支援を行う。

ア)苦情等があった場合は、苦情内容を十分聞き対応する。

イ)仮設住宅又は借上げの住宅等の配慮を行うなど支援に向け、関係課と協議を行う。

3 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1)町は、処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常時に備え予備資材の確保に努める。

- (2)被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。また、廃棄物の収集、運搬、処分に影響を及ぼす場合は近隣市町村等への応援依頼等により効率的な処理を確保する。

- (3)要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応援要請を行う。県は、近隣市町村の被災状況を把握のうえ広域応援体制を要請する。

第19節 交通計画対策

災害時における被災地域への緊急輸送及び一般交通の円滑を図るため、道路その他交通施設の応急復旧及び交通の規制等により交通の確保を図るものとする。

1 交通危険箇所の調査及び措置

町は、その管理に属する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合は、建設対策部による調査班を編成し、当該道路の被害状況の調査及びその応急措置を行うものとする。

2 交通規制の措置

道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止、又は交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由等を明瞭に記載した道路標識を設ける。

その設置基準は、県防災計画に基づくものとする。

3 災害時における車両の移動等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第20節 輸送計画

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資、資材等の緊急輸送力の確保を図り、応急措置の万全を期するものとする。

1 実施機関

実施機関は、基本法第50条第2項に規定する実施責任者である地方公共団体の長とする。ただし、その災害の状況に応じ輸送を業とするもの、又は自衛隊等に応援を要請して輸送の確保を図るものとする。

2 輸送の方法

輸送の方法は、道路輸送、鉄道輸送、海上輸送、空中輸送とする。

3 配送計画

(1) 備蓄物資

備蓄物資は、避難者数等に応じて各避難所へ配送する。

① 防災倉庫

配送ルート①	配送ルート②
上田浦地区社会教育センター	田浦小学校
下井牟田地区ふれあいセンター	田浦中学校
上井牟田地区ふれあいセンター	宮浦地区ふれあいセンター
	小田浦福祉センター
	小田浦地区生涯学習センター
	海浦地区公民館
	海浦体育館

② 地域資源活用総合交流促進施設

配送ルート①	配送ルート②	配送ルート③
旧計石小学校	佐敷小学校	女島ゆめもやい
県立あしきた青少年の家	県立芦北高校	
	佐敷中学校	

③ きずなの里

配送ルート①	配送ルート②
湯浦小学校	内野福祉センター
芦北福祉センター(多目的研修センター)	丸米地区生涯学習センター
湯浦中学校	内野小学校
	古石地区生涯学習センター

④ 町立公民館大野分館

配送ルート①
大野小学校
大野地区構造改善センター

⑤ 吉尾出張所

配送ルート①	配送ルート②
大尼田地区生涯学習センター	吉尾小学校
大岩公民館	

(2) 救援物資

救援物資については、救援物資の集積拠点から下記の避難所へ配送する。なお、避難所へは備蓄物資の配送計画と同様とする。

配送ルート①	配送ルート②
吉尾出張所	芦北町地域活性化センター
町立公民館大野分館	地域資源活用総合交流促進施設
	きずなの里

4 道路輸送

災害時における緊急輸送は道路輸送を重点に置き、関係機関とともに応急輸送が迅速かつ適確に行われるよう努めるものとする。

5 車両保有状況

(1) 町有車両

車 種	積 載 制 限	台数	管 理 課	備 考
普通車	人員 5 人	16	総務課等	
軽自動車	人員 4人	17	総務課、教育課等	
ミニバス	人員 10 人	10	教育課、スポーツ・文化振興課等	スクールバス (4台)を含む
マイクロバス	人員 29人	21	教育課、企画財政課等	スクールバス (17台)を含む。
ライトバン	貨物 250～450kg	34	建設課、商工観光課等	
軽トラック	貨物 350kg	6	住民生活課、商工観光課等	
軽ダンプ	貨物 350kg	3	建設課、商工観光課等	
トラック	貨物 1.5t	2	総務課、スポーツ・文化振興課	
	貨物 2t	2	住民生活課、建設課	
	貨物 4t	1	建設課	
ダンプ	貨物 2t	1	建設課	
	貨物 4t	2	建設課	
タイヤショベル		1	建設課	
バックホー	0.1 m ³	1	建設課	
給食運搬車		4	教育課	
ゴミ収集車		1	住民生活課	
合 計		122		

(2)車両の調達

調 達 先	所 在 地	種 別	保 有 台 数				
			大型	中型	小型	軽自動車	計
あしきた農業協同組合(本所)	大字佐敷 424	トラック		0	12	29	41
芦北観光タクシー(有)	大字花岡 1673-2	タクシー	0		4	1	5
城南運送(有)	大字小田浦 1579-7	トラック	4		1		5
田浦運輸(株)	大字小田浦 3335-5	〃	3	2		2	7
中村建設(株)	大字小田浦 1317	〃		3	2	2	7
(株)林田自動車	大字花岡 873-1	バス	2	1	3	0	6
合 計			9	5	21	33	70

(3)燃料の調達

調 達 先	所 在 地	取 扱 燃 料
あしきた農業協同組合芦北給油所	芦北町大字宮浦 2-1	石油
あしきた農業協同組合湯浦給油所	〃 湯浦 442-1	石油
あしきた農業協同組合(本所)	〃 佐敷 424	LPガス
(有)仲田産業	〃 花岡 1824	石油
古賀石油(株)	〃 花岡 1675-21	石油
(有)平江商店	〃 花岡 1677-47	LPガス
松下石油(株)	〃 湯浦 233-47	石油
(有)前田プロパン商会	〃 湯浦 242-2	LPガス
城南運送(有)	〃 小田浦 1579-7	石油
あしきた農業協同組合田浦給油所	〃 小田浦 787	石油

6 鉄道輸送

道路遮断等により道路輸送ができないときは、肥薩おれんじ鉄道等を利用し、関係機関の協力を得て、応急輸送の確保を図るものとする。

7 海上輸送

沿岸災害により沿岸住民等の交通が遮断したときは、漁業協同組合等の協力を得て応急輸送の確保を図るものとする。また、物資輸送等について、陸路、空路等に加え、国土交通省熊本港湾・空港整備事務所及び県の協力のもと、船舶を活用した物資輸送の検討を行う。

8 空中輸送

ヘリコプター等による空中輸送は、陸上及び海上の各輸送により難く、かつ緊急を要するものと町長が認めたとき、「熊本県防災消防ヘリコプター応援協定」及び第3章第8節 自衛隊派遣要請計画に基づき実施するものとする。

9 災害救助法による輸送

災害救助法が適用された場合の輸送基準は、同法及びその運用方針によるものとする。

【ヘリコプター発着予定地一覧表】

No.	発着予定地名称	所在地	予定地面積(縦×横)㎡
1	佐敷小学校運動場	芦北町大字道川内 31	100m× 60m＝
2	芦北高校運動場	〃 乙千屋 20－20	120m×130m＝
3	佐敷中学校運動場	〃 花岡 496－2	80m×130m＝
4	旧大野中学校運動場	〃 市野瀬 6－1	50m×100m＝
5	吉尾小学校運動場	〃 吉尾 51	40m× 70m＝
6	湯浦中学校運動場	〃 湯浦 369	70m× 90m＝
7	湯浦運動公園	〃 湯浦 259	120m×100m＝
8	地域間交流スポーツグラウンド	〃 花岡 1560	140m×100m＝
9	旧計石小学校運動場	〃 計石 2963－1	100m× 55m＝
10	大尼田地区生涯学習センター運動場	〃 大尼田 1645	65m× 65m＝
11	大岩地区生涯学習センター運動場	〃 大岩 4497	90m× 35m＝
12	大野小学校運動場	〃 市野瀬 1119	75m× 80m＝
13	告地区生涯学習センター運動場	〃 告 800	50m× 21m＝
14	湯浦小学校運動場	〃 湯浦 1396	105m× 65m＝
15	女島地区生涯学習センター運動場	〃 女島 1042	40m× 48m＝
16	内野小学校運動場	〃 大川内 602	100m× 42m＝
17	古石地区生涯学習センター運動場	〃 古石 517－1	50m× 60m＝
18	丸米地区生涯学習センター運動場	〃 丸石 305－2	60m× 30m＝
19	芦北農村公園	〃 芦北 2060-9	30m× 29m＝
20	大野地区農村広場	〃 天月 1043	90m× 40m＝
21	田浦中学校運動場	〃 田浦 760	120m× 50m＝
22	田浦小学校運動場	〃 田浦町 840	55m× 45m＝
23	田浦運動場	〃 田浦町 653	120m× 50m＝
24	小田浦地区生涯学習センター運動場	〃 小田浦 3339	90m× 60m＝
25	上田浦地区社会教育センター運動場	〃 井牟田 1800	40m× 40m＝
26	旧芦北幼稚園運動場	〃 海浦 1315	40m× 60m＝
27	岩崎グラウンド	〃 田浦町 488-4	120m× 90m＝

第21節 障害物除去計画

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等や山(崖)崩れ、浸水等によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障をきたす障害物を除去し罹災者の保護を図るものとする。

1 実施機関

障害物の除去は、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、委任されたとき又は救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

2 障害物の除去対象及び除去方法

(1) 障害物除去の対象

災害時における除去対象は、概ね次のとおりとする。

- ① 住民の生命、財産等を保護するため除去を必要とする場合
- ② 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ③ 緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合
- ④ その他、特に公共的立場から除去を必要とする場合

(2) 障害物除去の方法

- ① 障害物の除去は、建設対策部において行うか、又は土木建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- ② 除去作業の実施に当たっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- ③ 災害救助法が適用された場合は、救助法の定めに基づき実施する。

第22節 堆積土砂処理計画

1 実施する内容

- (1) 町は、地域別の被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆積量を推計するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 町は、堆積土砂を処理する場合、国土交通省作成土砂がれき撤去の事例ガイド等を基に、堆積土砂の発生量等を把握したうえで、堆積土砂処理実行計画を策定する。なお、堆積土砂処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 町は、堆積土砂処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (4) 町は、必要に応じて堆積土砂の仮置場の設置を行うものとする。県は、堆積土砂の仮置き場の確保に向け、積極的に候補地について調査を行い、町に情報を提供するものとする。
- (5) 県は、芦北町からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び関係団体と必要な連絡調整及び助言を行うものとする。

第23節 労務供給計画

災害時における労務の確保を図り、応急措置及び災害復旧の迅速かつ円滑な実施を促進するものとする。

1 動員等の順序

(1) 民間団体の動員

災害応急措置の実施に当たり、大量の労務を必要とし、作業内容が明確で単純軽易なものであるとき町長は、民間団体に対して協力を求めるものとする。

(2) 労務者の雇上げ

災害応急措置の実施に当たり、労務者を必要とするときは、水俣公共職業安定所長に対し、次に掲げる事項を文書又は口頭(電話)をもって要請するものとする。

- ① 求人者名
- ② 職種別、所要労働者数
- ③ 作業場所及び作業内容
- ④ 労働条件
- ⑤ 宿泊施設の状況
- ⑥ その他必要事項

2 応援要請

(1) 民間団体に協力を求めようとするときは、厚生対策部及び建設対策部において、次の事項を明確にして、総務対策部を通じて当該地域及び隣接の市町村長に対して応援を要請するものとする。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 従事場所
- ③ 作業内容
- ④ 人員
- ⑤ 従事期間
- ⑥ 集合場所

3 民間団体応援隊の編成及び活動

(1) 応援隊の編成

担当部長は、災害の規模に応じて現地において応援隊を組織し、応援隊の責任者に指示するものとする。

(2) 応援隊の活動内容

応援隊の災害応急措置にかかる活動内容は、主に次のとおりとする。

- ① 罹災者の救助作業及び災害応急復旧作業
- ② 災害直後の炊出し従事

(3) 応援隊との連携

担当部長は応援隊の責任者と連絡を密にし、敏速円滑な作業ができるよう努めるものとする。

第24節 文教対策計画

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、基本法及びその他の法令に基づき、児童生徒等の生命・身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

1 実施機関

- (1) 町立小・中学校等の文教施設の災害応急復旧は町長が行う。
- (2) 町立小・中学校等の児童生徒等に対する災害応急教育対策は、教育委員会が行う。ただし、災害救助法が適用されたとき、又は町で実施することが困難である場合は、知事又は県教育委員会等の協力を求めて実施する。

2 文教施設の応急復旧対策

教育委員会は、災害の状況により教育関係機関と連絡をとり、災害現場の状況を的確に掌握し、災害の程度に応じて適切な指示を行い、応急措置を速やかに実施し災害時における応急教育に支障のないよう措置するものとする。

3 応急教育の実施

- (1) 教育委員会は、災害発生の恐れがあり、又は災害が発生し次の事態に至ったときは、あらかじめ定めた場所、又は被害の状況に応じて適当な場所を定め、応急教育を実施するものとする。
 - ① 学校施設が罹災し、教室等が使用不能になったとき
 - ② 災害が発生し、応急復旧の見込みがないとき
 - ③ 交通途絶により、通学困難な罹災した児童生徒等が多数あるとき
 - ④ 災害により学校を開放することが困難な場合
 - ⑤ その他応急教育の実施が必要と認められるとき
- (2) 応急教育の実施予定場所
 - ① 被害を逃れた隣接地域の学校施設、公民館、公共施設
 - ② 応急教育の実施に適した民間施設
 - ③ 近接市町の小・中学校施設への委託等

4 応急教育の方法

- (1) 教育実施者の確保

教育委員会は、教育上の混乱が生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。
- (2) 教材、学用品等の調達及び配給の方法
 - ① 教材、学用品等の被害を受けた場合は、所定の様式に従って県教育委員会に報告する。(災害救助法適用の場合は、町長を通じて報告する。)
 - ② 県の調達斡旋を待つ一方、地元の特約教科書販売店、文具店の協力を求めるものとする。

5 学校給食等の措置

災害により学校給食の施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、教育委員会から県教育委員会に速報し、指示を仰ぐ一方、災害の状況により直ちに対策措置を講ずるものとする。

教育委員会は、速やかに被害物資等の状況を県教育委員会に報告し、被害物資の処分方法、供給等について指示を求めるものとする。

第25節 土砂災害警戒避難体制整備計画

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)(以下、「土砂災害防止法」という。)に基づき指定された急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域(土砂災害警戒区域、特別警戒区域)における危険の周知、警戒避難体制の整備に努めるものとする。

また、県知事による土砂災害警戒区域の指定を受けたときは、地域防災計画において、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるとともに、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講じる。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

町は、県・気象台等から気象・雨量情報、土砂災害警戒情報等を収集するとともに、住民、警察、消防団等から前兆現象や災害発生等の情報を収集し、これらの情報に基づき、住民へ土砂災害発生の危険性や避難指示、避難所の開設状況等を伝達するものとする。

- ① 避難指示等の判断のため、住民からの前兆現象(湧水、亀裂、竹木等の傾倒、人家の損壊状況等)や近隣の災害発生情報等を収集する。
- ② 情報は、危険性を段階的に伝達し、避難行動要支援者が避難の準備などに時間的余裕をもって行えるようにするものとする。
- ③ 福祉対策部は、要配慮者関連施設に対して、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、施設管理者に土砂災害に関する情報を伝達するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援体制を確立するものとする。

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

第3章第9節避難計画(P.52)によるものとする。

(3) 基本法第48条第1項の防災訓練として土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

第2章第6節防災知識普及計画及び訓練計画(P.14)によるものとする。

(4) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる者がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

第6章第8節災害時要配慮者利用施設(P.172)一覧によるものとする。

(5) 救助に関する事項

第3章第10節救助、救出計画(P.72)によるものとする。

(6) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

警戒態勢は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域において、災害の発生する恐れのある異常な気象現象等により、町長が必要と認めた場合、警戒態勢をとるものとする。

- ① 土砂災害警戒区域・特別警戒区域に対する警戒及び巡視

- ② 雨量情報、土砂災害警戒情報、避難所開設状況等を住民に提供
- ③ 必要により、災害情報、自主避難を注意喚起、避難指示等の伝達

第26節 海上災害対策計画

船舶の海難による油の流出、大規模な海上火災、大量の放射性物質の放出、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失、その他異常な自然現象による海上災害が発生し、又は発生する恐れのある場合、海難救助、被害の拡大の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、社会秩序の維持にあたるものとする。

1 各関係機関の措置

海上災害が発生した場合、熊本海上保安部、県、警察、芦北町及び消防機関は、連携して応急対策を実施するとともに、その他の関係団体の協力を求めるものとする。

(1) 八代海上保安署の措置

① 予防対策

- ア) 防災協力体制に関すること
- イ) 海上災害の予防計画に関すること
- ウ) 防災施設、防災資機材等の把握及び整備に関すること
- エ) 海難防止の指導、啓発に関すること
- オ) 防災関係資料の収集に関すること
- カ) 海上防災の研修及び訓練指導等に関すること

② 応急対策

ア) 非常体制の確立

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、海上保安庁長官、管区海上保安本部長が発令する非常配備及び災害対策本部の設置に必要な対策の検討、情報の収集を行うとともに、所要の措置を講じ、併せて芦北町災害対策本部の設置を推進する。

イ) 自衛隊の派遣要請

海上災害に伴う救助活動のため、管区海上保安本部長が行う自衛隊の派遣要請に必要な事項の調査等を行う。

ウ) 通信の確保

通信施設の保全に努めるとともに、部内及び防災関係機関との通信連絡の確保に当たる。

エ) 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪に関する警報及び航路障害物、航路標識の異常等による航行船舶の安全あるいは油、放射性物質等危険物の流出による船舶、水産資源、海陸諸施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、安全通信、航行警報、水路通報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇による巡回その他有効な方法により、船舶及び関係者へ伝達通知する。

オ) 災害状況の把握及び情報の収集等

航空機又は巡視艇を災害地に派遣し、災害状況を把握するとともに情報を収集し、その結果を分析評価して報告又は通報する。

カ) 救助活動

(ア) 避難の誘導及び勧告

避難命令等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導を行い、海上輸送及び船舶に危険が生ずる恐れがある場合は、適当な場所への避難指導及び勧告をする。

(イ) 遭難船等の救助

遭難船等が発生した場合は捜索及び救助に当たるものとする。

(ウ) 水防活動

岸壁、護岸、堤防等の決壊に対する応急復旧材の海上輸送

(エ) 消防活動

船舶等の火災の消火

(オ) 人員及び救援物資の緊急輸送

救助活動に必要な人員、資機材及び救援物資等の緊急輸送

(カ) 物資の無償貸付及び譲与

要請により、又は必要と認める場合は、規定に基づく海上災害救助用物品の被災者への無償貸付又は譲与

キ) 海上交通安全の確保

(ア) 漂流物、沈没物その他航路障害物の応急措置及び除去についての命令又は勧告

(イ) 水路の損壊、水深に異常を生じた場合の応急調査及び警戒

(ウ) 船舶交通の安全を確保するため、交通の制限及び禁止と必要に応じた応急標識の設置

ク) 危険物の保安措置

危険物の保安は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、必要に応じ次の措置を講じる。

(ア) 海面に油、放射性物質等が流出した場合の付近の警戒、拡散、火災発生防止等の措置

(イ) 状況に応じ船舶交通の制限、禁止、進行の停止及び経路変更等の指導

(ウ) 危険物積載船舶について、荷役の制限又は禁止及び移動若しくは航行の制限、禁止の措置

ケ) 治安の維持

治安を維持するため、巡視船艇を災害地に派遣し、付近の警戒を強化するとともに各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令に基づく取締りを強化する。

コ) 広報

民心の安定に重点を置き、災害、治安、救助、復旧の状況及び応急処置方法等について必要があれば、防災関係機関と連絡調整のうえ、報道機関等を通じて広報を行う。

③ 基本法に基づく応急業務

- ア)異常現象発見者からの通報の受理及び処理(第54条)
- イ)災害を拡大させる恐れのある設備、又は物件に必要な措置の指示(第59条)
- ウ)居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退きの指示(第61条)
- エ)警戒区域の設定及び当該区域への立入制限若しくは禁止又は退去の措置(第63条)
- オ)応急措置を実施するための工作物又は物件の使用、収用、除去、保管に関する業務(第64条)
- カ)応急措置業務への従事命令(第65条)
- キ)応急措置の実施及び防災関係機関に対する応急措置実施要請又は指示(第77条)
- ク)応急措置の実施に必要な物資の保管、収容及び立入検査並びに報告の徴収(第78条)

(2)熊本県の措置

① 情報の伝達及び応急対策の指示

関係沿岸市町村に対し、必要な海上災害情報を伝達し、応急対策を指示する。

② 自衛隊の派遣要請

人命救助、被害の拡大防止等、応急措置のための自衛隊の派遣要請を行う。

③ その他関係機関に対する協力要請

(3)警察の措置

① 海上における警戒、警備(海上保安庁と連携)

ア)警備艇、ヘリコプター等による遭難者等の捜索救助、遺体収容、検視及び状況の収集伝達

イ)陸上交通途絶の場合における人員、物資等の輸送と通信連絡の確保

② 沿岸における警戒警備

ア)災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握

イ)住民の避難勧告及び誘導

ウ)被害者の救出及び負傷者等の救護

エ)犯罪の予防及び検挙

オ)危険箇所の警戒

カ)死体の見分、検視及び行方不明者の調査

キ)広報活動

ク)通信の確保

ケ)関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

(4)芦北町の措置

① 人命の救出、救護

② 初期消火及び延焼防止

③ 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒

ア)被害の及ぶ恐れのある沿岸住民に対する災害状況の周知

イ)火気使用の制限又は禁止等、発災危険防止措置の広報及び警戒

④ 沿岸住民に対する避難の勧告及び指示

⑤ 沿岸地先海面の警戒

ア)流出油、火災及び漂着等被害が沿岸に及ぶ恐れのある地先、海面への巡回監視

(5)関係諸団体の協力措置

油処理剤及び油拡散防止資機材等を保有する関係団体等は、海上保安部、県、町等の関係機関から協力を求められた場合は、必要な応急措置の実施に協力するよう努めるものとする。

第27節 水防計画

1 目的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号)第4条の規定に基づき、熊本県知事から指定された指定水防管理団体たる芦北町が、同法第33条第1項の規定に基づき、芦北町における水防事務を円滑に推進するための必要な事項を定め、河川又は海岸等の洪水、高潮又は津波による水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって、公共の安全を保持することを目的とする。

2 水防責任

水防責任は、水防法の趣旨に基づき、次のように定める。

(1)芦北町の水防責任

芦北町は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。(水防法第3条)

- ① 平常時における河川等の巡視(法第9条)
- ② 水位の通報及び公表(法第12条第1項)
- ③ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条)
- ④ 消防機関の出動準備又は出動(法第17条)
- ⑤ 警戒区域の設定(法第21条)
- ⑥ 警察官の援助の要求(法第22条)
- ⑦ 他の水防管理者又は近隣市町村長若しくは消防長への応援要請(法第23条)
- ⑧ 公用負担(法第28条)又は避難のための立ち退きの指示(法第29条)
- ⑨ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第15条の3)

(2)居住者等の水防義務

居住者等は、水防管理者(町長)又は消防機関の長から要請があった場合は、直ちに協力し、水防に従事しなければならない。(水防法第24条)

(3)水防本部の設置

水防管理者は、水防法第16条の規定による水防警報を受け、また、水防活動の必要があると認めたときからその危険が解消するまでの間、水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

3 水防体制の確立

洪水、高潮又は津波による災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、水防本部長は、水防活動の推進をはかるために、第3章第2節 動員計画に準ずる配備体制をとる。

4 洪水危険箇所の周知

洪水、高潮又は津波による災害が発生した場合において、円滑な水防活動、避難行動が取れるよう防災マップ(ハザードマップ)を活用するよう周知を図るものとする。

5 水防機関の活動

各水防機関は、気象情報等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した態勢をとるとともに、おむね次の水防活動を行うものとする。

(1) 洪水予報

① 球磨川洪水予報

国土交通省または県知事が、気象庁と共同して、洪水が生じるおそれを広く周知するために発表するものである。

発表の種類と基準は、以下のとおりである。

ア) 指定河川(球磨川)洪水予報の発表基準

種 類	発表の基準
氾濫注意情報(洪水注意報) (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
氾濫警戒情報(洪水警報) (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に上昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報(洪水警報) (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、又は、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき。
氾濫発生情報(洪水警報) (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき

イ) 観測所別水位基準

(単位:m)

観測所	所在地	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判 断水位	氾濫 危険水位	摘 要
大野	球磨村部	6.50	8.00	10.90	12.20	

※計画高水位14.81m

ウ) 根拠法

種 別	根拠とする法律条文
水防活動警報	気象業務法第14条の2
洪水予報及び水防警報	水防法第10条、同法第16条

エ) 国土交通大臣が水防警報を行う河川

河川名	観測所名	区 域
球磨川	大野	右岸(芦北町区域)

② 知事が発表する水防警報

水防警報の通知を受けた水防管理者(町長)は、関係住民に連絡するとともに、水防団を待機させ、または必要に応じて出動その他の措置をとらせるものとする。

ア) 水防警報の種類と発表基準

種 類	内 容	発表基準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状況を示し、その対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、避難判断水位に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達する恐れがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

イ)知事が水防警報を行う河川及びその区域

河川名	観測局名	区 域
佐敷川	県佐敷	左岸:宮の浦川合流点から乙千屋川合流点まで
		右岸:宮の浦川合流点から乙千屋川合流点まで
田浦川	田浦川	左岸:大字田浦字鶴田の田平橋上流端から海まで
		右岸:大字田浦字田平の田平橋上流端から海まで
小田浦川	小田浦川	左岸:大字小田浦字野添の無名橋上流端から海まで
		右岸:大字小田浦字山口の無名橋上流端から海まで
湯の浦川	湯の浦川	左岸:大字大川内字村前の元大川内橋上流端から海まで
		右岸:大字大川内字大丸の元大川内橋上流端から海まで

ウ)水防警報対象水標の設定水位

(単位:m)

河川名	観測所名	地 先 名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判 断水位	氾濫 危険水位
佐敷川	県佐敷	芦北町大字花岡東	1.47	2.26	3.51	3.92
田浦川	田浦川	芦北町大字田浦大丸 849	0.87	1.56	2.24	2.70
小田浦川	小田浦	芦北町大字小田浦 1641-1	1.34	1.50	1.50	1.78
湯の浦川	湯の浦	芦北町大字女島(平生)	3.04	3.20	3.38	4.00
球磨川	大野	球磨村部	6.50	8.00	10.90	12.20

(2)水防配備体制及び活動内容

第3章第2節動員計画(P.30)に準じる。

(3)水防団(消防団をもってあてる)の体制及び活動

水防警報が発表されたとき、水防管理者は次のとおり水防団(消防団)を出動させるものとする。

① 出動

水防管理者は次の場合、直ちに水防団(消防団)に対し、警戒配備へ配置を指示する。

ア)水防警報が発表されたとき

イ)知事からの出動の指示があったとき

ウ)河川の水位が警戒水位に達したとき

エ)その他必要と認めたとき

② 活動

水災の発生が予想されるとき、または発生したときは、次のとおり水防活動を実施する。

ア)水防(消防)隊の編成

水防(消防)隊の警戒配備の指示の発令を受けたときは、消防団は自動的に切り替え、水防警戒態勢を強化するものとする。

イ)監視・警戒の実施

警戒配備体制の実施と同時に河川、堤防等について、常時監視、警戒を実施する。また、資材準備を行

う。

ウ)水防作業の実施

水防管理者の要請があったとき、または監視警戒の状況報告その他により以下のような状況が認められたときは、必要部隊を運用し水防作業に当たる。

- ・ 天端の亀裂または沈下
- ・ 堤防の溢水状況
- ・ 橋梁とその他構造物と堤防との取付部分の異常

エ)警戒区域の設定

水防管理者または消防団長は、水防作業のため必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の立ち入り禁止、立ち入り制限、区域外へ退去を命ずる。

オ)決壊時の措置

堤防の破堤またはこれに準ずる事態が発生したときは、災害対策本部長に対し、その旨を報告する。

カ)協力応援

堤防の破堤またはこれに準ずる事態が生じたときは、災害対策本部長を通じて、警察署に出動要請をすることができる。

また、水害発生時またはそのおそれがあるときには、近隣水防管理団体と相互に応援し、または水防資材等の調達について協力し、水害の防止・抑制に努めるものとする。

キ)水防活動体制の解除

水位が警戒水位以下になり、水防警戒の必要がなくなったときは災害対策本部長に報告する。

③ 安全配慮

洪水、高潮又は津波のいずれにおいても、水防団(消防団)自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。また、避難誘導や水防作業等の際も、次のような点に配慮して安全を確保するものとする。

- ・ 危険を伴う作業時には、常にライフジャケットを着用すること。
- ・ 作業時の安否確認のため、通信機器を携帯すること。
- ・ 作業時には、最新の気象情報が入手可能なようにラジオ等を携帯すること。

第28節 原子力災害対策計画

1 計画の背景

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。

このことから、九州内に所在する原子力発電所で万一同様の事故が発生した場合、その規模や風向きによっては飛散した微細な放射性物質で構成される雲のような塊(以下、「プルーム」という。)の通過により、本町へ影響を及ぼす可能性がある。

これらの状況を踏まえ、本町においても、原子力災害対策特別措置法その他関係法令の趣旨等に基づき、原子力災害対策計画を策定する。

2 計画の目的

この計画は、九州内に所在する2原子力発電所(※)から、放射性物質の異常な放出が起こった場合又はそ

のおそれがある場合等(以下「原子力発電所事故等」という。)を想定して、本町における必要な対策について定める。

※ 玄海原子力発電所(佐賀県玄海町)川内原子力発電所(鹿児島県薩摩川内市)

3 対策本部等の体制

別表1に従って、警戒体制をとるものとする。この場合において、関係する条例及び訓令に定めるもののほか、芦北町地域防災計画を準用する。

なお、町及び関係機関の業務は、芦北町地域防災計画における事務又は業務に加え、原子力防災に関して、特に別表2に規定する事務・業務とする。

(別表1)

体制区分	設置基準	体制の内容
警戒体制	①県又は発電事業者から事故等の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②プルームの通過がJ-ALERT等で通知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	第3章第2節動員計画による

(別表2)

機関名	事務又は業務
芦北町	1 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発 2 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成 3 原子力防災に関する訓練の実施 4 屋内退避等に関する広報・指示 5 避難所の開設・運営、必要に応じて警戒区域の設定等 6 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力 7 住民への原子力災害に関する情報伝達 8 所在県からの避難の受入れに関する協力
熊本県	1 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発 2 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成 3 原子力防災に関する訓練の実施及び市町村が行う訓練への助言 4 環境放射線モニタリング体制の整備 5 食品検査体制の整備 6 健康相談及び医療体制の整備 7 原子力災害に関する情報の収集及び関係機関への通報 8 国の指示等による屋内退避等の実施に関する市町村への情報伝達及び関係機関間の調整 9 県内において放射性物質による被害が生じた場合の対応の調整
放送報道関係機関	原子力災害に関する住民等への緊急を要する情報伝達等
九州電力株式会社	原子力災害に関する状況把握及び情報提供

4 情報の収集・連絡体制の整備

県及び町は、原子力発電所事故等において、屋内退避に係る情報収集・伝達が円滑に実施できるよう体制を整備する。

なお、国の原子力災害対策指針の改定等により避難等の必要性が示された場合、県及び市町村は、関係機関と連携して避難体制の構築を図る。

また、町は、避難行動要支援者の避難誘導・移送体制の充実に努める。

(1) 情報収集・連絡体制の整備

原子力発電所事故等に関して、できるだけ迅速に情報収集・連絡を行うため、県及び発電事業者である九州電力株式会社との情報収集・連絡体制を整備する。

(2) 住民等への情報伝達体制の整備

原子力発電所事故等における住民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

また、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール、J-ALERT、芦北町公式アプリ等の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

5 住民等への知識の普及、啓発

本町は、県と協力して、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、次に掲げる事項について広報活動の実施に努める。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ② 原子力災害とその特性に関すること。
- ③ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ④ 原子力防災に関する緊急情報及び避難指示等の伝達方法に関すること。
- ⑤ 屋内退避及び避難等に関すること。
- ⑥ 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。
- ⑦ 被災した住民等に対する人権侵害の防止に関すること。
- ⑧ その他原子力防災に関すること。

第29節 災害ボランティア計画

大規模又は甚大な災害が発生した場合、被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、行政のみならずボランティアによる活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平時から地域住民や地域の関係団体等が支え合う仕組みづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時において災害ボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に展開できるよう、熊本県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)並びに特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク(KVOAD)及び特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)(以下これらを「NP O等のボランティア団体ネットワーク」という。)は、平時から連携し、日本赤十字社熊本県支部及び熊本県共同募

金会との情報共有に努めながら、以下の取組を積極的に推進する。

1 地域福祉の推進

災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握及び、災害ボランティア活動の展開を迅速・円滑に進めるため、平時から、町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）、住民、地域、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉法人及び企業等と連携して、日常的な困りごとの把握・対応や災害時の相互協力のあり方について合意形成に努めるなど、地域の支え合いによるまちづくりを進めるものとする。

また、町や町社協は、行政区長会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

2 関係機関との協働体制の構築

町や町社協等は、行政区長、消防団、自主防災組織、民生委員児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、定期的な連携会議の開催や訓練等をととして各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化に努めるものとする。

また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者のニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、必要な訓練を実施するなど体制強化に努めるものとする。

さらに、広域災害も視野に入れ、他市町村社協との連携が円滑になされるよう、平時から市町村社協間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

3 ボランティアの養成、登録、体制整備

町社協は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入れ等に必要な体制を整備するものとする。

(1) 養成と登録

NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、県内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。

また、県社協及び町社協は、県や町の支援のもとで、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

町社協は、県や町と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。

さらに、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくりに努める。

町社協は、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社協に登録情報を提供する。

(2) 体制整備

町社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、

平時から災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

4 ボランティアの受入体制の整備

県や町、県社協や町社協、NPO等のボランティア団体ネットワークは、平時から住民に対して、災害発生時における被災地センターやNPO等のボランティア団体の活動や役割等について理解促進を図るものとする。

第30節 地震・津波災害対策計画

1 目的

この計画は、芦北町の町民生活の各分野にわたり、重大な影響を及ぼすおそれのある地震・津波災害に対処するため、基本法第42条の規定に基づき、本町における防災に関し、県、隣接市町及び各防災関係機関を通じて、必要な体制を確立するとともに、地震・津波災害対策を総合的、かつ、計画的に推進することにより、町民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格及び基本方針

(1) 計画の性格

- ① この計画は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災及び平成23年3月に発生した東日本大震災、さらに同一地域において、震度7の揺れがわずか28時間以内に2度発生した布田川・日奈久断層帯の活動による平成28年熊本地震などの大規模災害を踏まえ、本町における地震及び津波災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものであり、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を包含するものである。
- ② 策定及び運営に当たっては、国の「防災基本計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」並びに「熊本県地域防災計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進計画」と密接な連携を図っていくものとする。さらに、水防法(昭和24年法律第193号)に基づく水防計画とも十分な調整を図るものとする。
- ③ この計画は、地震・津波災害に関して防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで、基本的な大綱を示すものである。

(2) 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な地震・津波災害対策の整備及び推進を図るものである。

この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。

- ① 自主防災体制の確立
- ② 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- ③ 男女共同参画の視点からの防災体制の確立
- ③ 地震・津波災害対策事業の推進
- ⑤ 関係法令の遵守

3 防災関係機関の責務

町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、他の防災関係機関及び地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。

また、この責務を十分に果たすために必要がある時は、他の地方公共団体と相互に協力するように努めるとともに、消防機関等の組織の整備、町内の公共的団体等の防災に関する組織等の充実を図り、町の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

4 社会的条件とその変化

地震・津波災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するものと、人口の集中度や建築物の状況等の社会的条件に起因するものとが、同時複合的に発生することが特徴である。

(1) 生活様式の変化

近年の生活様式の変化によって、電気、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設は、町民生活に欠かせないものとなっており、今後も益々その依存度、重要性が高くなると考えられる。これらの施設の被害は、その復旧に時間を要し、町民生活に大きな支障をもたらす、2次災害の危険性もある。

(2) 交通機関の発達

自動車の増加によって、市街地においては朝夕の交通渋滞が慢性化しており、特に災害発生時の交通混乱によって消火・救助活動の妨げとなり、被害が拡大することが予想される。

また、道路、鉄道、港湾施設等の被害による交通機能のマヒは、物流に重大な影響を及ぼし、町民生活に大きな支障をもたらすことも予想される。

(3) 防災意識の低下及び組織の弱体化

近年の核家族化の進展により地域のコミュニティ活動は停滞し、町民の防災に対する意識も低下傾向にあり、本町の自主防災組織率も、県内で低い状態にある。

さらに、消防団については、サラリーマン団員の増加並びに人口減少による団員の確保、高齢化の問題が起きている。

このような社会的災害要因によって、地震・津波による被害が拡大されるだけでなく、被害も多様化し同時に複合的に発生するものと考えられるが、現状ではこれらの災害要因への対応・対策は決して十分でないため、住民・企業への防災意識の普及啓発に努めることが必要である。

5 被害想定

(1) 地震及び津波の被害想定

平成23年3月に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大な地震と津波により、広域かつ大規模な被害が発生するという未曾有の災害をもたらした。これを踏まえて県では、近年の新しい科学的知見等を用い、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行い、町や各関係機関が迅速かつ的確に対応できる防災体制づくりの基礎資料とする目的で、被害の推計を行ったところであり、ここでは(2)に掲げる条件の下で被害の概略値を求めたものである。

(2) 地震・津波被害想定調査の前提条件

県の調査で実施する地震動解析、津波解析、被害想定の内容や特徴は、以下のとおりである。

① 地震動解析

国が設定している各地震の断層諸元と、既存のボーリングデータや広域の地質図等から作成した地盤構造モデルを用いて、地震動解析を行った。

② 津波解析

国が設定している各地震の断層諸元と、海域及び陸域の地形モデルを用いて解析を行った。

③ 被害想定

下表に示す項目について、対象地震ごとに被害想定を実施した。

項 目		調査対象区分	
		地 震	津 波
1. 建物被害	1.1. 液状化	●	
	1.2. 揺れ	●	
	1.3. 急傾斜地崩壊	●	
	1.4. 津波		○
	1.5. 地震火災	●	
2. 人的被害	2.1. 揺れ	●	
	2.2. 急傾斜地崩壊	●	
	2.3. 津波		○
	2.4. 地震火災	●	
3. ライフライン被害	3.1. 水道	●	○
	3.2. 下水道	●	○
	3.3. 電力施設	●	○
	3.4. 電話・通信施設	●	○
	3.5. ガス(都市ガス)	●	○
	3.6. ガス(LPガス)	●	
	3.7. 家庭ごみ・粗大ごみ発生量	●	
4. 交通・輸送施設被害	4.1. 道路(高速道路、一般道路)	●	○
	4.2. 鉄道	●	○
	4.3. 空港(※定住的評価)	●	
	4.4. 漁港・港湾	●	
5. 生活支援等	5.1. 避難生活者	●	○
	5.2. 帰宅困難者	●	
6. 災害廃棄物	6.1. 災害廃棄物(瓦礫)の発生	●	○
7. その他の被害	7.1. 避難行動要支援者の被災	●	○
	7.2. 危険物・コンビナート施設被害	●	○
	7.3. 避難施設被害	●	○

④ 想定シーン

建物及び人的被害のうち地震火災は時間帯等の影響を受けることから、以下のシーンを設定した。

ア) 発生の季節: 冬季

イ) 発生時刻 : 夜 (午前5時): 多くの人が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害の危険性が高い。

夕方(午後6時): 火気使用が最も高い時間帯。

ウ) 風速設定 : 火災は通常時として冬の「日平均の風速値」である3m/秒を、強風時として冬の「月最大風速の平均値」である11m/秒の2パターンを設定(※)。

(※) 風速データ: 熊本地方気象台の観測記録(平成21～23年)を採用

⑤ 県内の主要活断層帯

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価	30年以内に地震が発生 する確率
布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2程度以上	Xランク	不明※1
布田川断層帯 (宇土区間)	7.0程度	Xランク	不明※1
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0程度	Zランク	ほぼ 0%
日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3程度	S*ランク	ほぼ 0% ～16%
日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5 程度	S*ランク	ほぼ 0% ～6%
日奈久断層帯 (高野-白旗区間)	6.8 程度	Xランク	不明※1
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	0.04%～0.09%
出水断層帯	7.0 程度	A*ランク	ほぼ 0% ～1%
人吉盆地南縁断層帯	7.1 程度	A*ランク	1%以下
万年山一崩平山断層帯	7.3程度	Zランク	0.004%以下

※1 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。

※2 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率(※3)が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

※3 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

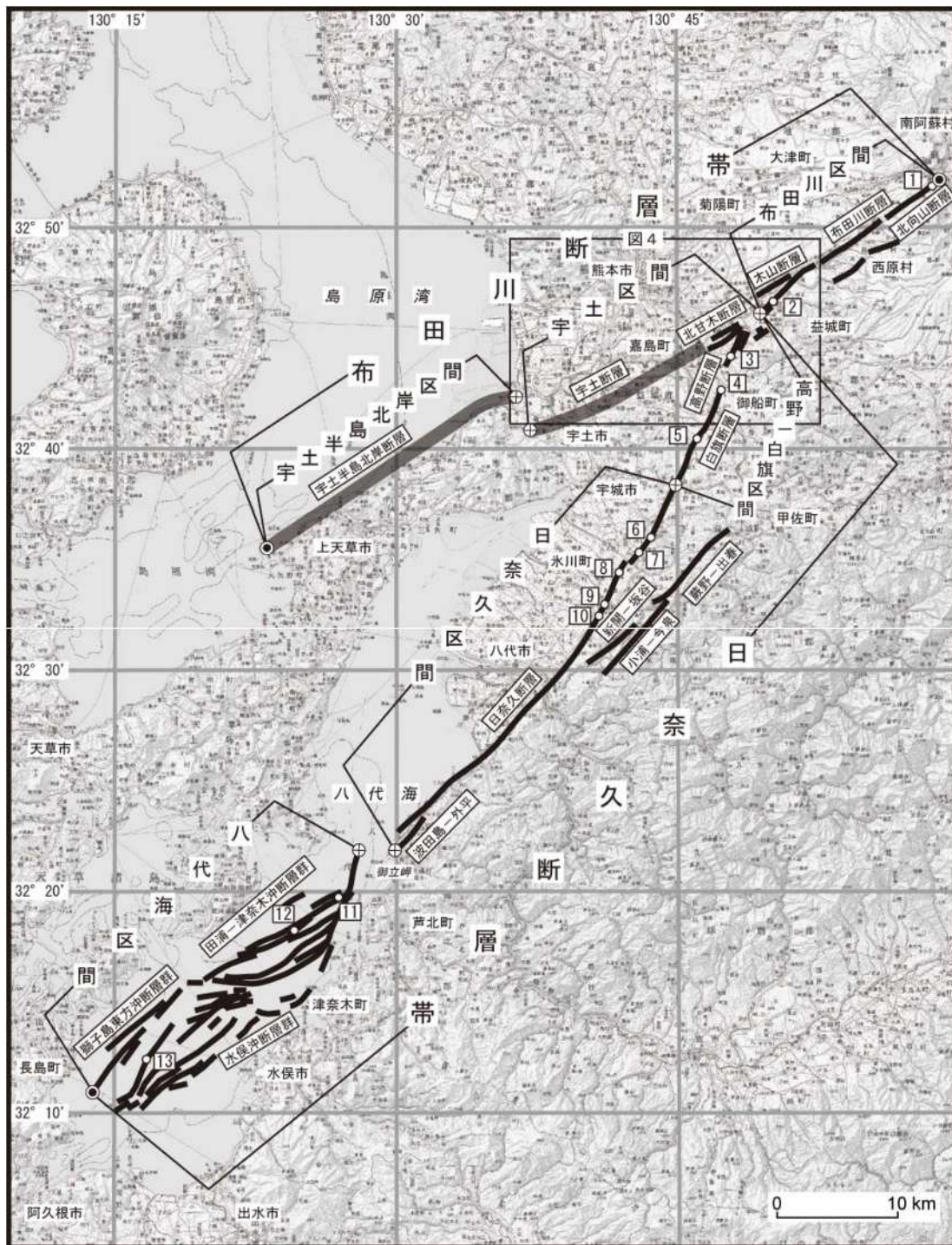
[出典:主要活断層の長期評価結果一覧(2023年1月1日での算定)【都道府県別】(地震調査研究推進本部地震調査委員会)]

⑥ 本町における最大地震規模・津波高の想定

本町へ津波の影響が想定される地震は、「布田川・日奈久断層帯」、「雲仙断層群」、「南海トラフ」等で、最大想定震度は7と想定されている。

また、これらの地震が発生した場合に想定される最大津波高※はいずれも2.8m(TP)で、津波波高※は1.0mとなっている。

※津波高:基準面から波の最頂部までの高さ 津波波高:海岸ごとの朔望平均満潮位から波の最頂部までの高さ



布田川断層帯・日奈久断層帯の活断層位置と調査地点

1:白川左岸地点 2:田中地点 3:高木地点 4:白旗地点 5:鰐瀬地点 6:南小野地点 7:南部田地点 8:高塚B地点
9:腹巻田地点 10:柊地点 11:八代海白神岩地点 12:八代海津奈木沖地点
13:八代海西南部海底地点

●:断層帯の北東端と南西端 ○:活動区間の境界

活断層の位置は活断層研究会編(1991)、熊本県(1998b)、池田ほか(2001)、中田ほか(2001)、産業技術総合研究所・地域地盤環境研究所・東海大学(2011)及び地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会活断層分科会による重力異常・地質構造の検討結果に基づく。基図は国土地理院発行数値地図200000(地図画像)「熊本」「八代」を使用。網掛線は、重力異常、ボーリングや音波探査により位置が特定された活断層

(3)被害想定結果

この調査により想定された熊本県内の被害は、次のとおりである。

項目		布田川・日奈久断層帯 中部・南西部運動型	別府・万年山断層帯	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値		
(注1)		(注5)	(注5)						
想定地震	地震の規模 及びタイプ等	規模	マグニチュード7.9	マグニチュード7.3	マグニチュード7.1	マグニチュード7.0	マグニチュード7.1	マグニチュード9.0	
		タイプ	活断層	活断層	活断層	活断層	活断層	プレート型	
		県内の最大想定震度	震度7	震度6強	震度7	震度6強	震度6弱	震度6弱	
	津波	津波高(TP.m)	3.4 TP.m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	3.5 TP.m	3.8 TP.m	
	津波波高(m)	1.2 m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	1.4 m	2.0 m		
物的被害	建物被害 (一般建物)	全壊棟数	計	28,000 棟	410 棟	5,400 棟	560 棟	11,500 棟	18,900 棟
			液状化	3,600 棟	230 棟	780 棟	480 棟	1,100 棟	3,300 棟
			揺れ	11,700 棟	160 棟	4,300 棟	50 棟	10 棟	20 棟
			急傾斜地崩壊	250 棟	10 棟	20 棟	10 棟	－ 棟	30 棟
			津波	12,400 棟	対象外(注2) 棟	対象外(注2) 棟	対象外(注2) 棟	10,300 棟	15,500 棟
			地震火災	120 棟	10 棟	270 棟	10 棟	－ 棟	50 棟
		半壊数	計	82,300 棟	1,400 棟	11,400 棟	1,200 棟	40,900 棟	55,900 棟
			液状化	5,300 棟	350 棟	1,200 棟	720 棟	1,700 棟	5,000 棟
			揺れ	37,500 棟	1,000 棟	10,200 棟	430 棟	470 棟	3,200 棟
			急傾斜地崩壊	540 棟	30 棟	30 棟	10 棟	－ 棟	70 棟
			津波	39,000 棟	対象外(注2) 棟	対象外(注2) 棟	対象外(注2) 棟	38,700 棟	47,600 棟
		建物被害 (避難施設)	全壊棟数	20 棟	－ 棟	－ 棟	－ 棟	10 棟	20 棟
			半壊棟数	100 棟	－ 棟	10 棟	－ 棟	70 棟	100 棟
		交通・輸送施設	道路	大被害(落橋・倒壊)	50 橋	10 橋	40 橋	－ 橋	－ 橋
	中小被害(亀裂・損傷)			110 橋	10 橋	70 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋
	浸水道路延長			1,000 km	0 km	0 km	0 km	930 km	1,100 km
	鉄道		大被害(落橋・倒壊)	10 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋
			中小被害(亀裂・損傷)	40 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋
			浸水鉄道延長	20 km	0 km	0 km	0 km	20 km	30 km
	漁港・港湾	(漁港)被害岸壁数	540 岸壁	－ 岸壁	－ 岸壁	40 岸壁	40 岸壁	未算出(注3) 岸壁	
		(港湾)被害岸壁数	280 岸壁	－ 岸壁	－ 岸壁	30 岸壁	20 岸壁	未算出(注3) 岸壁	
	ライフライン	上水道	断水人口(発災直後)	789,800 人	16,000 人	50,400 人	9,700 人	16,400 人	未算出(注3) 人
			浸水施設数	30 施設	0 施設	0 施設	0 施設	20 施設	30 施設
		下水道	支障人口	28,200 人	550 人	3,100 人	250 人	2,100 人	15,200 人
			浸水施設数	20 施設	0 施設	0 施設	0 施設	20 施設	20 施設
		電力	停電軒数	61,500 軒	810 軒	7,700 軒	790 軒	23,700 軒	37,600 軒
			浸水施設数	－ 施設	0 施設	0 施設	0 施設	－ 施設	－ 施設
		電話・通信	不通回線数	1,100 本	20 本	300 本	20 本	430 本	700 本
			浸水施設数	20 施設	0 施設	0 施設	0 施設	10 施設	20 施設
		都市ガス	供給停止戸数	25,100 戸	－ 戸	－ 戸	－ 戸	－ 戸	－ 戸
			浸水施設数	－ 施設	0 施設	0 施設	0 施設	－ 施設	－ 施設
	LPガス	供給停止戸数	1,800 戸	40 戸	200 戸	－ 戸	10 戸	40 戸	
	災害廃棄物の発生量		5,502,100 t	82,200 t	620,300 t	74,900 t	2,562,200 t	3,755,300 t	
	危険物・ コンビナート施設	被災施設数	－ 施設	－ 施設	－ 施設	－ 施設	－ 施設	－ 施設	
浸水施設数		0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設		
人的被害	死者数	計	960 人	10 人	300 人	－ 人	110 人	120 人	
		揺れ	730 人	10 人	280 人	－ 人	－ 人	－ 人	
		急傾斜地崩壊	20 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	
		津波	140 人	対象外(注2) 人	対象外(注2) 人	対象外(注2) 人	110 人	120 人	
		地震火災	70 人	－ 人	20 人	－ 人	－ 人	－ 人	
	重傷者数	計	4,700 人	60 人	750 人	10 人	1,300 人	1,800 人	
		揺れ	3,200 人	60 人	740 人	10 人	－ 人	－ 人	
		急傾斜地崩壊	20 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	
		津波	1,500 人	対象外(注2) 人	対象外(注2) 人	対象外(注2) 人	1,300 人	1,800 人	
		地震火災	10 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	
	負傷者数	計	22,700 人	380 人	2,900 人	70 人	3,500 人	5,700 人	
		揺れ	19,200 人	380 人	2,900 人	70 人	240 人	1,300 人	
		急傾斜地崩壊	30 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	
		津波	3,500 人	対象外(注2) 人	対象外(注2) 人	対象外(注2) 人	3,200 人	4,400 人	
		地震火災	20 人	－ 人	10 人	－ 人	－ 人	－ 人	
	災害時要援護者の死者数(注4)		420 人	10 人	140 人	－ 人	50 人	50 人	
	避難者数	避難生活者数	156,000 人	3,400 人	15,100 人	2,300 人	11,000 人	17,300 人	
		疎開者数	84,000 人	1,800 人	8,100 人	1,200 人	5,900 人	9,300 人	
	帰宅困難者数		90,700 人	24,400 人	9,800 人	1,200 人	5,900 人	90,300 人	

(注1) ここでは、冬の夜(午前5時)、風速11m/秒の際の被害を記載。

(注2) 別府・万年山断層帯、人吉盆地南縁断層、出水断層帯では、津波による被害は想定対象としていない。

(注3) 被害想定に必要な条件が中央防災会議より公表されなかったため算定していない。

(注4) 災害時要援護者の死者数は全体の内数である。

(注5) 布田川・日奈久断層帯 中部・南西部運動型と、別府・万年山断層帯では、項目ごとに被害が最大となるケースの被害数を記載している。

(注6) 地震・津波被害想定は、想定した地震や津波が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものである。

6 防災知識普及計画

(1) 計画の方針

地震・津波による災害を最小限に食い止めるためには、町、県等の防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人ひとりが日頃から地震・津波災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため、町、県等の防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」を踏まえ、自らの職員及び住民に対し、地震・津波災害に関する正しい知識や災害予防及び災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は災害予防及び災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して行うものとする。

また、県、町は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、地震・津波災害と防災に関する町民の理解向上に努めるものとする。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者・障がい者・外国人・乳幼児・妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

(2) 住民に対する防災知識の普及

県、町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震・津波に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

特に、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や避難指示（緊急）等の意味・内容の啓発活動等を住民等に対して行うものとする。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

さらに、津波に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、住民等が津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動をとることができるよう、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。

① 普及の内容

ア) 地震及び津波に関する一般的知識

イ) 過去の主な被害事例

ウ) 地震・津波災害対策の現状

エ) 地震・津波被害想定調査結果

オ) 平時の心得（日頃の準備）

- ・住宅の点検（住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀補強等）
- ・屋内の整理点検（家具転倒防止等）
- ・火災の防止
- ・応急救護
- ・3日分の（推奨1週間）の食料（食物アレルギー対応食品等含む。）、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄

- ・寝所位置等の確認(斜面崩壊対策等)
- ・防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
- ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認
- ・緊急連絡先の確認
- ・家族間等による安否の確認方法
- ・非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳(コピーでも可)等)の準備
- ・避難所生活のマナーとルール
- ・ペットを受入れ可能な避難所
- ・ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備

カ)地震発生時の心得

- ・緊急地震速報を覚知した時の対応行動
- ・場所別、状況別の心得
- ・出火防止及び初期消火
- ・避難の心得
- ・自動車運転者のとるべき措置

キ)建築物に関する各調査の周知

県及び町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

② 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用にも努めるものとする。

ア)社会教育を通じての普及

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等の活動、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の会合、各種研修会、講習会、幼年消防大会等の機会を活用する。

イ)広報媒体等による普及

- ・県広報媒体の利用
- ・パブリシティ活動の展開
- ・映画、ビデオ、スライドの利用
- ・広報車の巡回
- ・講演会、研修会等の開催

ウ)防災訓練における普及

講習会への開催等を通じて、地震・津波災害についての認識を強化し、一般住民の各種訓練(消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等)の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

(3)学校教育における防災知識の普及

第2章第6節 防災知識普及計画及び訓練計画によるものとする。

(4)防災上重要な施設の管理者等の指導

町、県及び防災関係機関は、防災上重要な施設の管理者に対し、出火防止、初期消火及び避難誘導等発災時に対処し得る体制の整備を推進するものとする。

- ① 避難誘導等防災体制の整備
- ② 地震・津波災害の特性及び過去の主な被害事例
- ③ 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- ④ 出火防止及び初期消火等の任務分担
- ⑤ 防災業務従事者の安全確保
- ⑥ 発災直後、建物の安全が確認できる点検方法の習熟(内閣府「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」等参照)

(5)事業所の防災対策の促進

第2章第6節 防災知識普及計画及び訓練計画によるものとする。

(6)外国人に対する防災知識の普及

第2章第6節 防災知識普及計画及び訓練計画によるものとする。

(7)災害記録の保存と災害の教訓の伝承

第2章第6節 防災知識普及計画及び訓練計画によるものとする。

7 自主防災組織整備計画

第2章第2節 防災組織(自主防災組織)によるものとする。

8 防災訓練計画

第2章第6節 防災知識普及計画及び訓練計画 によるものとする。

9 防災業務施設整備計画

大規模地震・津波時の災害発生の未然防止及び被害の拡大を防止するための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備、推進に関する計画である。

(1)防災拠点施設

庁舎(出先機関含む)は、災害応急対策及び災害復旧対策など災害対策の重要な拠点となるため、大規模災害時においてもその機能を維持できるよう施設の非構造部材を含めた耐震化を図る。

また、庁舎、通信設備、非常用電源設備等を定期的に点検するとともに、機能の維持・管理を実施し、必要に応じ施設や機能の充実強化を図るものとする。

なお、防災行政無線等通信手段の機能強化、井戸等による水の確保、非常用電源設備(自立分散型電源設備)の整備促進及び階上への設置等の浸水対策等の停電対策、電源車等による電源の確保を図るとともに、通信設備の基盤や部品、燃料の備蓄・調達体制並びに大規模地震時には各種システムの運用を確保するため、メーカー等の技術者を確保する仕組みを検討しておくものとする。

さらに、大規模な地震発生後も継続して機能を果たせるよう、情報システム等サーバ機器、ロッカー、

書架等の転倒防止対策を行うとともに、定期的に確認を行うものとする。

なお、県及び町は、優先的にライフライン等を復旧する必要がある防災拠点について、あらかじめ地域防災計画等に定めるよう努めるものとする。

① 町庁舎

災害時に災害対策本部が設置される等の町内防災業務の拠点施設である町庁舎については、次のとおり整備を行うものとする。

ア)停電時に町庁舎の機能を維持できるよう、芦北町業務継続計画に基づき非常用電源を整備する。

イ)その他災害時に、町庁舎としての機能を十分に発揮できるよう本庁舎については、建築基準法及び消防法に基づく所要の改修を行う。

(2)通信設備

① 町の通信設備

町は、災害時に速やかに、確実な情報を住民に伝達するため、防災行政無線システムの適正な維持管理に努める。

10 災害備蓄物資・資機材整備計画

大規模地震災害発生に際し、罹災者の応急救助対策を迅速かつ的確に実施するため、救助物資等の備蓄を行う。

(1)食糧等の備蓄

第3章第12節 食糧供給計画 によるものとする。

(2)備蓄物資の点検及び整備

第3章第14節 生活必需品物資供給計画 によるものとする。

(3)食糧・生活必需品に関する供給方針

第3章第12節 食糧調達・供給計画 及び14節 生活必需品物資供給計画 によるものとする。

11 海岸対策計画

大規模地震発生後、近距離を震源とする地震では、津波予警報や避難指示等の情報伝達が間に合わないことが考えられる。このため、津波被害を防ぐには海岸施設の補強などハード面並びに住民避難対策の策定、危険箇所監視体制の整備、津波に備えたハザードマップの作成等が必要である。

(1)海面監視体制

① 海面監視体制の整備

町は、海岸付近で震度4以上の揺れを感じた場合、又は津波警報や津波注意報が発表された場合、直ちに海面監視を行えるようあらかじめ海面監視場所の設定、監視担当者の選任等海面監視者の安全を考慮した海面監視体制の整備に努める。

② 情報伝達体制の確立

町は、住民に対して津波に関する情報を伝達する手段として、全国瞬時警報システム(J-ARERT)の活用とともに、防災行政無線、サイレン、携帯電話への一斉メール(防災情報メールサービス、緊急速報メール等)、芦北町公式アプリ等複数の伝達手段を確保し、重層化を図るものとする。

情報伝達の際は、高齢者、障がい者等の要配慮者等に配慮するものとする。

また、強い揺れを伴わないいわゆる「津波地震」や「遠地地震」に関しては、住民が避難の意識を喚起しな

い状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令の伝達体制を整えるものとする。

なお、津波に対して迅速な退避行動がとれるよう住民に対して、避難経路及び避難場所の周知をしておくものとし、漁港内の漁船等に対しては、素早く港外に避難するよう漁業無線局から呼びかけるものとする。

12 火災予防計画

大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒等により広域にわたって同時に火災が発生し、大規模な火災となって延焼し、火災による被害が地震そのものによる被害を大きく上回る可能性もあることから、町、消防本部及び県は火災予防の徹底に努める。

(1) 消防計画の整備

地震発生時の同時多発火災に備え、消防機関ではその実情に応じて災害応急活動体制がとれるよう消防計画及び消防力の整備を行うものとする。

また、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図るものとする。

(2) 広域応援体制の整備

町、消防本部は、隣接市町、隣接消防本部等との消防相互応援協定に基づき、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

(3) 緊急消防援助隊の充実強化

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等について、適宜マニュアル化の見直しを行うなど、町、県、消防本部間で、応援を受ける場合を想定した計画の充実を図る。

さらに、町、県、消防本部は、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

(4) 建築物等災害予防計画

地震・津波による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するために、建築物の耐震改修の促進のための措置を講じるなど、建築物の地震・津波に対する安全性の向上を図る必要がある。

町は、熊本県公共施設整備ガイドラインに基づき、町有施設の耐震化や天井材等の非構造部の脱落防止対策に取り組むものとする。

特に、町、県等の防災拠点施設や避難施設(学校含む)については、地震・津波発生後の円滑な救出・救助活動等に資するため、当施設の計画的、着実な耐震化に取り組むものとする。

13 給水確保計画

第3章第13節 給水計画 によるものとする。

14 避難収容計画

(1) 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定

① 緊急避難場所及び避難所

ア) 緊急避難場所及び避難所(広域避難場所も含む)の整備計画

町は、大規模な地震・津波の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する大火から避難者の生命・身体を保護するために必要な規模・構造を有する緊急避難場所及び避難所の整備計画を

検討するものとする。

イ)地震災害用の指定緊急避難場所及び指定避難所の選定

第2章第7節 避難収容計画(指定緊急避難場所及び指定避難所の指定)によるものとする。

ウ)津波発生時に使用可能な避難場所の選定

沿岸部では、津波発生時に避難場所として使用可能なできるだけ高い建築物や高台などの指定緊急避難場所の選定・整備に努める。

また、民間等の高い建築物についても、いざという時に確実に避難できるような体制構築に努めるものとする。

なお、選定・整備した指定緊急避難場所等については、津波ハザードマップの活用や誘導標識等の設置、津波避難訓練の実施などにより、住民に周知を図るものとする。

※各地区の指定緊急避難場所及び指定避難所は、第3章第9節 避難計画(指定緊急避難場所一覧表、指定避難所一覧表)のとおりである。

② 避難路

ア)地震・津波発生時に安全な避難路の選定

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の選定に併せて、地域の状況等に応じた避難路を選定するものとする。

なお、津波発生時には徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車で安全かつ確実に避難できる方策について検討するものとする。

③ 避難所の環境整備等

第2章第7節 避難収容計画(避難所の環境整備等)によるものとする。

(2)避難指示等の発令基準

第3章第9節 避難計画によるものとする。

① 地震発生時の避難指示等の発令基準

町は、大規模地震発生時に、同時多発の火災が拡大延焼するなど住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認めるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行うものとする。

② 津波発生時の避難指示等の発令基準

町は、津波警報等の津波に関する予警報が発表されたときは、迅速かつ正確に住民、海水浴客等に伝達するとともに、次の基準に従い避難指示等を発令する。

ア)津波注意報

海岸へ近づかないように呼びかける。

イ)大津波警報、津波警報

避難指示を発令し、高台への避難を呼びかける。

(3)避難誘導の事前措置

① 緊急避難場所等の周知徹底

ア)町は、大規模地震・津波発生時に的確な避難行動ができるように、平時から住民に対する周知徹底に努めるものとする。

なお、住民に対する周知徹底にあたって、防災マップ(ハザードマップ)の作成配布、誘導標識の設置

等を行うものとする。

(4)避難所運営マニュアルの作成等

第3章第9節 避難計画(避難所運営マニュアルの作成等)によるものとする。

(5)避難所におけるボランティア等の受入れ

町、県は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平時から避難所におけるボランティア等の受入方法や役割を明確にしておくものとする。

(6)応急仮設住宅建設予定場所の選定

第3章第15節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画によるものとする。

(7)施設の災害予防対策の推進

第2章第7節 避難収容計画(施設の災害予防対策の推進)によるものとする。

15 避難行動要支援者等支援計画

第2章第8節 避難行動要支援者等支援計画によるものとする。

16 医療保健計画

大規模な地震・津波災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、被災地域内で十分な医療が提供されないおそれがある。このため、平時から、町、県及び医療関係機関等は、災害時の医療保健体制の充実を図る。

第3章第16節 医療及び助産計画 によるものとする。

17 災害ボランティア計画

大規模地震・津波発生時には、国内外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるので、町、県及び関係機関は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等の受入体制の整備に努める。

第3章第29節 災害ボランティア計画 によるものとする。

18 災害応急対策計画

(1)芦北町災害対策本部等の組織及び編成

本町の地域に大規模な地震・津波が発生し又は発生するおそれがある場合等には、応急対策活動を強力に推進する中心的組織として、基本法第23条に基づき災害対策本部を設置し、組織及び編成は、「芦北町災害対策本部条例」等の定めるところによる。

(2)設置基準

第3章第1節 組織計画 によるものとする。

(3)廃止基準

- ① 予想された災害の危険が解消したと認められるとき。
- ② 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

19 職員配置計画

地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における職員の配置体制、配置方法等について定め、応急措置の円滑な実施を期する。

(1)組織体制の確立

- ① 地震・津波発生に伴う警戒配備は、第3章第2節 動員計画 によるものとする。

② 職員の緊急動員

ア)勤務時間外における動員配備

職員は、勤務時間外において、地震を感じたときは、テレビ、ラジオ等により本町の震度及び津波に関する情報を確認し、上記動員配備基準に基づいて、直ちに自主参集するものとする。

イ)自主参集では十分な職員の確保が難しいと予想されるため、災害対策本部要員を中心に職員グループチャットまたは、連絡網により呼出を行うものとする。

ウ) 職員は、第3章第2節 動員計画 の定めるところにより配置につくものとする。

エ)職員は、震度5弱以上の地震を観測したときは、情報等の収集に積極的に務め、動員命令を待つことなく登庁し、対策部長の指示により配備体制につくものとする。

オ)各班の役割は、第3章第1節 組織計画(災害対策部の事務分掌) に定める役割とする。

③ 本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

なお、災害対策各部長は、本部会議の決定に基づき、所属部員を指揮して応急措置に万全を期するものとする。

④ 現地本部

地震・津波により被害が発生し、本部長が災害対策上、特に必要と認めるときは現地対策本部を設置するものとする。

⑤ 津波に対する措置

町内沿岸地域において、津波警報が発表された場合は、次の措置をとるものとする。

ア)対策部長の指示により地震発生後30分間は海面状態を監視し、対策本部と連絡を密にして万全の措置をとるものとする。

イ)ラジオ・テレビ等の予報を聴取する責任者を定め、対応にあたる。

(2) 応援協力体制

大規模地震・津波による災害が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、応援協力体制を確立し、災害対策に万全を期するものとする。

県、町の関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

また、近隣の団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣以外の団体との協定締結も考慮するものとする。

① 関係機関との相互連絡

国・県及び芦北町防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これらの機関と相互に協力して災害対策に万全を期するものとする。

② 自衛隊災害派遣要請

大規模地震・津波により緊急に人命救出等の必要があるときは、第3章第8節 自衛隊派遣要請計画 の定めるところにより、自衛隊の派遣を要請するものとする。

なお、次の措置により自衛隊との連絡及び協力体制の確立に努めるものとする。

ア)有線通信が途絶した場合の通信方法について、あらかじめ関係機関と協議し、無線通信による自衛隊との通信体制の確立を図っておくものとする。

イ)派遣部隊の長と随時活動内容等について協議し、協力体制の確立を図るものとする。

③ 応援・受援体制の整備

県、町、防災関係機関は、応援活動の拠点となる施設の提供、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。

なお、平時から相互に顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。

(3) 応援要請

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県、又は他の市町村に対し応援を要請する。

なお、これらの応援においても十分な対応がとれないと判断したときは、知事に緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(4) 通信連絡対策

災害発生時における通信連絡は、第3章第4節 通信施設利用計画 によるものとする。

(5) 災害状況の把握及び広報

① 災害状況の緊急把握

災害状況の収集は、第3章第5節 情報収集及び被害報告取扱計画 の定めによるものとするが、特に次の措置を講じ、災害状況の把握に努めるものとする。

ア)航空機の派遣要請

大規模地震・津波により緊急に災害状況の把握を必要とするときは、県を通じて自衛隊に対し、航空機の派遣を要請するものとする。

イ)調査班による調査の実施

大規模地震・津波による災害が発生したときは、直ちに調査班を編成派遣し、目視又はドローン等により被害状況の調査把握を行うものとする。

② 町民に対する広報

大規模地震・津波時における災害情報の町民に対する広報は、第3章第6節 広報計画 の定めによるものとするが、必要に応じ広報車等により災害情報、災害応急対策及び再地震時の心得等を住民に周知し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

(6) 避難対策

大規模地震・津波が発生したときの避難対策は第3章第9節 避難計画 の定めによるものとするが、関係機関は、特に次の措置を講じ、震災時における住民の避難が円滑・適切に行われるよう努めるものとする。第3章第9節 避難計画 の定めによるものとする。

① 避難の指示

避難の指示の実施責任者は、大規模地震・津波が発生した場合、避難の時機を失しないよう速やかに避難の指示を行うものとする。

② 避難指示の伝達

避難の指示の実施責任者は、指示を発したときは、時機を失することなく、防災行政無線、携帯電話メールサービス、芦北町公式アプリ、サイレンおよび警鐘、広報車等を用い、又は併用して迅速に地域住民に対し周知を図るものとする。

③ 避難者の収容

既存の収容施設が被害を受けた場合、被害者が多数のため既存の収容施設に収容できない場合、又は近くに安全な施設がない場合は、野外収容施設を設営するものとする。

④ 避難の指示の解除

原則として、大規模地震・津波注意報及び警報の解除通知を受けた場合とする。

ただし、津波が来襲した場合は、漂流物等の影響により危険な状態が継続するおそれがあるため、注意報及び警報解除後沿岸部を巡回し、危険な状態を脱したと町長が判断した場合とする。

(7) 消火対策

大規模地震における消火対策は、特に次の措置を講じ、その対策に万全を期するものとする。

① 地震直後直ちに、あらゆる火源の即時消火について一般住民に周知を図るものとする。

② 大火が予想されるときは、直ちに大火防御の措置を講じ、必要に応じ隣接市町の消防機関に対し応援要請を行うものとする。

③ 被災地域に危険物等が存在し、特殊火災発生の恐れがある場合は、直ちに特殊火災防止及び地域住民の避難等安全確保の措置を講ずるとともに、必要に応じ関係機関に対し消火に必要な専門技術者の派遣を要請するものとする。

(8) 救出対策

大規模地震・津波における被災者の救出は、第3章第10節 救助、救出計画 の定めによるものとするが、関係機関は、特に次の措置を講じ、被災者の救出に努めるものとする。

① 自主防災組織等による救出

自主防災組織及び住民は積極的に消防職員及び消防団員並びに警察官に協力し、被災者の救出に努めるものとする。

② 消防職員、消防団員及び警察官による救出

消防職員、消防団員及び警察官は、相互に連絡協力し、被災者の救出に努めるものとする。

③ 町職員による救出

町長は、必要に応じ職員による救出班を編成し、救出活動にあたらせるものとする。

④ 自衛隊員による救出

町長は、必要と認めたときは、自衛隊の災害派遣を要請し、被災者の救出に万全を期するものとする。第3章第8節 自衛隊派遣要請計画 によるものとする。

⑤ 応急教育の実施場所

第3章第24節 文教対策計画 によるものとする。

(9) 緊急避難道路等の確保

大規模地震・津波による災害が発生したとき、又は災害発生の恐れがあるときは、直ちに道路等の状況を調査し、通行不可能の場合は、道路管理者への連絡を行い、避難道路及び援助物資輸送路の確保に努めるものとする。

なお、陸上交通が途絶した場合は、海上交通の確保に努めるものとする。

(10) 被災建築物応急危険度判定

大規模地震、津波により建築物が被災した場合、被災建築物の安全性を確保する第一義的責任を有するのはその建築物の所有者であるが、災害によって多くの建築物が被害を受けた場合、被災建築物の所有者若しくは居住者が被災建築物の安全性を判定することは容易ではない。その結果、余震や同規模地震の連続発生等で倒壊する可能性の高い建築物が、放置されたりあるいは継続的に使用され続けることは、多くの町民が二次災害の危険にさらされるということになる。こうした二次災害の危険を回避するため、被災後の緊急対策として、被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。判定士とは、災害により被害を受けた建築物による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「危険度判定」という。）を行う者として知事等の認定を受けた者をいう。）の協力を得て、被災建築物の危険度判定を行う。

① 危険度判定

災害対策本部長は、災害対策本部が設置される規模の地震発生後、被害状況の現状把握を行い、必要に応じて危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を立ち上げ、「熊本県被災建築物応急危険度判定要項」に基づき、危険度判定を実施する。

ア) 危険度判定の実施の決定

災害対策本部長は、危険度判定の実施を決定したとき熊本県災害対策本部長に対し連絡するとともに、必要に応じて判定士や判定資機材等の支援要請を行う。

イ) 危険度判定実施本部の設置

建設対策部内に実施本部を設置する。実施本部長は建設課長とする。

ウ) 危険度判定実施計画の作成

実施本部長は、建築物の被害状況、被災地の状況等に基づき、危険度判定実施計画（以下「判定実施計画」という。）を作成し、災害対策本部を通じて町民へ周知する。

周知を行う際、この判定は、人命の安全を確保するため緊急に建築物の危険度を判定する作業であり、罹災証明のためではないことを正確に伝えることに留意する。

エ) 危険度判定の対象物

危険度判定の対象物は主に民間の建築物とし、被災建築物の被害状況や用途及び構造・規模等により危険度判定実施の優先順位を決定する。

オ) 危険度判定の期間

危険度判定は災害発生後速やかに実施し、早期の完了に努める。

カ)危険度判定の方法

危険度判定は主として外観目視により、建築物及び建築物の部分沈下、傾斜、破壊の程度等を調査する。

キ)危険度判定の実施

危険度判定は、判定士業務マニュアルに基づき、危険(赤)、要注意(黄)、調査済(緑)の所定のステッカーを建築物の出入口などの認識しやすい場所に貼付することにより行う。

② 危険度判定資機材の備蓄

災害対策本部長は、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

(11)被災宅地危険度判定

大地震によって民間の宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合であっても、余震による二次災害の軽減と防止、あるいは住民の安全を確保することを目的として、被災宅地危険度判定士(以下、「宅地判定士」という。)宅地判定士とは、被災宅地危険度判定連絡協議会又は都道府県知事が実施する養成講習会を受講し、認定登録を受けた土木、建築等の技術者をいい、宅地判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定(以下、「宅地危険度判定」という。)を実施する。

① 宅地危険度判定

災害対策本部長は、災害対策本部が設置される規模の地震災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害程度の現状把握を行い、必要に応じて被災宅地危険度判定連絡協議会策定の「被災宅地危険度判定実施マニュアル」(以下、「実施マニュアル」という。)に基づき、宅地危険度判定を実施する。

ア)宅地危険度判定の実施の決定

災害対策本部長は、宅地危険度判定の実施を決定したとき熊本県災害対策本部長に対し連絡するとともに、必要に応じて宅地判定士や判定資機材等の支援要請を行う。

イ)宅地危険度判定実施本部の設置

建設対策部内に被災宅地危険度判定実施本部(以下「宅地判定実施本部」という。)を設置する。宅地判定実施本部長は建設課長とする。

ウ)宅地危険度判定実施計画の作成

宅地判定実施本部長は、宅地被害状況、被災地の状況等に基づき、宅地危険度判定実施計画を作成し、災害対策本部を通じて町民へ周知する。

エ)宅地危険度判定の対象物

擁壁、宅盤、切土、盛土、のり面及び自然斜面、その他

オ)宅地危険度判定の期間

発生後、速やかに実施し、早期の完了に努める。

カ)宅地危険度判定の方法

宅地危険度判定は主として、目視及び簡便な計測により行う。

キ)宅地危険度判定の実施

宅地危険度判定は、実施マニュアルに基づき、大(危険宅地)、中(要注意宅地)、小(調査済み宅地)で

行う。

ク)宅地危険度判定結果の周知、協力依頼

災害対策本部長は、判定の結果を現地に表示するとともに、報道機関等を通じて町民に周知する。また、判定を受けた宅地の所有者等に対し、必要に応じて適切な措置を講ずるよう協力要請あるいは宅地造成等規制法に基づく勧告等の法手続きを行う。特に緊急を要する場合は、避難指示、応急措置等を行う。

② 宅地危険度判定資機材の備蓄

災害対策本部長は、実施マニュアルに基づき、宅地危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

20 防災関係機関等における業務継続計画

第2章第9節防災関係機関等における業務継続計画によるものとする。

21 受援計画

第2章第10節受援計画によるものとする。

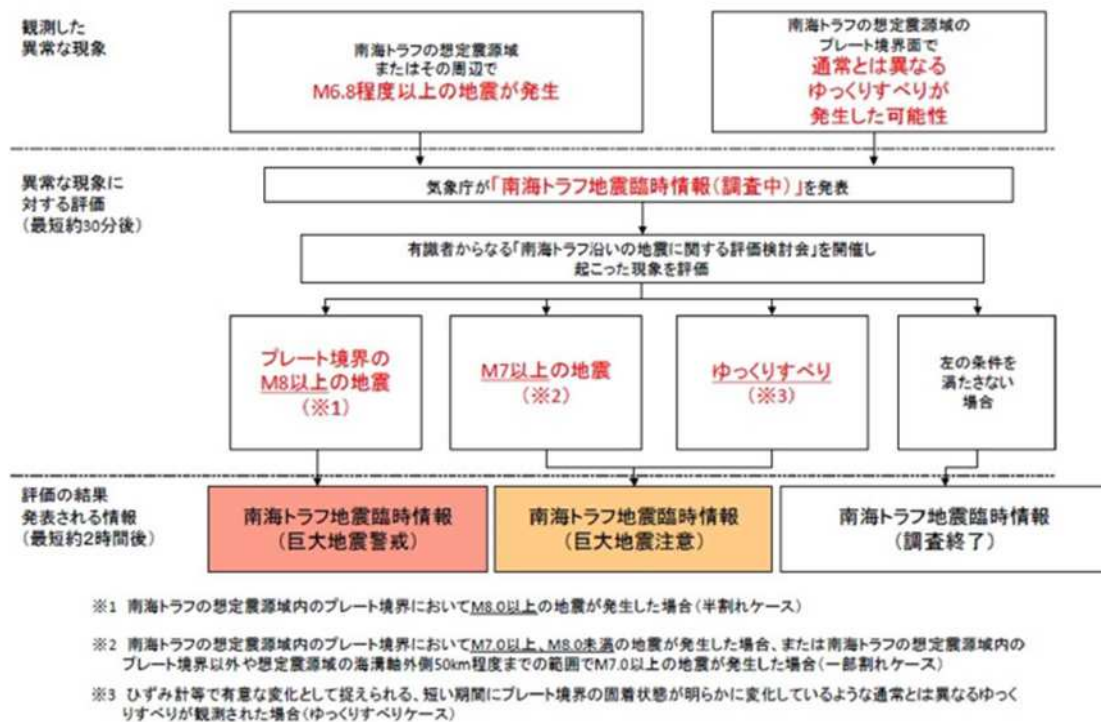
22 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%(令和5年1月1日)とされている。大規模な地震が発生すれば、本町においては、最大で震度5強の揺れとなる恐れがあり、南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていないが、南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、以下のとおり定める。

(1) 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合や、その調査結果を発表する場合などに「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとしている。

また、調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合には「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。なお、「南海トラフ地震臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを付記して発表される。



(2) 南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報

町は、防災関係機関、消防団、自主防災組織等と協力して、職員、住民等に対して防災訓練等を通じて南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の体制

町は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次の表のとおり、警戒配備体制をとる。

設置基準(南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード)	町の体制
①調査中	第一次警戒配備
②巨大地震注意	※状況に応じて、体制の強化を行う。
③巨大地震警戒	第二次警戒配備 ※状況に応じて、体制の強化を行い、災害対策本部を設置する。

(4) 災害応急対策計画等

災害応急対策計画、職員配置計画等、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応については、第30節 地震・津波災害対策計画の規定全般を準用する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興の基本方向

町は、甚大な被害を受けた場合、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

第2節 公共土木施設災害復旧計画

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)に基づき、国庫負担を受けて災害復旧を実施する。

1 実施機関

災害復旧の実施責任は、原則として町の管理に属するものは町が、県の管理に属する施設については県において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たるものとする。

2 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧に努めるものとする。

公共土木施設の災害復旧の推進に当たっては、次により実施するものとする。

- (1) 災害の程度及び緊急度等に応じて、緊急査定、あるいは本査定を速やかに要請する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された調査官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周到な計画を立てる。
また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 復旧計画に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみでなく、周囲の関連を十分考慮に入れ、努めて改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 災害復旧事業の施行は、3箇年復旧を原則とする。
- (6) 査定に落ちたもので、なお今後危険なものについては、その重要度により、町単独事業として行う等計画する。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、着手後において労働力の不足や施工業者の不足、資材の払底等のため、工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、事前にこれらについて十分検討

しておく。

3 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

- (1)河 川 河川法第3条による施設等
- (2)海 岸 海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護する施設
- (3)砂防施設 砂防法第1条又は同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸
- (4)林地荒廃防止施設
山林砂防施設又は海岸砂防施設
- (5)地すべり防止施設
地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設
- (6)急傾斜地崩壊防止施設
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
- (7)道 路 道路法第2条第1項に規定する道路
- (8)港 湾 港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用上及び管理上重要な臨港交通施設
- (9)漁 港 漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
- (10)公 園 都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの
- (11)集落排水施設
農業集落排水事業で整備した農業集落排水施設及び漁港村環境整備事業で整備した漁業集落排水施設

4 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- (2)激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- (3)地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (4)地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債

第3節 農林水産施設災害復旧計画

農地、農業用施設、林業施設、漁港施設及び共同利用施設(以下「農地等」という。)の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号)に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

1 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には町、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等当該機関によって施工するものであるが、災害の規模が広範囲でしかも高度の技術を要するもの等は、県営事業として施工されるよう努める。

2 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、第2節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するものとし、原則として原形復旧とする。その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

- (1)同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧、その他は査定後施工するものとする。
- (2)前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧を図るものとする。
- (3)その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められているから、資金計画を樹立して早期復旧を図るものとする。

3 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産業施設とは次のような施設である。

- (1)農 地 耕作を目的に供される土地
- (2)農業用施設 農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ① かんがい用排水施設、ため池、頭首工、揚水機
 - ② 農業用道路、橋梁
 - ③ 農地保全施設、堤防(海岸を含む)
- (3)林業用施設 林地の利用又は保安上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ① 林地荒廃防止施設
 - ② 林道
- (4)漁業用施設 漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ① 沿岸漁場整備開発施設
 - ② 漁港施設

4 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- (2)激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- (3)地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (4)地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債

- (5)天災による被災農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 その他の災害復旧計画

1 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年第247号)に基づくほか、単独事業として、それぞれ次により実施するものとする。

- (1)実施機関 町立学校施設の復旧は、町長が行うものとする。
- (2)復旧方針 町立学校施設の復旧方針は別節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。
- (3)対象事業 同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。
- (4)財政援助 公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。
 - ① 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担
 - ② 激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
 - ③ 地方債の元利償還金の地方交付税算入
 - ④ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債

2 公営住宅災害復旧計画

(1)住宅建設計画

災害による住宅建設計画としては、災害救助法適用による応急仮設住宅の建設、又は公営住宅法により罹災者用公営住宅法等の建設を進めるとともに、住宅金融支援機構の住宅資金貸付制度等を活用して復旧に努めるものとする。

(2)災害公営住宅

災害公営住宅の建設については、公営住宅法第8条に基づき、町が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、滅失した住宅戸数の3割以内に相当する公営住宅を早急に建設することとする。

(3)その他の災害復旧計画

その他の施設等の災害復旧は、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及び各施設等の管理者、又は当該法令の規定により、災害復旧の責任を有する者がそれぞれ実施するものとする。

第5節 金融対策

災害復旧及び災害による経営資金及び生活資金の融資制度として、被災農林漁業者、被災中小企業者等に対して行われる融資は、おおむね次のとおりである。

1 農林漁業関係

(1) 農業関係

農家が農作物(果樹を含む)の災害を受けた場合は、まず天災融資制度がある。この適用は被災農家の平年収穫量の100分の30以上の減収量で、かつその損失額が平年農業総収入の100分の10以上の者。又は果樹、茶等の被害損失額が100分の30以上の者で、町長の被害認定を受けた者とし、資金の種類は「経営資金」として融資する。

その他株式会社日本政策金融公庫法に基づく農地・農業施設等の復旧及び経営再建のための資金の融資、農業改良資金融通法、農業近代化資金融通法、株式会社日本政策金融公庫法の貸付金の支払猶予、償還延期、貸付条件の変更等がある。

(2) 林業関係

林業者が災害を受けた場合も「天災融資法」の適用、株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、その他農業者と同じく支払猶予、償還延期等の措置がある。

(3) 漁業関係

漁業の場合も農林業と同じく災害の場合「天災融資法」の適用があり、株式会社日本政策金融公庫法の災害復旧の道が開かれている。又、農林業者と同じく支払猶予、償還延期等の措置がある。

(4) その他の金融並びに各種共済制度

農林漁業団体が独自の立場で行う単独資金の災害復旧に対する貸出、又は各種共済による保険金の支払い、例えば農協共済(建物)、農業共済、船舶保険、その他各民間保険会社の災害保険等の早期払出措置がある。

2 中小企業関係

被災中小企業者に対しては、県防災計画により被災中小企業者の経営安定を図り、施設復旧資金の融資円滑化のため、被災の実態に応じて、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の政府金融機関に対して融資枠の拡大及び当該金融機関に対する既往融資分に係る償還期限の延長について措置を講ずる。

3 災害援護資金及び母子父子寡婦福祉資金関係

(1) 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の規定に基づき、芦北町災害弔慰金の支給等に関する条例により実施する貸付制度がある。

(2) 母子父子寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の規定に基づき、生活の安定と向上を図るために母子父子家庭及び寡婦に対し、各種資金の貸付を行うものがある。

第6節 被災者自立支援対策計画

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

1 被災者に対する生活支援等

町は、被災者の生活再建に向けて、その見守りや生活支援、相談対応等の被災者支援を行うものとし、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努める。

2 罹災証明

罹災証明とは、災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支援措置を迅速かつ適確に講ずるため、基本法第90条の2及び芦北町罹災証明書交付要綱に基づき、被災者の申請により被害状況を調査し、被災した住家の被害状況を公的に証明するものである。

(1)被害の程度

地震等の自然災害により被害を受けた住家について、以下の項目の証明を行うものとする。

- ① 全壊
- ② 大規模半壊
- ③ 中規模半壊
- ④ 半壊
- ⑤ 準半壊
- ⑥ 一部損壊
- ⑦ 床上浸水
- ⑧ 床下浸水

(2)対象者

- ① 住家に生じた被害に対して、住家の所有者とする。
- ② 住家の所有者のほか、当該住家の居住者についても罹災証明書を交付することができるものとする。この場合において、当該居住者は、あらかじめ当該住家の所有者の承諾を得ておかなければならない。

(3)調査方法

- ① 罹災証明の根拠となる被害家屋の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和3年3月内閣府)」に基づき、家屋に生じた被害の状況を実地調査する。
- ② 半壊に至らないことが確認できるときは、実地調査を省略することができる。

(4)罹災証明書交付に関する対応

- ① 災害発生前
 - ア)熊本県が実施する災害救助法関係研修等に参加し、住家被害の調査に従事する職員の育成を行う。
 - イ)他の地方公共団体との連携確保など罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制を構築する。
- ② 災害発生後

- ア) 災害対策本部との連絡調整等を通じて被害の情報を把握し、地域割、調査方針を定める。
- イ) 被害認定調査等に係る人員確保を行う。調査員に不足が生じる場合は、県及び他市町村へ応援要請を行う。
- ウ) 調査員の研修を実施する。また研修に必要な会場、資機材、移動手段の確保を行う。(DVD、講習テキスト等)
- エ) 調査に必要な資機材等の調達を行う。(デジタルカメラ、バインダー、下げ振り、メジャー等)
- オ) 罹災証明書受付等に関する周知(防災無線、まちだより又は広報誌)を行う。
- カ) 罹災証明書の申請を受け付け、罹災証明書受付台帳を作成する。
- キ) 調査班を編成し、被災住家の調査を実施するとともに、判定結果の確認を行う。
- ク) 罹災証明書発行台帳及び、必要に応じて被災者台帳に入力する。
- ケ) 罹災証明書を交付する。
- コ) 再調査の申し出があった場合、再調査を実施する。

(5) 早期交付のための体制確立

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

また、県及び町は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

3 被災者台帳の作成等

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳(様式第6号)を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

4 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

町は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第7節 復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進めるものとする。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で当該市町村に代わって円滑かつ迅速復興を図るために都市計画の決定等を行うものとする。

また、県は特定大規模災害等からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努めるものとする。

なお、復興計画は単なる原状復旧と異なり、被災教訓を反映させ、再度被災しないために防災性の向上を図った施策等を盛り込むことが重要であることから、作成においては、大学等で防災に関する研究調査を行っている学識経験者等各分野の有識者、専門家等から意見を聴取するものとする。

第5章 災害発生状況

第1節 本町の災害

本町の過去における災害は、大正 3 年 8 月の台風で小田浦新地の堤防が決壊、昭和 2 年の佐敷川大洪水、昭和 5 年佐敷町商店街 32 戸を全半焼した大火や、昭和 19 年の山潮による大岩、吉尾川の大氾濫、昭和 25 年 9 月のキジヤ台風においては芦北地区の橋梁の流失、田浦地区では小田浦分校和田校舎が半壊するなどした。また、昭和 57 年 7 月の集中豪雨では全域に未曾有の大災害が発生。吉尾地区では集落が孤立し、床上浸水 443 戸はじめ水田樹園地の流失、東海カーボン工場の炉の爆発等多大な被害を受けたが、幸い死傷者は出なかった。さらには、平成 15 年 7 月 20 日未明の集中豪雨による湯浦地区の大災害などがあった。

本町の過去の災害は、いわゆる自然的な異常現象による被害が多い状況である。また、その他火災による被害も少なくないことが実情となっている。

本町における主な災害の発生状況を示すと次のとおりである。

○ 主な気象災害

発生年月日	原因	種類	記 事
明治 22. 7.23	豪 雨	洪 水	田浦川、小田浦川洪水
23. 9.23	暴 風 雨	風 水 害	井牟田支校ほか村内 29 戸倒壊 50 戸半壊
24. 9.14	暴 風 雨	風 水 害	横居木支校ほか村内 92 戸倒壊 77 戸半壊 船舶 4 隻破損
26.10.14	暴 風 雨	風 水 害	全壊 14 戸 半壊 28 戸 船舶 17 隻破損
28. 7.24	暴 風 雨	風 水 害	全壊 16 戸 死者 5 人
大正 2. 5. 1	豪 雨	洪 水	道路崩壊、橋梁破損崩壊
3. 6. 3	台 風	風 水 害	字古城天神の松、杉の大木倒れる
3. 8.25	暴 風 雨	暴風潮害	小田浦新地の堤防が決壊し、海水が流れ込む
4. 6.21	豪 雨	洪 水	道路堤防破壊
昭和 2. 8. 6	豪 雨	洪 水	赤松川洪水(堤防 6 ヶ所決壊)
2. 9.13	台 風	洪 水	全域
4. 7. 5	豪 雨	洪 水	降雨量 507.6 mm
4.12.16	異常高潮	潮 害	全域
5. 7.16	台 風	風 害	最大風速 23m
5. 8.11	台 風	風 水 害	最大風速 17m
6. 7.27	豪 雨	洪 水	浸水家屋 125 戸
6.12.21～26	地 震	地 震	田浦戸ノ島沖地震(M5.5～5.8) 建物及び道路損壊
7. 8. 5	台 風	洪 水	全域に大水
8. 9. 4	台 風	暴風潮害	道路破壊
8. 9.19	台 風	潮 害	全域

発生年月日	原因	種類	記 事
昭和 10. 6.28	豪 雨	洪 水	林道破壊、罹災者 392 人
10. 6.30	豪 雨	洪 水	球磨川の増水で橋梁破損崩壊
11. 2.25	異常高潮	潮 害	全域
11. 7. 5	豪 雨	洪 水	全域
11. 7.22	豪 雨	洪 水	全域
14. 6.23	豪 雨	洪 水	球磨川沿岸被害大
15. 7.14	台 風	風 水 害	全域
15. 8. 9	豪 雨	洪 水	全域
15. 9.11	台 風	風 水 害	球磨川沿岸被害大
16. 7. 8	豪 雨	洪 水	田浦駅前通り浸水
16.10. 1	台 風	風 水 害	全域
17. 8.27	台 風	風 害	家屋の倒壊生ず
18. 9.18	台 風	洪 水	球磨川沿岸
19. 7.21	豪 雨	洪 水	県道及びその他耕地流失
20. 9.17	台 風	風 水 害	枕崎台風
20.10.10	台 風	風 水 害	阿久根台風
22. 6.22	豪 雨	洪 水	堤防破壊 2
23. 7. 1	豪 雨	洪 水	道路 1 堤防 3
24. 6.18	台 風	風 水 害	道路 2 橋梁 2 用水路 1 県道 1
24. 8.15	台 風	風 水 害	ジュディス台風
25. 7.18	豪 雨	洪 水	佐敷川 井堰 3
25. 9.13	台 風	風 水 害	キジヤ台風(災害救助法適用) 橋梁 4 井堰 3 小田浦分校和田校舎半壊
26. 6.27	豪 雨	洪 水	井堰 5 耕地 2
26.10.14	台 風	風 水 害	全域
28. 6.15	暴 風 雨	風 水 害	道路 1
28. 6.24	豪 雨	洪 水	道路 1 堤防 2 橋梁 1 井堰 1
28. 7.17	豪 雨	洪 水	堤防 8 井堰 1 橋 1 用水路 3
29. 6.30	豪 雨	洪 水	橋 1 頭首工 2
29. 8.17	台 風	洪 水	
31. 6.29	豪 雨	水 害	床上浸水 18 戸 床下浸水 15 戸
31. 8.16	台 風	風 害	台風 13 号 家屋全壊 2 戸 船舶大破 51 隻 床上浸水 14 戸 床下浸水 15 戸
31. 9. 9	台 風	風 水 害	台風 12 号 家屋全壊 2 戸 半壊 2 戸 床下浸水 3 戸 海浦小学校第 2 校舎倒れる

発生年月日	原因	種類	記 事
昭和 32. 9. 6	台 風	風 害	台風10号 水稻に被害(収穫皆無が井牟田のみで3.5ha 3割以上の被害は全町で93.2ha)
34. 7. 9	豪 雨	水 害	全域
34. 7.15	豪 雨	水 害	全域
35. 6.23	豪 雨	水 害	全域
37. 7. 8	豪 雨	水 害	土木、耕地関係に被害あり
37. 8.22	台 風	風 害	台風13号 非住家全壊 3 戸
38. 8.18	集中豪雨	水 害	住家全壊 1 戸 半壊 6 戸 床上浸水 157 戸 床下浸水 313 戸 非住家全半壊 4 戸(災害救助法適用)
40. 6. 2	豪 雨	洪 水	集中豪雨 233mm 赤松川洪水
40. 7. 3	集中豪雨	水 害	重傷 1 名 家屋流失 3 戸 全壊 10 戸 半壊 78 戸 床上浸水 125 戸 床下浸水 241 戸 非住家流失 10 戸 半壊 1 戸 (災害救助法適用)
40. 8. 6	台 風	風 水 害	台風15号 重傷 2 名 軽傷 5 名 住家全壊 41 戸 半壊 332 戸 床上浸水 4 戸 床下浸水 3 戸 甘夏みかん園にも被害 損害 1 億 1 千 600 万円 災害救助法適用 激甚地指定
46. 7.22	豪 雨	洪 水	赤松川堤防決壊で洪水、海浦トンネルで土砂崩れ発生国道 3 号ストップ
46. 8. 6	台 風	風 水 害	台風19号 住家半壊 1 戸 床上浸水 94 戸 床下浸水 42 戸
47.7.5~6	集中豪雨	水 害	工場全壊 1 棟 床上浸水 60 戸 床下浸水 49 戸
52.6.27~28	集中豪雨	水 害	住家半壊 1 戸 一部破損 2 棟 床上浸水 3 戸 床下浸水 145 戸
54.6.28~30	集中豪雨	水 害	住家床上浸水 3 戸 床下浸水 18 戸 小屋全壊 1 戸
54.7.16~17	集中豪雨	水 害	住家床上浸水 26 戸 床下浸水 312 戸 非住家床下 10 戸 みかん山の土砂崩れなど被害総額 3 億 9 千 200 万円
55.6.19~20	集中豪雨	水 害	住家床上浸水 5 戸 床下浸水 28 戸
55.7.10~11	集中豪雨	水 害	住家床下浸水 5 戸 がけ崩れ 河川決壊
55.7.30~31	集中豪雨	水 害	住家床下浸水 4 戸 がけ崩れ
57. 7.12	集中豪雨	水 害	死者 1 名 重傷者 1 名 軽傷者 2 名 住家全壊 4 戸 半壊 14 戸 床下浸水 210 戸 床上浸水 149 戸 ヘリコプターによる救援物資輸送(災害救助法適用)消防団員出動 1,460 名 記録的な集中豪雨(日雨量 328 ミリ 時間雨量 65 ミリ、降り始めからの雨量 491 ミリ)に見舞われ床上浸水 443 戸、水田・樹園地の流失、東海カーボン工場の炉の爆発など町内全域に未曾有の大災害が発生 被害総額 43 億 8 千万円
57. 7.24	集中豪雨	水 害	軽傷者 2 名 住家全壊 2 戸 床上浸水 69 戸 床下浸水 62 戸(災害救助法適用)消防団員出動数 950 名 再び水害に見舞われ 1 日の雨量は 329 ミリというドカ雨河川は土砂で埋まり山地は雨を吸い込む余地がなく崖崩れや堤防の決壊などが起こり無残なツメ跡を残した 床上浸水 94 戸 床下浸水 176 戸

発生年月日	原因	種類	記 事
昭和 59. 6.29	集中豪雨	水 害	住家一部破損 1 棟 床上浸水 1 戸 床下浸水 16 戸
60. 6.21	豪 雨	洪 水	崖崩れ 3 ヶ所(太田杉迫線・小島線)路肩崩壊 2 ヶ所(吉尾田浦線)床下浸水 2 戸
60. 7. 1	豪 雨	洪 水	土砂崩れ 1 ヶ所(県道二見田浦線) 床下浸水 5 戸(海浦泊地区)
60. 8.31 ~9.2	台 風	風 水 害	台風 13 号 軽傷 4 名 住家半壊 10 戸 床上浸水 10 戸 床下浸水 18 戸 一部破損 188 戸 非住家 13 戸
61. 7. 6	集中豪雨	水 害	住家一部破損 1 棟
62. 7.17 ~18	台 風	洪 水	台風 5 号 崖崩れ 1 ヶ所(井牟田) 公共土木 農林水産関係に被害あり
62. 8.26	集中豪雨	洪 水	床下浸水 8 戸 床上浸水 27 戸 非住家 1 戸 時間雨量 52mm 総雨量 110mm 公共土木 農林水産関係に被害あり
63. 7.18	集中豪雨	洪 水	崖崩れ 1 ヶ所(黒崎) 公共土木 農林水産関係に被害あり
平成元. 7.10	集中豪雨	洪 水	公共土木 農林水産関係に被害あり
2. 6.30	集中豪雨	水 害	公共土木・農林水産関係に被害
3. 9.27	台 風	風 水 害	台風 19 号 住家一部破損 81 戸、ハウス施設 159ha、山林 93ha 果樹 455ha 公共土木に被害
4. 8. 8	台 風	風 水 害	台風 10 号 床下浸水 26 戸 住家一部破損 7 戸、山林 10ha、電話線被害 5 本 路肩決壊 2 ヶ所 ハウス施設 2ha 公共土木に被害
4.8.12~13	集中豪雨	水 害	住宅床下浸水 3 戸 公共土木 農林水産関係に被害あり
5.7.4~5	集中豪雨	水 害	住家床上浸水 3 戸 床下浸水 1 戸 公共土木 農林水産関係に被害あり
5.8.1~2	集中豪雨	水 害	住家床上浸水 59 戸 床下浸水 130 戸、公共土木 農林水産関係に被害あり、湯浦地区に避難勧告
5. 8.10	台 風	風 水 害	台風 7 号 公共土木 農林水産関係に被害あり
5. 9. 3	台 風	風 水 害	台風 13 号 住家半壊 3 戸 一部破損 99 戸 住家床上浸水 1 戸 床下浸水 3 戸 公共土木 農林水産関係に被害あり 風倒木 100ha
7.7.3~4	集中豪雨	水 害	住家床上浸水 35 戸 床下浸水 66 戸 崖崩れ 1 ヶ所(黒崎) 公共土木 農林水産関係に被害あり
8. 7. 3	集中豪雨	水 害	住家床上浸水 10 戸 床下浸水 13 戸 公共土木 農林水産関係に被害あり
8. 8.14	台 風	風 水 害	台風 12 号 住家一部損壊 8 戸 公共土木・農林水産関係に被害
9.7.6~8	集中豪雨	水 害	住家床上浸水 3 戸 床下浸水 34 戸 公共土木 農林水産関係に被害あり 湯浦地区に避難勧告

発生年月日	原因	種類	記 事
平成 11.9.24	台 風	風 水 害	台風 18 号 住宅全壊 1 戸 半壊 9 戸 住家一部損壊 87 戸 床上浸水 4 戸 床下浸水 25 戸 公共土木 農林水産関係に被害あり 風倒林 165ha 軽傷者 3 名 停電 4 日間
12.8.17~18	集中豪雨	水 害	床上浸水 2 戸 床下浸水 82 戸 公共土木・農林水産関係 に被害あり 2 日間降雨量 398 mm
15. 6.24	集中豪雨	水 害	道路破壊
15. 7.20	集中豪雨	水 害	床上浸水 20 戸 床下浸水 68 戸 避難勧告 31 世帯 公共土木・農林水産関係に被害あり
16. 8.29 ~30	台 風	風 水 害	台風 16 号 住家床上浸水 7 戸 床下浸水 2 戸 自主避難 47 世帯 81 名
16.9.6~7	台 風	風 水 害	台風 18 号 床上浸水 5 戸 床下浸水 1 戸 住家半壊 1 戸 一部損壊 11 戸 自主避難 64 世帯 98 人 公共施設・土木・農林水産関係に被害
16. 9.16 ~17	台 風	風 水 害	台風 18 号 住家床下浸水 6 戸 時間最大雨量 95.5mm 住家一部損壊 11 戸 公共施設・土木・農林水産関係に被害 避難勧告(西舟江地区)35 戸 110 名 自主避難 50 戸 89 名
16.9.29	台風 21 号	風 水 害	床下浸水 3 戸 自主避難 25 世帯 35 名
17.7.5~10	集中豪雨	水 害	公共土木・農林水産関係に被害あり 6 日間降雨量 525 mm 自主避難 12 世帯 35 名
17.9.6~7	台風 14 号	風 水 害	床上浸水 6 戸 床下浸水 1 戸 一部損壊 1 戸 避難指示 6 世帯 自主避難 143 世帯 215 名
18.7.21~23	集中豪雨	水 害	住宅全壊 2 戸 一部損壊 2 戸 床上浸水 46 戸 床下浸水 156 戸 避難勧告 421 世帯 自主避難 375 名
18. 9.17	台風 13 号	風 水 害	農林水産関係に被害あり
20.6.21~22	集中豪雨	水 害	床上浸水 8 戸 床下浸水 49 戸 避難勧告 5 世帯 自主避 難 3 名
20. 7.17	集中豪雨	水 害	床上浸水 1 戸 床下浸水 21 戸
21.10. 2	集中豪雨	水 害	床下浸水 3 戸
22. 5.23	集中豪雨	水 害	乙千屋橋落橋
22. 6.29	集中豪雨	水 害	県道芦北球磨線土砂崩れ
23. 6.19	集中豪雨	水 害	町道外ヶ平湯治線土砂崩れ
23. 7. 6	集中豪雨	水 害	床上浸水 5 戸 床下浸水 31 戸
23. 8.22	集中豪雨	水 害	床上浸水 6 戸 床下浸水 39 戸
24. 6.16	集中豪雨	水 害	最大時間雨量 48.0 mm、日雨量 235.5 mm
24. 6.21	集中豪雨	水 害	自主避難 1 名(最大時間雨量 39.5 mm、日雨量 170.5 mm)
24. 6.24	集中豪雨	水 害	床下浸水 1 戸、自主避難 4 名、公共土木被害 12 件、農林水 産被害 3 件(最大時間雨量 35.3 mm、日雨量 154.0 mm)
24. 7. 2	集中豪雨	水 害	床下浸水 1 戸、公共土木被害 9 件、農林水産被害 6 件 (最大時間雨量 50.5 mm、日雨量 108.0 mm)
24. 7.12	集中豪雨	水 害	床上浸水 39 戸、床下浸水 112 戸、自主避難 124 名 公共土木被害 410 件、農林水産被害 316 件 (最大時間雨量 121.5 mm、日雨量 415.5 mm)

発生年月日	原因	種類	記 事
平成24. 9. 16	台風 16 号	風 水 害 (高潮)	床上浸水2戸、床下浸水13戸、自主避難 14 名、倒木1カ所 道路冠水7カ所、最大瞬間風速25. 1m/s
27. 8. 24～25	台風 15 号	風 水 害	避難者 191 名 人的被害死亡 1 人 住家被害 243 件半壊 3 件 最大瞬間風速 52.8m/s
28. 4. 14 28. 4. 16	熊本地震	地 震	一連の地震活動は、布田川・日奈久断層の活動によって引き起こされたと考えられる 4.14 前震 熊本地方を震源とする深さ 11km M6.5 4.16 本震 熊本地方を震源とする深さ 12km M7.3 本町では震度5強1回 震度5弱1回 震度4は4回発生 避難者数延べ 4,482 人 罹災住家 42 件(半壊 4 件、一部損壊 38 件)
30. 7. 6 ～8	集中豪雨	水 害 土砂災害	床上浸水3戸、床下浸水45戸、避難勧告(全町) 土砂崩れ・公共土木・農林水産関係に被害あり
令和 2. 7. 3 ～4	集中豪雨	水 害	令和 2 年 7 月豪雨 7 月 3 日から 4 日にかけて線状降水帯による記録的な集中豪雨で、河川の氾濫や土砂崩れなど甚大な被害に見舞われた。自衛隊に派遣要請し、孤立集落住民のヘリコプターによる救出活動や徒歩による救援物資輸送、道路啓開が行われた。 (雨 量) 最大時間雨量 92.0 mm、日雨量 485.0 mm (人的被害) 死亡 11 名、行方不明 1 名、重傷者 4 名、軽傷者 1 名 (住家被害) 全壊 73 棟、半壊 913 棟、一部損壊 577 棟 (罹災世帯数) 1,167 世帯 (罹災者数) 2,601 人 (災害救助法適用 激甚災害指定)

○ 主な火災(家屋火災のみ)

発生年月日	場 所	原 因	火 災 状 況
明治 14. 1.22	田 浦 町	不 明	5 戸焼失
昭和 5.4.22	本町～上町	不 明	33 戸全焼
8. 5. 8	田 浦	不 明	3 戸焼失
26. 3. 1	天 月	映画フィルムへの引火	死者 5 名、公民館 1 棟全焼
30. 5.31	宮 浦	灯燈の置き忘れ	住家全焼 1 棟
30.10.27	庵の山開拓	かまどの不始末	非住家全焼 1 棟
30.11.26	大 岩	子供の火遊び	住家全焼 1 棟
31. 1.31	大 野	いろりの残火	住家全焼 1 棟
31.11.17	計 石	炊事場	住家全焼 4 棟
33. 9.16	白 木	風呂場の煙突の飛火	住家全焼 2 棟
34. 3.18	道 川 内	給食用かまど	小学校校舎 半焼 1 棟
36.10.21	立 川	椎茸乾燥室	住家全焼 1 棟 非住家全焼 1 棟
37. 8. 4	花 岡 東	風呂場の灰の不始末	住家半焼 1 棟 非住家半焼 1 棟
38. 3. 1	上 町	掘りごたつ	住家全焼 5 棟 住家半焼 3 棟
38. 8. 1	新 町	不明	住家全焼 1 棟 半焼 1 棟 非住家全焼 1 棟
38.12.12	八 幡	水車によるシャフトの摩擦	住家全焼 1 棟 作業場全焼 1 棟
39. 1.21	白 岩	風呂釜の外壁の破れから柱に引火	住家半焼 1 棟 非住家全焼 1 棟
39. 3. 2	大 岩	仏壇の線香による	住家全焼 1 棟
39. 3.17	塩 浸	子供の火遊び	住家全焼 1 棟 半焼 1 棟 非住家全焼 1 棟
40. 4. 1	海 路	こたつの火の不始末	住家全焼 3 棟
40.12.23	伏 木 氏	こたつの不始末	住家全焼 3 棟
41. 1.23	宮 崎	いろりの残火	住家全焼 1 棟
41. 2.26	白 岩	子供の火遊び	住家納屋半焼 1 棟
41. 4. 5	丸 山	かまどの不始末	住家納屋半焼 1 棟 納屋 1 棟
41.12.13	湯 浦	ボイラーの過熱	住家納屋半焼 1 棟 半焼 1 棟
43. 1. 7	天 月	油に引火	住家納屋半焼 1 棟
43. 6.25	大 川 内	ガス取扱不注意	たばこ乾燥室全焼 1 棟
43.10.22	湯 浦	油槽に引火	作業所半焼 1 棟
43.12.18	女 島	こたつの不始末	住家全焼 1 棟
44.10.11	女 島	ボイラーの過熱	乾燥室全焼 1 棟
44.12.18	大 川 内	放火	住家納屋全焼 1 棟

発生年月日	場 所	原 因	火 災 状 況
昭和 46. 1. 6	計 石	こたつの不始末	住家全焼 2 棟
46. 3. 9	宮 浦	ストーブの不始末	住家全焼 1 棟 半焼 1 棟
46. 9.29	塩 浸	煙突の過熱	住家全焼1棟
48. 5. 6	宮 浦	ガスコンロの過熱	住家全焼 1 棟 倉庫全焼 1 棟
49. 6. 6	湯 浦	ちり焼の飛火	住家半焼 1 棟
49. 9.17	花 西	不明	非住家全焼 1 棟
50. 3. 8	本 町	不明	幼稚園舎全焼 1 棟 倉庫全焼 4 棟
50.12.30	告	電気釜の過熱	住家全焼 1 棟 非住家全焼 1 棟
51. 5.14	高 岡 北	子供の火遊び	納屋全焼 2 棟
51. 6.17	豊 岡	不明	住家半焼 1 棟 納屋全焼 2 棟
51.12. 6	大 野	保温用電気の過熱	畜舎全焼 1 棟
51.12.30	高 岡 北	いろりの火の不始末	住家全焼 1 棟 非住家全焼 1 棟
52. 4.15	立 川	掘りごたつ使用の過ち	住家全焼 1 棟
53. 1. 8	道 川 内	タバコの火の不始末	住家全焼 1 棟 納屋半焼 1 棟
53. 7.25	花 北	不明	住家全焼 1 棟
54. 4. 2	乙 千 屋	不明	住家全焼 1 棟
54. 4.21	田 川	子供の火遊び	住家半焼 1 棟
54. 9.27	花 西	不明	倉庫兼事務所部分焼 1 棟
54.11.21	大 岩	風呂場煙突の過熱	住家全焼 1 棟
55. 1.31	田 浦	子供の火遊び	建物 1 m ² 部分焼
55.10.22	塩 浸	たき火の飛火	非住家全焼 1 棟
55.11.13	小 田 浦	電気コードのショート	建物 25 m ² 半焼
56. 3.11	田 浦	放 火	建物 8 m ² 全焼
56. 7. 3	豊 岡	アリ駆除中他の可燃物に引火	住家全焼 1 棟
56. 7.11	米 田	子供の火遊び	住家全焼 1 棟
56. 7.18	告	湯沸用ヤカンの掛けっぱなし	住家全焼 1 棟
56. 7.18	海 浦	煙草の投げ捨て	建物 4 m ² (工作物)部分焼
56.11. 7	海 浦	不 明	建物 8 m ² 部分焼
56.11.24	小 田 浦	煙突の加熱	建物 1 m ² 部分焼
56.12.26	田 浦	ドラム罐焼却炉の炊きすぎ	建物 4 m ² 部分焼
57. 1.24	計 石 東	風呂場の火の不始末	建物 5 棟 部分焼 1 棟

発生年月日	場 所	原 因	火 災 状 況
昭和 57. 2. 3	田 浦	煙突の火粉	建物 2 m ² 部分焼
57. 7.12	小 田 浦	電炉に水が浸入、化学変化による出火	建物 77,512 m ²
58. 2.21	湯 浦 東	電気ごたつの不始末	建物 1 棟 住家部分焼 1 棟
58. 4.22	田 浦	放 火	建物 76 m ² 全焼
58. 4.23	古 石 北	ガスコンロの切り忘れ	建物 1 棟 納屋部分焼 1 棟
58. 5.14	市 野 瀬	子供の火遊び	建物 1 棟 納屋全焼 1 棟
59. 1.26	吉 尾	コテ当て済み布の余熱	工場全焼 1 棟
59. 2.25	田 浦 町	石油ストーブの取扱不注意	建物 115 m ² 全焼
59. 3.30	大 岩	天ぷら鍋の過熱	住家全焼 1 棟
59. 5.10	海 浦	タバコの不始末	建物 10 m ² 全焼
59.12.29	横 居 木	練炭コンロの取扱不注意	建物 115 m ² 死者 1 名 全焼
60. 1.30	田 川	燐炭の残火	建物 1 棟 納屋全焼 2 棟
60. 3.24	宮 崎	子供の火遊び	倉庫全焼 1 棟 倉庫半焼 1 棟
60. 9.15	小 田 浦	電炉内異状による噴き上げ	建物 23 m ² 部分焼
60.12.29	白 木	石油ストーブの取扱い不注意	住家全焼 1 棟
61. 1. 6	新 町	ローソクの火の不始末	寺院全焼 1 棟
61. 2. 5	大 岩	炭焼窯煙突の過熱	納屋全焼 2 棟
61. 4.17	田 浦 町	マッチの取扱不注意	建物 10 m ² 部分焼
61. 8. 6	八 幡	原因不明	建物 1 棟
61.12. 9	田 浦 町	風呂のかまどの不始末	建物 12.5 m ² 部分焼
62. 2.26	宮 崎	フトン乾燥器のコード過熱	住家全焼 3 棟
62. 4.10	豊 岡	子供の火遊び	納屋部分焼 1 棟
62. 5.31	花 西	フライパンの火の過熱	住家全焼 1 棟 部分焼 2 棟
62. 6. 1	塩 浸	ごみ焼の残火の飛火	住家全焼 1 棟 部分焼 2 棟
62. 6.14	田 浦	タバコの不始末	建物1m ² 部分焼
62. 6.23	田 浦 町	タバコの不始末	建物 5 m ² 半焼
63. 1. 9	伏 木 氏	原因不明	建物 5 m ² 半焼

発生年月日	場 所	原 因	火 災 状 況
昭和 63.2.22	花 西	放火	倉庫全焼 1 棟
63. 4.11	伏 木 氏	カマドの火の取扱の 不注意	豚舎部分焼 1 棟
63.11.16	桑 原	天ぷら油の過熱	住家部分焼 1 棟
63.12. 1	田 浦	天ぷら油の加熱	建物 6 平方メートル 部分焼
平成元. 3.20	佐 敷	天ぷら油にコンロの火 が引火したもの	住家部分焼 1 棟
元. 5. 5	松 生	カマドの火の過熱	住家全焼 1 棟
元. 8.27	吉 尾	カマドの火の不始末	住家部分焼 1 棟
元.12. 3	湯 浦	不明	倉庫全焼 1 棟
元.12. 8	小 田 浦	ボイラー	建物7㎡ 部分焼
2. 3.31	松 生	乾燥器の過熱	倉庫全焼 1 棟
3. 1. 3	女 島	バッテリー電気短絡	車両全焼 1 台
3. 1.17	道 川 内	引火性混合油の取り 扱い不適	住家部分焼 1 棟
3. 6. 7	大 川 内	不明	住家半焼 1 棟
3. 6. 7	井 牟 田	不明	建物 93.5 ㎡
3.10. 2	白 木	天ぷら油の過熱	住家部分焼 1 棟
3.10.24	井 牟 田	タバコの投げ捨て	建物 127.66 ㎡ 全焼
3.12.17	大 川 内	電気コタツのスパーク	住家全焼 1 棟
4. 1.10	田 浦 町	天ぷら油の加熱	建物 144.22 ㎡ 全焼
4. 2.14	花 東	不明	豚舎及び納屋半焼 1 棟
4. 4.16	小 田 浦	焼身自殺による放火	建物 部分焼
4. 4.23	田浦町地	子供の火遊び	建物 25.01 ㎡ 半焼
4. 7. 5	鶴 木 山	天ぷら油の過熱	住家部分焼 1 棟
4. 7.30	湯 浦	天ぷら油の過熱	住家部分焼 1 棟
4.12. 4	田 浦	燻煙用の炭火	建物 1.9 ㎡ 部分焼
5. 1.15	鶴 木 山	電気配線の短絡	住家部分焼 1 棟
5. 2.17	田 浦	風呂のかまど火	建物 65.1 ㎡ 全焼
5. 3.25	女 島	天ぷら油の過熱	住家部分焼 1 棟
5. 4. 9	米 田	ちり焼却中の飛火	納屋全焼 1 棟
5. 5.12	海 浦	モーターの加熱	建物 542.82 ㎡ 全焼

発生年月日	場 所	原 因	火 災 状 況
平成 5. 8.13	佐 敷	天ぷら油の過熱	飲食店部分焼 1 棟
5. 9.13	湯 浦	不明	倉庫全焼 1 棟、部分焼 2 棟
5. 9.18	湯 浦	固定煙突の火の粉	住家部分焼 1 棟
5. 9.27	花 岡	溶接の火花	作業場部分焼 1 棟
5.10.15	計 石	煙突の火の粉	住家部分焼 1 棟
6. 4.30	豊 岡	煙草の不始末	住家全焼 2 棟
6. 5. 2	芦 北	天ぷら油の過熱	住家部分焼 1 棟
6. 9.29	計 石	不明	住家部分焼 1 棟
6.11.16	佐 敷	ガスコンロ	住家全焼 1 棟
6.12.23	計 石	不明	住家部分焼 1 棟
7. 1.23	米 田	漏電	住家部分焼 1 棟
7. 7. 8	湯 浦	風呂用バーナースイッチの不良	住家部分焼 1 棟
7.10.21	道 川 内	天ぷら油の過熱	住家部分焼 1 棟
8. 5. 3	上 原	火入れ	納屋全焼 1 棟
8.11.22	永 谷	不明	住家全焼 1 棟
9. 4.24	田 浦	たき火	建物 107.96 全焼
9.12. 5	白 木	灰の不始末	住家全焼 1 棟
9.12.17	田 浦 町	不明	建物 77.66 m ² 全焼
10. 2. 6	花 岡 東	ストーブ	住家全焼 1 棟
10. 7.29	海 浦	不明	建物 473 m ²
11. 2.12	湯 浦	たき火	作業場部分焼 1 棟
11. 2.12	計 石	不明	倉庫全焼 1 棟
11. 2.14	大 野	たき火	納屋全焼 1 棟
11. 4. 9	海 浦	ストーブの火	建物 118 m ²
11. 9.27	小 田 浦	漏電	建物 2 m ² 部分焼
11.10.20	大 岩	火遊び	集会所全焼 1 棟
12. 5.16	丸 山	不明	住家全焼 1 棟
12.11.27	宮 崎	不明	広瀬住宅全焼 1 棟
13. 1. 6	田 浦 町	コンロ	建物 64 m ² 全焼
13. 8.31	大 岩	漏電	住家全焼 1 棟
14. 3.23	芦 北	不明	住家全焼 1 棟
14. 4.30	市 野 瀬	たき火	納屋全焼 1 棟

発生年月日	場 所	原 因	火 災 状 況
平成 14. 5.16	宮 崎	放火	広瀬住宅全焼 1 棟
14. 5.31	田 浦	不明	建物 84.7 m ² 半焼
14. 9.12	芦 北	不明	古民芸店全焼 1 棟
15. 6.22	計 石	不明	倉庫全焼 1 棟
15. 9.11	大 岩	不明	住家全焼 1 棟
16. 2. 9	湯 浦	不明	住家部分焼 2 棟
16. 3.19	田浦町	電灯、電話線の配置	建物 54.7 m ² 全焼
16. 4.12	計 石	たばこの火の不始末	住家全焼 1 棟
16. 5.31	米 田	漏電	住家全焼 1 棟
16. 8.17	田 川	天ぶら油の過熱	住家全焼 1 棟
17. 5.31	女 島	たき火	倉庫全焼 1 棟
18. 3.24	大 野	不明	倉庫全焼 1 棟
18. 7. 1	米 田	煙突	住家全焼 1 棟
18.12.26	花 岡 北	不明	住家全焼 1 棟(死者2名)
18.12.30	海 浦	電気ストーブ	住家全焼 1 棟
19. 8.25	鶴 木 山	たき火	住家全焼 1 棟
20. 1. 4	告	ストーブ	住家全焼2棟
20. 3.18	鶴 木 山	放火	住家全焼 2 棟
20. 4.20	市 野 瀬	漏電	住家全焼1棟
21. 2. 9	白 岩	漏電	住家全焼1棟
21. 7.21	花 岡	不明	住家部分焼 1 棟
21. 8. 6	黒 岩	不明	住家全焼 1 棟
21. 8.15	芦 北	漏電	住家全焼 1 棟
21. 9. 9	市 野 瀬	不明	作業場部分焼 1 棟
22. 4.24	道 川 内	不明	住家全焼 1 棟
23. 1.10	田 浦	不明	住家全焼 1 棟
23. 6. 1	芦 北	不明	住家部分焼 1 棟
23. 6.12	湯 浦	不明	共同住宅部分焼 1 棟
23. 9. 8	井 牟 田	不明	納屋全焼 1 棟
24. 4.16	古 石	不明	住家全焼 1 棟
25. 1.13	湯 浦	取灰	住家部分焼 1 棟
25. 2. 2	田 浦	ボイラー	住家全焼 1 棟(延焼4棟)
25. 2.18	市 野 瀬	こたつ	住家全焼 1 棟(死者1名、延焼2棟)
26. 7.12	井 牟 田	ストーブ	住家全焼 1 棟

発生年月日	場 所	原 因	火 災 状 況
平成 26.12. 4	計 石	ストーブ	住家全焼 1棟(死者1名)
27. 9.18	横 居 木	不明	納屋全焼 1棟
27.12.13	湯 浦	排気管	倉庫部分焼 1 棟
28. 3.18	井 牟 田	ストーブ	住家部分焼 1 棟
28. 4.28	田 浦	不明	倉庫全焼 1 棟
28.10.25	井 牟 田	その他	倉庫全焼 1 棟
29. 5. 7	湯 浦	不明	店舗全焼 1 棟
29. 5.23	白 木	不明	工場部分焼 1 棟
30. 3.11	海 浦	こんろ	住家部分焼 1 棟
30. 4. 7	田 浦	不明	建物部分焼 1 棟
30. 4.12	計 石	その他	建物全焼 1 棟
令和元. 6.14	白 岩	その他	工場部分焼 1 棟
2.3.6	花 岡	不明	住家全焼 1 棟
2.7.4	小 田 浦	不明	住家全焼 1 棟
2.7.4	小 田 浦	その他	工場全焼 1 棟
3.4.8	大 川 内	こんろ	住家全焼2棟(延焼2棟)
3.8.12	鶴 木 山	その他	工場全焼1棟
3.10.17	波 多 島	たき火	住家全焼1棟
3.12.21	井 牟 田	こんろ	住家全焼2棟、住家部分焼 2 棟、倉庫全焼 2棟
4.12.5	高 岡	その他	住家全焼 1 棟

第6章 そ の 他

第1節 報告書様式

様式1号

災 害 情 報			
災害の種類		災害発生日時	
災害発生場所			
発信機関		受信機関	
発 信 者		受 信 者	
受 信 時 刻		月 日 時 分	
受 信 事 項			
処 理 事 項			
(注意) 災害状況は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。 1. 人的被害については、その被害の概要（発生日時、場所、被害の原因・状況、消防機関等の出動等）を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。 2. 住家被害については、その被害の概要（発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の出動等）を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。 3. 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。 4. 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。 5. 住民の避難について、自主避難・避難勧告等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。			

様式2号

被害状況報告（速報・確定）

月 日 時 分 現在

報告者名（ ）

市 町 村			芦北町	摘 要
区 分				
人的被害	死 者	人		人的被害については、住所、氏名、年齢等を報告すること。
	行方不明者	人		
	重 傷 者	人		
	軽 傷 者	人		
住 家 被 害	全 壊	棟		
		世帯		
		人		
	半 壊	棟		
		世帯		
		人		
	床上浸水	棟		
		世帯		
		人		
	床下浸水	棟		
		世帯		
		人		
	一部破損	棟		
		世帯		
		人		
	非住家	公共建物	棟	
そ の 他		棟		
り 災 世 帯 数		世帯		
り 災 者 数		人		
災害対策本部設置			月 日 時 分	
災害対策本部解散			月 日 時 分	
災害救助法適用			月 日 時 分	
消防職員出動延人員		人		
消防団員出動延人員		人		

各 部 門 別 被 害 報 告

年 月 日 (～ 月 日) の 第 報 年 月 日 時現在				区 分		件 数	被害額(千円)	区 分			件 数	被害額(千円)	区 分		件 数	被害額(千円)		
報告者名：				区 分				区 分					区 分					
健康福祉部	福祉施設	老人福祉施設		老人福祉施設	児童福祉施設	ヶ所		林業関係被害	林道施設	林地荒廃防止施設	ヶ所		土木部	都市施設	その他			
		児童福祉施設				ヶ所					ヶ所							
		心身障害者福祉施設				ヶ所					ヶ所							
福祉部	衛生施設	その他の		小計	小計	ヶ所		林業関係被害	山地崩壊	(2)	ヶ所		土木部	小計	(12)			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		医療施設				ヶ所					ヶ所							
環境生活部	水道施設	ごみ処理施設		ごみ処理施設	し尿処理施設	ヶ所		林業関係被害	造林地	(3)	ha		土木部	その他	(14)			
		小計				ヶ所					ha							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所					土木部	交通止				合 計		
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所		ヶ所										
		小計				ヶ所		ヶ所										
		水質特定施設・排水施設・対象事業場				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	その他の	小計		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部	参考	合 計			
		小計				ヶ所					ヶ所							
		産業廃棄物処理施設				ヶ所		土木部	参考	合 計								
環境生活部	水質特定施設・排水施設・対象事業場	その他の		合 計	合 計	ヶ所					ヶ所		土木部					

住民避難等報告書

市町村名（担当者名）		
報告日・時間		

地区名	種別	原因	世帯数	人数	避難場所	避難、勧告等日時	帰宅、解除等日時

※ 種別欄には、避難勧告（勧告）、避難指示（指示）、警戒区域設定（設定）、自主避難（自主）のいずれかを記載すること。
解除日時・帰宅日時は、最終結果報告の中で記載すれば良いものとする。

様式第5号

災害応急対策に要した経費に関する報告

1 対策本部等に要した経費

区 分	金 額	備 考
旅 費	千円	1. 本報告は主として本部等に要した人件費について計上するものであること。 2. 本様式の区分欄は、地方自治法施行規則(昭和22年内務省第22号)の別記に定められている「節」の区分にしたがって調整するものであること。
時間外勤務手当		
通 信 運 搬 費		
何 々		
計		

2 消防団員等の出動に要した経費

区分	出 動 延 人 員 数				同 左 に 要 し た 経 費		
	消 防 団	自 衛 隊	そ の 他	計	出 勤 手 当	炊き出し経費	計
	人	人	人	人	千円	千円	千円

3 機械および資材機材等の借上に要した経費

種別 \ 区分	数 量	借 上 期 間	金 額	借 上 先 名	備 考
			千円		
計					

4 応急復旧のために使用した資材機材等の購入費

種別 \ 区分	数 量	単 価	金 額	購 入 先	備 考
			千円		
計					

5 そ の 他

品名 \ 区分	見 舞 金 品		そ の 他	計	備 考
	対 象 者 数	金 額			
		千円		千円	
計					

第2節 芦北町防災会議条例

平成17年1月1日

条例第16号

改正 平成19年3月22日 条例第10号

平成24年9月11日 条例第15号

令和3年5月6日 条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、芦北町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 芦北町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指命する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 熊本県の知事の部内の職員
 - (3) 熊本県警察の警察官
 - (4) 町の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、公共的機関の代表者等
- 6 前項の委員は、35人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方機関の職員、熊本県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関

係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日条例第10号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月11日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年5月6日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

第3節 芦北町災害対策本部条例

平成17年1月1日

条例第17号

改正 平成24年9月11日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、芦北町災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員(以下「現地対策本部員等」という。)を置く。

3 現地対策本部員等は、災害対策副本部長及び本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

4 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(庶務)

第5条 災害対策本部の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成24年9月11日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

第4節 防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例

平成17年1月1日

条例第19号

(設置)

第1条 町の区報活動及び緊急時等の連絡を円滑にし、住民の福祉の増進に資するため、芦北町防災行政無線通信施設を設置する。

(業務)

第2条 芦北町防災行政無線通信施設による放送（以下「通信」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害等の非常事態その他の緊急事項の通報及び伝達
- (2) 町の公示事項及び広報事項の伝達
- (3) 官公署、公共団体等の公示事項及び広報事項の伝達
- (4) その他町長が必要と認める事項の伝達

(区域)

第3条 通信の業務を行う区域は、芦北町全域とする。

(送信の位置)

第4条 通信の業務を行うための送信所は、芦北町役場内に置く。

(受信機等の設置)

第5条 通信の受信に必要な施設は、町長が指定する場所及び芦北町に住所を有する者の世帯を単位として設置するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

この条例は、平成20年3月10日から施行する。

第5節 芦北町防災行政無線通信施設の管理運用に関する規則

平成20年3月31日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦北町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務を円滑に実施するために設置する芦北町防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理、運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通報 無線通信によって送受信される文言をいう。
- (2) 同報親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 同報子局 同報親局から通報を受信する受信設備をいう。
- (4) 戸別受信機 同報親局から通報を受信する屋内に設置する受信機（屋外アンテナを含む。以下同じ。）をいう。
- (5) 遠隔制御装置 同報親局の設置場所以外の場所で操作できるよう、有線で接続する設備をいう。
- (6) 無線従事者 無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けた者をいう。

(無線局の名称及び設置場所)

第3条 無線局の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

名称 芦北町防災行政無線局

設置場所 芦北町役場

(無線局の組織)

第4条 無線局に無線管理者、無線取扱責任者及び通信取扱者を置く。

- (1) 無線管理者は、総務課長の職にあるものを充て、無線局の管理、運用の業務を総括するとともに、無線取扱責任者以下の無線局職員の指揮監督にあたる。
- (2) 無線取扱責任者は、無線管理者が無線従事者の資格を有する者を指名しこれに充てる。また、無線管理者の命を受け、無線局の管理及び通信の運用に係る業務を行う。
- (3) 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員をもってこれに充て、無線取扱責任者の管理のもとに、電波法及び関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の操作及び無線業務を行う。

(無線従事者の配置及び養成)

第5条 無線従事者は、無線局の運用に必要な員数を配置するものとし、常に適正な配置を確保するため、その養成に留意するものとする。

(備付書類等の管理)

第6条 無線管理者は、電波法施行規則第2章第7節に定める業務書類を管理保管しなければならない。

2 無線管理者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

(無線従事者の選任及び解任届)

第7条 無線管理者は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、電波法第51条の規定により、無線従事者選(解)任届(様式第1号)を九州総合通信局長に提出しなければならない。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次のとおりとする。

(1) 緊急通信 災害が発生し、又は発生のおそれのある場合、その他緊急を要する事態が生じた場合に同報親局から行う通信をいう。

(2) 一般通信 平常時に同報親局から行う通信をいう。

(3) 定時通信 時報の通信

(通信統制)

第9条 無線管理者は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、通信を統制することができる。

2 前項の場合において、無線管理者は、通信取扱者を待機させるものとする。

(無線局の運用)

第10条 無線局の運用については、別に定める運用規程によるものとする。

(無線局の保守点検)

第11条 無線管理者は、無線設備の正常な機能を維持するため、毎日同報親局の異常の有無を確認(子局監視を含む。)するとともに、定期点検を実施するものとする。

2 前項の定期点検は、年1回以上とし、無線業者に委託して行うものとする。

(通信訓練)

第12条 無線管理者は、非常災害の発生に備え、定期的な通信訓練を行うものとする。

2 訓練は、通信統制訓練及び住民への警報、通報等の伝達訓練とする。

(戸別受信機の貸与)

第13条 条例第5条に基づき設置する戸別受信機は、無償で貸与する。

2 戸別受信機の設置に係る経費は、町の負担とする。

3 戸別受信機の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、戸別受信機等設置受領確認書(様式第2号)を提出しなければならない。

4 被貸与者は、戸別受信機を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。

5 被貸与者は、故意又は過失により戸別受信機等を破損したときは、その実費を弁償しなければならない。

(維持管理)

第14条 被貸与者は、貸与された戸別受信機の適正な維持管理に努め、異常があるときは、速やかに町長に報告しなければならない。

2 貸与後の戸別受信機の維持管理に必要な次の経費は、被貸与者の負担とする。

(1) 戸別受信機の使用に伴う電気料

(2) 乾電池の交換に要する費用

(3) 建物の増改築等、被貸与者の都合による戸別受信機等の移動に要する費用

(戸別受信機の返還)

第15条 被貸与者は、転居・転出等により戸別受信機の貸与の資格を失ったときは、直ちに器具を返還しなければならない。

(管理台帳)

第16条 無線管理者は、被貸与者の氏名（法人にあつてはその名称）、住所、その他必要事項を記載した防災行政無線戸別受信機管理台帳（様式第3号）を整備しなければならない。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

無線従事者選（解）任届

※整理
番号

年 月 日

総務省九州総合通信局長 様

届出者 郵便番号

住 所

(電話番号)

氏 名

㊞

無線従事者を選（解）任したので、選（解）任後の無線従事者を下記のとおり届けます。

記

無線局の種別等

種 別	
名 称	
免 許 番 号	
設 置 場 所	

年 月 日現在

(ふりがな) 氏 名	資 格	免許証の番号	選任年月日	業 務 経 歴

様式第2号（第13条関係）

戸別受信機等設置受領確認書

No.

設置場所	芦北町大字
管理番号	
製造番号	
アンテナ種類	☐ 内蔵アンテナ ☐ ダイポールアンテナ ☐ 3素子八木アンテナ
下記事項を承知し、確かに受領した証として本書を提出します。 年 月 日 氏 名 ⑩ 電話番号 芦北町長 様	

留意事項	- この戸別受信機等は、町から無償で貸与されたものです。 - 戸別受信機等の使用については、十分注意し、常に正常な状態に保つよう心がけます。 - 次の費用については、使用者又は管理者の負担とします。 - 戸別受信機の使用に伴う電気料 - 電池交換に要する費用 - 建物の増改築等や使用者又は管理者の都合による戸別受信機等の移動に要する費用 - 使用者又は管理者が貸与の資格を失ったときは、直ちに戸別受信機等を町へ返還します。 - 戸別受信機等を第三者に対して譲渡し、又は売却しません。 - 使用者又は管理者が故意又は過失により戸別受信機等を破損したときは、その実費を弁償します。
------	---

第6節 芦北町防災行政無線通信施設運用規程

平成20年3月31日

訓令第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、芦北町防災行政無線通信施設の管理運用に関する規則（平成20年芦北町規則第16号。以下「管理運用規則」という。）第10条の規定に基づき、防災行政無線局の適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(通信の種類及び時間)

第2条 通信の種類及びその時間は、次のとおりとする。

- (1) 緊急通信（サイレンの吹鳴を含む。） 随時
- (2) 一般通信 午前6時45分、午後6時（おくやみ情報）、午後7時30分
- (3) 定時通信（時報のメロディー放送） 午前8時、正午、午後5時

(放送事項)

第3条 放送事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地震、風水害、火災等の非常事態に関するもの。
- (2) 災害情報及び災害についての予報並びに警報に関するもの
- (3) 一般行政事務の普及、啓発又は周知に関するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、電波法（昭和25年法律第131号）に定める範囲内で町長が特に認める事項に関するもの。

(放送の依頼)

第4条 所管する業務で、町民に周知を要するものについて、放送を行おうとする所属の長は、防災行政無線放送依頼書（様式第1号。以下「放送依頼書」という。）により、放送日の前日までに無線管理者に依頼しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 無線管理者は、前項の依頼があったときは、その内容を検討し、放送の可否を決定するものとする。否決とした場合は、その旨を所属の長に通知する。

(放送の制限)

第5条 無線管理者は、災害の発生その他特に必要があると認めるときは、緊急放送以外の放送を制限することができる。

(通信の区分)

第6条 同報無線の通信の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 戸別一括通信 親局から全戸別受信機に対して行う通信
- (2) 選別通信 親局から小学校区又は複数の行政区に属する戸別受信機を選択して行う通信
- (3) 個別通信 親局から一の区に属する戸別受信機に対する通信

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

第7節 芦北町消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成 25 年 10 月 10 日

告示第 87 号

(目的)

第1条 この要綱は、芦北町消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付し、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 町長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 表示証の交付を受けようとする事業所等は、町長に芦北町消防団協力事業所認定・表示証交付申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 消防団長は、表示証を交付する事業所等について町長に推薦することができる。

この場合、町長に芦北町消防団協力事業所推薦書（様式第2号）を提出するものとする。

(認定基準)

第4条 協力事業所としての認定基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 従業員が消防団員として、1名以上入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、町長が特に優良と認める事業所等

(審査及び認定)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該申請等に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、前条の認定基準に適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 申請又は推薦があった場合
- (2) 町長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

(表示証の交付)

第6条 町長は、前条に規定する審査の結果、適当と認めたときは、当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所は除く。）に表示証（様式第3号）を交付するものとする。

- 2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市町村と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、表示証を事業所等の見えやすい場所に表示するものとする。

- 2 協力事業所は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告に表示証を表示することができる。
- 3 前項の規定により表示する表示証の様式については、様式第3号の寸法を同率に拡大し、又は縮小することができる。

(表示証交付整理簿の備付け)

第8条 町長は、表示証の交付に際して、芦北町消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第4号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定による認定の取消の日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

- 2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。
- 3 町長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第10条 町長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさなかったこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、町長は、相手方に対し、当該認定の取消し理由を文書で通知するものとする。

- 2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を町長に返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 町長は、協力事業所の名称、芦北町消防団への協力内容、その他の事項について、広報誌等により公表するものとする。

(庶務)

第12条 この要綱に関する庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

芦北町消防団協力事業所認定・表示証交付申請書

年 月 日

芦 北 町 長 様

所 在 地	
名 称	
代 表 者	印
担 当 者	
電 話	

芦北町消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 申請区分（該当する区分にレ点を記入してください。）
 - ☐新 規（はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合）
 - ☐追 加（既に消防団協力事業所の表示を受けており、その有効期間内に追加して他市町村の表示を受ける場合）
 - ☐再申請（消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合）

- 協力内容（該当する項目に○印を付してください。）

項目 番号	○印	取 組 内 容
1		従業員が消防団員として、1名以上入団している事業所等
2		従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
3		災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
4		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している事業所等

3 従業員の消防団所属状況

従業員名	所属消防団名	市町村名

4 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再申請の場合は、前回表示証の写し
- (4) その他審査に必要な資料

芦北町 記入欄	☐ 申請	【特記事項】 表示年月日 年 月 日
	☐ 推薦	

様式第2号（第3条関係）

芦北町消防団協力事業所推薦書

年 月 日

芦 北 町 長 様

推薦者 芦北町消防団長

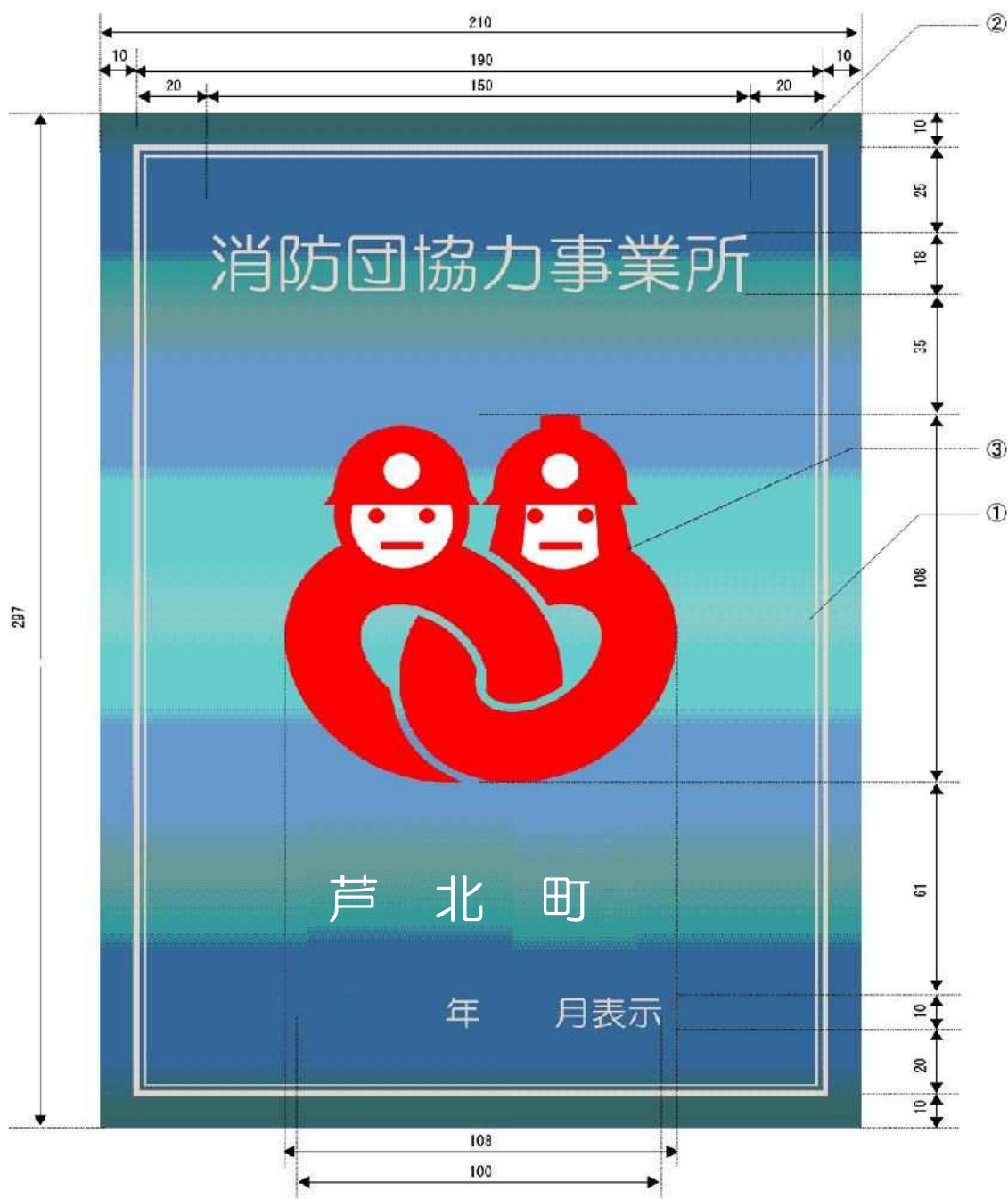
氏 名 印

芦北町消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり事業所等を協力事業所として推薦します。

記

推薦する事業所 等 の 名 称			
推薦する事業所 等 の 所 在 地			
推薦する 理 由	項目 番号	○印	取 組 内 容
	1		従業員が消防団員として、1名以上入団している事業所等
	2		従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
	3		災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
	4		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している事業所等
上記の取 組内容を 示す具体 的な事例			
被推薦者 の 承 諾		上記推薦申請に必要な審査を受けることに承諾します。 事業所等 代表者 印	

様式第3号（第6条関係）



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。
 2 色は、次の表のとおりとする。

		色（CMYK値による色指定）
①	地色（中央部）	青（C：50%、M：5%、Y：0%、K：0%）
②	地色（上下部）	青（C：85%、M：40%、Y：25%、K：12%）
③	表示マーク（面）	赤（C：0%、M：95%、Y：90%、K：0%）
④	文字、枠線	銀

様式第4号 (第8条関係)

芦北町消防団協力量事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所名	郵便番号 所在地 担当・連絡先	初回表示年月日		協力事項 (要綱第4条関係) ※該当項に☑	主担当 市町村	表示連名 市町村	備考 ※該当項に☑
			現表示有効期限	更新回数				
1					☐1 ☐2 ☐3 ☐4			☐申請 ☐推薦
2					☐1 ☐2 ☐3 ☐4			☐申請 ☐推薦
3					☐1 ☐2 ☐3 ☐4			☐申請 ☐推薦
4					☐1 ☐2 ☐3 ☐4			☐申請 ☐推薦
5					☐1 ☐2 ☐3 ☐4			☐申請 ☐推薦

第8節 災害時要配慮者利用施設一覧

(※ ○は避難確保計画作成対象施設)

区 分	施設区分	施 設 名	住 所	水防法		津波地域法	土砂法
				洪水	高潮	津波	土砂
医療提供施設	病 院	井上病院	芦北町佐敷280-1	○			
	〃	溝部病院	芦北町湯浦403-1	○			
	〃	井上医院	芦北町佐敷167	○			
	〃	篠原医院	芦北町佐敷370-1	○			
	〃	宮島医院	芦北町佐敷348-1	○			○
	〃	松本医院	芦北町花岡1666-4	○	○		
	〃	竹本医院	芦北町湯浦218-3	○			
	〃	芦北クリニック	芦北町湯浦417-1	○			
	〃	芦北整形外科医院	芦北町芦北2610-8	○	○	○	
	〃	芦北とりかい眼科	芦北町芦北2413-1	○	○		
	〃	七浦てらさきクリニック	芦北町芦北2090	○	○		
	〃	くまもと中医クリニック	芦北町芦北2331-2	○	○		
	〃	百崎内科医院	芦北町田浦806	○	○		
	歯科診療所	さしき宮島歯科医院	芦北町花岡1660	○	○		
	〃	井上歯科医院	芦北町花岡1846-8	○			
	〃	あいりす歯科医院	芦北町道川内6-9	○			
	〃	野村歯科医院	芦北町小田浦1348-5	○	○		
	〃	藤崎歯科医院	芦北町田浦646-1				
児童福祉施設	医療型障害児入所施設	くまもと芦北療育医療センター	芦北町芦北2813				○
	指定児童発達支援・指定放課後等デイサービス事務所	児童発達支援・放課後等デイサービス ありんこるーむ芦北	道川内6-13	○			
	保 育 園	淳光育児園	芦北町花岡309-40	○			
	〃	吉尾保育園	芦北町吉尾197	○			
	〃	あしきた・まちのこども園	芦北町芦北2039	○	○		
	〃	計石保育園	芦北町計石2962-1		○		○
	〃	湯浦保育園	芦北町湯浦201	○			
	〃	大野保育園	芦北町天月1215-3				
	〃	田浦保育園	芦北町田浦町698	○	○		
	〃	認定こども園すくすく	芦北町芦北2226-2	○	○	○	
	〃	くまもと芦北療育医療センター事業所内保育園	芦北町芦北2813				○

区 分	施設区分	施 設 名	住 所	水防法		津波地域法	土砂法
				洪水	高潮	津波	土砂
児童福祉施設	児童厚生施設	芦北児童館	芦北町佐敷111-1	○			
	〃	湯浦児童館	芦北町湯浦188-1	○			
老人福祉施設	老人デイサービスセンター	きずなの里デイサービスセンター	芦北町湯浦1439-1	○			○
	〃	指定通所介護事業所であいクラブ	芦北町芦北2324-1	○	○	○	
	〃	田の浦荘	芦北町田浦町870-1				
	〃	八幡荘デイサービスセンター	芦北町田浦町664		○		
	〃	美里デイサービスセンター	芦北町天月1337-1	○			○
	〃	吉尾デイサービスセンター	芦北町吉尾197	○			
	〃	通所リハビリテーション どんぐりの家	芦北町田浦806	○	○		
	〃	芦北クリニック 通所リハビリテーションさくら	芦北町湯浦417-1	○			
	〃	芦北整形外科通所リハビリテーション	芦北町芦北2610-8	○	○	○	
	〃	篠原医院通所リハビリテーション	芦北町佐敷370-1	○			
	養護老人ホーム	有隣	芦北町芦北2855	○			○
	短期入所	ショートステイなんてん	芦北町花岡1846-3	○			
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム五松園	芦北町花岡1118	○			○
	〃	特別養護老人ホーム田の浦荘	芦北町田浦町870-1				
	有料老人ホーム	ゆうあいの家	芦北町芦北2324-1	○	○	○	
	〃	美里	芦北町白木1307				○
	グループホーム	グループホームあしきた	芦北町芦北2015-6	○	○		
	〃	グループホームむつみ荘	芦北町佐敷371-6	○			
	〃	紫おん福祉の家	芦北町鶴木山1288-5				
	〃	グループホームつわぶき	芦北町湯浦1505-1				○
	〃	グループホームつわぶきⅡ	芦北町湯浦1505-1				○
	〃	グループホームたのうらそう	芦北町田浦町822-3				○
	〃	グループホーム慈愛	芦北町天月1345	○			○
	〃	グループホーム慈愛Ⅱ	芦北町天月1345	○			○
	〃	グループホーム千花	芦北町芦北2592-1	○	○	○	
	老人保健施設	介護老人保健施設 新清苑	芦北町芦北2727-1	○	○	○	

区 分	施設区分	施 設 名	住 所	水防法		津波地域法	土砂法
				洪水	高潮	津波	土砂
老人福祉施設	生活支援ハウス	高齢者生活福祉センター 八幡荘	芦北町田浦町664		○		
	〃	高齢者生活支援ハウス みどりの里	芦北町芦北2324-1	○			
障害者支援施設	障害者支援施設	障害者支援施設 石路の里	芦北町湯浦1505-1				○
	〃	障害者支援施設 みつば学園	芦北町花岡1539				○
	療養介護事業所	くまもと芦北療育医療センター	芦北町芦北2813				○
	グループホーム	グループホーム虹	芦北町道川内2-4	○			
	〃	さくら	芦北町芦北2609-2	○	○		
	〃	つわぶきの家	芦北町湯浦1506-9				○
	〃	ばらん家 芦北	芦北町佐敷371-4	○			
教育施設	特別支援学校	熊本県立芦北支援学校	芦北町芦北2829-8				○
	〃	熊本県立芦北支援学校高等部 佐敷分教室	芦北町乙千屋20-2	○			○
	小学校	芦北町立佐敷小学校	芦北町道川内31	○			○
	〃	芦北町立大野小学校	芦北町市野瀬1119				○
	〃	芦北町立湯浦小学校	芦北町湯浦1396				○
	〃	芦北町立内野小学校	芦北町大川内602				
	〃	芦北町立田浦小学校	芦北町田浦840	○	○		
	中学校	芦北町立佐敷中学校	芦北町花岡496-2	○			○
	〃	芦北町立湯浦中学校	芦北町湯浦369				○
	〃	芦北町立田浦中学校	芦北町田浦760	○			
	高等学校	熊本県立芦北高等学校	芦北町乙千屋20-2	○			○
その他	救護施設	救護施設 野坂の浦荘	芦北町田浦町358-2				

第9節 災害関係機関非常連絡先

種別	機関名称	郵便番号	所在地	電話番号
国の機関	熊本地方気象台	860-0047	熊本市西区春日2丁目10番1号	096-324-3283
国の機関	国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所 熊本河川国道事務所八代維持出張所 八代河川国道事務所	861-8029 866-0074 866-0831	熊本市東区西原1丁目12-1 八代市平山新町4918 八代市萩原町1丁目708-2	096-382-1111 0965-32-4271 0965-32-4135
国の機関	九州農政局消費・安全部地域第三課	866-0896	八代市日置町171-1	0965-62-8203
国の機関	九州森林管理局 熊本南部森林管理署	868-0057	人吉市西間上町2607-1	0966-23-3311
国の機関	熊本労働局 八代労働基準監督署	866-0852	八代市大手町2丁目3-11	0965-32-3151
国の機関	海上保安庁第十管区海上保安本部 八代海上保安署	890-8510 866-0033	鹿児島市東郡元町4番1号 八代市港町139	099-250-9800 0965-37-1477
国の機関	陸上自衛隊西部方面特科連隊第1大隊	861-8064	熊本市北区八景水谷2丁目17-1	096-343-3141
県の機関	熊本県知事公室危機管理防災課	862-8570	熊本市中央区水前寺6丁目18-1	096-333-2115
県の機関	熊本県県南広域本部芦北地域振興局 総務部総務振興課 土木部維持管理課	869-5461	芦北町大字芦北2670	0966-82-3111 0966-82-2522 0966-82-2556
県の機関	水俣保健所	867-0061	水俣市八幡町2丁目2-13	0966-63-4104
県の機関	熊本県警察本部 芦北警察署	862-8610 869-5461	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 芦北町大字芦北2784-4	096-381-0110 0966-82-3110
県の機関	市房ダム管理事務所	868-0701	球磨郡水上村大字岩野3-6	0966-44-0304
市町村	水俣市(総合政策部危機管理防災課)	867-8555	水俣市陣内一丁目1番1号	0966-61-1604
市町村	津奈木町	869-5692	津奈木町大字小津奈木2123番地	0966-78-3111
その他 公共機関	水俣芦北広域行政事務組合消防本部 芦北消防署	867-0003 869-5461	水俣市ひばりヶ丘3番12号 芦北町大字芦北2754	0966-63-1191 0966-82-4731
防災委員	九州電力送配電(株)八代配電事業所	866-0864	八代市塩屋町4-38	0120-986-606
防災委員	西日本電信電話(株)熊本支店	862-0976	熊本市中央区九品寺1-2-11 NTT新九品寺ビル2F	096-272-9215
防災委員	日本郵便株式会社芦北郵便局	869-5499	芦北町大字佐敷255-1	0966-82-2042
防災委員	一般社団法人 水俣市芦北郡医師会	869-5441	芦北町大字佐敷167	0966-82-5865

種別	機関名称	郵便番号	所在地	電話番号
防災委員	芦北町建設業組合	869-5461	芦北町大字芦北 2788	0966-82-2006
防災委員	芦北アマチュア無線クラブ	869-5433	芦北町大字八幡 158	0966-82-2144
防災委員	熊本県水難救済会芦北救難所	869-5453	芦北町大字湯浦 190 番地 1	0966-82-4469
防災委員	芦北町社会福祉協議会	869-5563	芦北町大字湯浦 1439 番地 1	0966-86-0294
交通関係	肥薩おれんじ鉄道株式会社	866-0831	八代市萩原町 1 丁目 1-1	0965-32-5678
交通関係	肥薩おれんじ鉄道佐敷駅	869-5441	芦北町大字花岡 1653 番地 4	0966-61-3100
医療関係	日本赤十字社熊本支部	862-0939	熊本市東区長嶺南 2-1-1	096-384-2111
協 定	(社)熊本県産業廃棄物協会 南部支部	869-5571	芦北町大字豊岡 222-3	0966-86-1980
協 定	サントリー・バレッジ サービス(株)九州営業本部	860-0806	熊本市中央区花畑町 4 番 7 号	096-355-4511
協 定	水俣芦北電気工事業協同組合芦北支部	869-5433	芦北町大字八幡 158	0966-82-2144
協 定	社会福祉法人 栄和福祉会	869-5305	芦北町大字田浦町 870-1	0966-87-0810
協 定	社会福祉法人 慈友会	869-5442	芦北町大字花岡 1118	0966-82-4274
協 定	社会福祉法人 光輪会	869-5563	芦北町大字湯浦 1505-1	0966-86-0515
協 定	社会福祉法人 志友会	869-5461	芦北町大字芦北 2813	0966-82-2431
協 定	社会福祉法人 芦北福祉会	869-5442	芦北町大字芦花岡 1539	0966-82-5472
協 定	あしきた農業協同組合	869-5441	芦北町大字佐敷 424	0966-82-2515
協 定	(株)宮本産業	869-5441	芦北町大字佐敷 363	0966-82-2508
協 定	NPO 法人コメリ災害対策センター	950-1492	新潟県新潟市南区清水 4501-1	025-371-4185
協 定	(株)マルショク	870-0037	大分県大分市東春日町 13-11	097-537-1010
協 定	湯浦ショッピングセンター	869-5563	芦北町大字湯浦 279-4	0966-86-0056
協 定	総合食品ヒラキ	869-5442	芦北町大字花岡 1677-47	0966-82-3480
協 定	太陽電気(株)芦北営業所	869-5563	芦北町大字湯浦 408-3	0966-86-0033
協 定	公益社団法人 熊本県トラック協会	862-0901	熊本市東区東町 4 丁目 6-2	096-369-3968
協 定	株式会社ナフコ	802-0006	北九州市小倉北区魚町 2-6-10	093-521-5155
協 定	ヤフー株式会社	102-8282	東京都千代田区紀尾井町 1-3	03-6898 5312
協 定	大塚ウエルネスベンディング(株)西日本支店	812-0023	福岡県福岡市博多区奈良屋町 13-13 2F	0120-925-405

第10節 災害時における協定の状況

本町における災害時の協定状況は次のとおりである。

期 日	協定内容	相手方
H18.11. 7	緊急時対応型飲料水自動販売機の設置に関する協定	サントリービバレッジサービス(株)九州営業本部
H19. 5.23	大規模災害時の支援活動に関する協定	芦北町建設業組合
H20. 5.20	災害時の応急復旧活動に関する協定	芦北町管工事組合
H20. 9. 1	災害時における電気設備の応急復旧活動に関する協定	水俣芦北電気工事業協同組合芦北支部
H22. 2.25	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 栄和福祉会 社会福祉法人 慈友会 社会福祉法人 光輪会 社会福祉法人 志友会 社会福祉法人 芦北福祉会
H22. 2.25	災害時における物資の供給協力に関する協定	あしきた農業協同組合 (株)宮本産業 NPO 法人コメリ災害対策センター (株)マルショク 湯浦ショッピングセンター 総合食品ヒラキ
H22.10. 1	災害時における廃棄物処理等の支援活動に関する協定	一般社団法人 熊本県産業資源循環協会
H23. 6.23	芦北町における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局
H24. 3.27	災害時における「芦北警察署臨時移転」に関する協定	芦北警察署
H25. 1.11	「道の駅」たのうら防災機能利用に関する基本協定	国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所
H25. 9	3市町社会福祉協議会災害時相互応援協定	社会福祉法人 水俣市社会福祉協議会 社会福祉法人 芦北町社会福祉協議会 社会福祉法人 津奈木町社会福祉協議会
H26. 2.18	災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定	公益社団法人 熊本県トラック協会
H26.11.25	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン 九州第二エリア統括部
H27. 4. 1	熊本県消防相互応援協定 九州自動車道等における消防相互応援協定	県内市町村長、各広域消防本部

期 日	協定内容	相手方
H28. 2.12	災害発生時における相互協力に関する協定書	芦北郵便局長
H30.11.13	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社 熊本支店
H31.1.31	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社ナフコ
R 元.10.25	芦北町地区災害復旧に関する協定	九州電力株式会社 八代配電事業所
R2.6.25	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
R3.6.18	緊急時開放備蓄型自販機に関する覚書	大塚ウエルネスベンディング(株)西日本支店

第11節 地区防災計画

芦北町地域防災計画に次の地区防災計画を定める。

	計画名	作成主体	計画対象地区	規定日
1	田川地区防災計画	田川区自主防災会	田川区	令和4年5月
2	花岡東地区防災計画	花岡東地区自主防災会	花岡東区	令和4年5月
3	乙千屋地区防災計画	乙千屋区自主防災会	乙千屋区	令和5年4月
4	桑原地区防災計画	桑原地区自主防災会	桑原区	令和5年4月

第12節 タイムライン

(1) 球磨川水害タイムライン

令和2年7月豪雨以前から球磨川のタイムラインを運用されていた八代市、人吉市、球磨村の取組を球磨川流域の市町村にも参考にしてもらいたいという趣旨のもと、令和3年度から八代河川国道事務所を中心に取組を進められ、本町も球磨川に係るタイムラインを作成。本町においては、球磨川の流域面積は、町全体の面積からすると一部であり、当該タイムラインに基づいて町全体の災害対応方針を決定するということはないが、球磨川流域の状況把握をし、流域行政区長に避難誘導の連絡等を行う上では、当該タイムラインを参考とする。

300	住民避難への対応	301	住民避難の意思決定	☐ 指定避難所の開設時期の検討 ☐ 自主避難・警戒に関する決定 ☐ 要支援者・住民の自主避難 ☐ 自主避難所の開設・運営	☐ 指定避難所の開設時期の検討 ☐ 自主避難・警戒に関する決定 ☐ 要支援者・住民の自主避難 ☐ 自主避難所の開設・運営	☐ 高齢者等避難の要表 ☐ 要支援者の避難	☐ 高齢者等避難の要表 ☐ 要支援者の避難	☐ 避難指示の通告判断、発表時期の検討 ☐ 避難場所の再確認 ☐ 指定避難所増設時期の検討	☐ 避難指示の要表 ☐ 逃げ遅れた住民の避難	☐ 避難指示の通告判断、発表時期の検討 ☐ 避難場所の再確認 ☐ 指定避難所増設時期の検討	☐ 避難指示の要表 ☐ 逃げ遅れた住民の避難
302		302	住民への避難情報の提供								
303		303	避難誘導								
304		304	指定避難所の開設・運営（自主避難所を含む）	☐ 指定避難所の開設の準備	☐ 指定避難所の開設・運営						
305		305	福祉避難所の開設・運営								
306		306	要配慮者の避難対応	☐ 要支援者の支援の準備		☐ 高齢者・要支援者施設への情報提供 ☐ 要支援者の避難	☐ 高齢者・要支援者施設への情報提供 ☐ 要支援者の避難				
310		310	指定管理者に管理委託する公共施設の避難対応	☐ 公共施設閉鎖の準備（判断）	☐ 公共施設閉鎖の実施						
追加⑤		追加⑤	夜間避難への対応（避難時間帯が夜間となる可能性がある場合）		☐ 高齢者等避難の早期発表の検討 ■ 早期に住民へ予防的避難準備の呼びかけを実施						
追加⑥		追加⑥	地域コミュニティへの協力依頼								
400	犯疑前の現場対応	401	現場職員・パトロールの指揮	☐ パトロールの準備	☐ パトロールの実施【継続】				☐ 職員退避・搬送要請の再確認 後付 ☐ パトロール担当者の退避		
402		402	水防活動の指揮	☐ 消防団の活動準備の方針検討 ☐ 支川等の氾濫対応の検討 ☐ 支川等の氾濫対応 ☐ 通門操作の準備 ☐ 施設操作	☐ 水防警報による「待機」・「準備」 ☐ 水防警報による「出動」 ☐ 支川の内水氾濫対応 ☐ 通門操作の実施						
403		403	施設の操作								
404		404	道路の規制・管理 警察や報道機関への情報提供（追加⑦）	☐ 警察・マスコ等へ対応の準備 ☐ 警察・マスコ等へ対応の実施【継続】 ■ 専門要員の配置：総務対策部が対応	☐ 道路の通行規制の実施 専門要員の配置：総務対策部（約7名）で対応	☐ 道路の通行規制の実施 専門要員の配置：総務対策部（約7名）で対応	☐ 道路の通行規制の実施 専門要員の配置：総務対策部（約7名）で対応	☐ 道路の通行規制の実施 専門要員の配置：総務対策部（約7名）で対応	☐ 道路の通行規制の実施 専門要員の配置：総務対策部（約7名）で対応	☐ 道路の通行規制の実施 専門要員の配置：総務対策部（約7名）で対応	☐ 道路の通行規制の実施 専門要員の配置：総務対策部（約7名）で対応
500	広報対応	503	住民とのコミュニケーション（追加⑧）	☐ 住民からの通報・問合せ対応の準備	☐ 住民からの通報・問合せ対応の実施【継続】 ■ 専門要員の配置：総務対策部・福祉対策部・建設対策部が対応	☐ 専門要員の配置：総務対策部・福祉対策部・建設対策部が対応	☐ 専門要員の配置：総務対策部・福祉対策部・建設対策部	☐ 専門要員の配置：総務対策部・福祉対策部・建設対策部	☐ 専門要員の配置：総務対策部・福祉対策部・建設対策部	☐ 専門要員の配置：総務対策部・福祉対策部・建設対策部	☐ 専門要員の配置：総務対策部・福祉対策部・建設対策部
600	関係機関と連携	601	受援体制の管理（物資・リエンを含む）	☐ 関係機関への支援の事前調整		☐ ホットラインの実施 ☐ リエンの派遣要請	☐ ホットラインの実施 ☐ リエンの派遣要請	☐ ホットラインの実施 ☐ 関係機関への支援要請	☐ ホットラインの実施 ☐ 関係機関への支援要請	☐ ホットラインの実施 ☐ 関係機関への支援要請	☐ ホットラインの実施 ☐ 関係機関への支援要請
700	犯疑後の応急対応	701	被害に対する応急対応							☐ 被災状況の情報収集 ☐ 応急対応の決定 ☐ 被災警戒区域対応の実施 ☐ 避難所対応の実施 ☐ 被災箇所への対応の実施 ☐ 応急対応の実施	☐ 被災状況の情報収集 ☐ 応急対応の決定 ☐ 被災警戒区域対応の実施 ☐ 避難所対応の実施 ☐ 被災箇所への対応の実施 ☐ 応急対応の実施
800	救助活動	801	救助活動							☐ 逃げ遅れた住民の救助 ☐ 孤立化集落対応の実施	☐ 逃げ遅れた住民の救助 ☐ 孤立化集落対応の実施